

令和2年第1回せたな町議会定例会 第1号

令和2年3月2日（月曜日）

○議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 諸般の報告

○出席議員（12名）

1番 吉田 実 君	2番 梶田 道廣 君
3番 本多 浩 君	4番 橋本 一夫 君
5番 熊野 主税 君	6番 道高 勉 君
7番 大湯 圓郷 君	8番 横山 一康 君
9番 石原 広務 君	10番 平澤 等 君
11番 菅原 義幸 君	12番 真柄 克紀 君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	高橋 貞光 君
教育委員会教育長	成田 円裕 君
農業委員会会長	原田 喜博 君
選挙管理委員会委員長	大坪 観誠 君
代表監査委員	残間 正 君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	佐々木 正 則 君
総 務 課 長	原 進 君
まちづくり推進課長	小坂橋 司 君
財 政 課 長	佐野 英 也 君
税 務 課 長	高橋 純 君
町民児童課長	濱口 喜 秋 君
認定こども園長	鎌田 郁 美 君
保健福祉課長	樋口 靖 君
農 務 課 長	佐藤 英 美 君

水産林務課長	横川洋二	君
建設水道課長	丹羽優	君
会計管理者	萩原勝幸	君
国保病院事務局長	西村晋悟	君
総務課長補佐	小林和仁	君
まちづくり推進課長補佐	阪井世紀	君
財政課長補佐	河原泰平	君
町民児童課長補佐	坂谷洋二	君
認定こども園副園長	伊藤悦子	君
保健福祉課長補佐	浜高正明	君
地域包括支援センター所長	長内京	君
農務課長補佐	吉田有哉	君
水産林務課長補佐	八木忠義	君
水産種苗センター副所長	栄田武志	君
建設水道課長補佐	平田大輔	君
国保病院事務局次長	中川讓	君
経営戦略室次長	手塚清人	君
財政課主幹	井村裕行	君
町民児童課主幹	黒澤美知子	君
保健福祉課主幹	古守亜珠	君
保健福祉課主幹	竹内亜希子	君
保健福祉課主幹	藤谷知昭	君
地域包括支援センター主幹	今川勇吾	君
建設水道課主幹	川上佳隆	君
建設水道課主幹	金澤喜嗣	君
建設水道課主幹	金鈴涼平	君
総務係長	中山康春	君
職員厚生係長	尾野裕也	君
地域生活係長	岡島讓二	君
防災係長	斉藤哲章	君
まちづくり推進係長	松原孝樹	君
広報統計係長	伊藤藤哲史	君
商工労働観光係長	撫養和伯	君
障がい福祉係長	平田慎太郎	君
保健推進係長	垣本利子	君
包括支援係長	大久保麻未	君
地域支援係長	金澤早苗	君

地域支援係	長	田畑	貴子	君
農政係	長	大庭	啓	君
耕地係	長	斉藤	真	君
水産係	長	油谷	好彦	君
業務係	長	池田	裕之	君
土木係	長	桑田	一良	君
水道係	長	大野	秀幸	君
管財係	長	高橋	真一	君

《大成総合支所》

支所	長	杉村	彰	君
次	長	佐々木	正人	君
大成診療所事務	長	古守	幸治	君
主	幹	奥村	大樹	君
主	幹	水野	万寿夫	君

《瀬棚総合支所》

支所	長	上野	宏行	君
養護老人ホーム三杉荘	所長	横川	忍	君
次	長	増田	和彦	君
養護老人ホーム三杉荘	次長	平賀	英治	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局	長	神田	昌	君
次	長	古畑	英規	君
瀬棚教育事務所	長	杉村	輝明	君
主	幹	山本	亨	君
総務係	長	長内	解人	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局	長	西田	良子	君
係	長	小池	秀樹	君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記	長	原	進	君
書記次	長	小林	和仁	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局	長	丹羽	小百合	君
-----	---	----	-----	---

次 長 上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長 丹 羽 小 百 合 君

次 長 上 野 朋 広 君

事 務 局 総 務 係 原 田 翔 太 君

◎開会宣告

○議長（真柄克紀君） おはようございます。

ただいまの出席議員12名で定足数に達してございます。令和2年第1回せたな町議会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（真柄克紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長において1番、吉田実議員、2番、梶田道廣議員を本日の会議録署名議員に指名をいたします。

なお、この指名は今定例会の会期中といたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（真柄克紀君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は本日から3月31日までの30日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から31日までの30日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（真柄克紀君） 日程第3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎散会宣告

○議長（真柄克紀君） 以上で本日の議事は終了しました。

お諮りいたします。

議案調査のため明日から3月8日までの6日間休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、明日から3月8日まで6日間休会することに決しました。

なお3月9日午前10時に再開いたしますので当議場にご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。
どうもご苦勞様でした。

散会 午前10時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年4月1日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 吉 田 実

署名議員 梶 田 道 廣

令和2年第1回せたな町議会定例会 第2号

令和2年3月9日（月曜日）

○議事日程（第2号）

- 1 行政報告
- 2 議案第1号から議案第11号、議案第26号、議案第35号から議案第37号を一括上程
〔令和2年度町政執行方針〕
〔令和2年度教育行政執行方針〕
〔令和2年度各会計予算案に関する提案説明〕
〔予算審査特別委員会設置・正副委員長互選〕
- 3 議案第12号 令和元年度せたな町一般会計補正予算（第7号）
- 4 議案第13号 令和元年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 5 議案第14号 令和元年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 6 議案第15号 令和元年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 7 議案第16号 令和元年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 8 議案第17号 令和元年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 9 議案第18号 令和元年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第19号 令和元年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第20号 令和元年度せたな町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第21号 令和元年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第22号 令和元年度せたな町瀬棚港旅客施設事業特別会計補正予算（第1号）
- 14 議案第23号 令和元年度せたな町病院事業会計補正予算（第4号）
- 15 議案第24号 せたな町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 16 議案第25号 せたな町職員のサービスの宣言に関する条例の一部を改正する条例について
- 17 議案第27号 せたな町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 18 議案第28号 せたな町手数料条例の一部を改正する条例について
- 19 議案第29号 せたな町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 20 議案第30号 せたな町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 21 議案第31号 せたな町学童保育所条例の一部を改正する条例について
- 22 議案第32号 せたな町営住宅管理条例等の一部を改正する条例について
- 23 議案第33号 せたな町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 24 議案第34号 せたな町医療職等奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について

○出席議員（12名）

1番 吉田 実 君 2番 梶田 道廣 君

3番	本多	浩	君	4番	橋本	一夫	君
5番	熊野	主税	君	6番	道高	勉	君
7番	大湯	圓郷	君	8番	横山	一康	君
9番	石原	広務	君	10番	平澤	等	君
11番	菅原	義幸	君	12番	真柄	克紀	君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高橋	貞光	君
教育委員会	教育長	成田	円裕	君
農業委員会	会長	原田	喜博	君
選挙管理委員会	委員長	大坪	観誠	君
代表監査委員		残間	正	君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木	正則	君
総務課長	原	進	君
まちづくり推進課長	小板橋	司	君
財政課長	佐野	英也	君
税務課長	高橋	純	君
町民児童課長	濱口	喜秋	君
認定こども園長	鎌田	郁美	君
保健福祉課長	樋口	靖	君
農務課長	佐藤	英美	君
水産林務課長	横川	洋二	君
建設水道課長	丹羽	優	君
会計管理者	萩原	勝幸	君
国保病院事務局長	西村	晋悟	君
総務課長補佐	小林	和仁	君
まちづくり推進課長補佐	阪井	世紀	君
財政課長補佐	河原	泰平	君
町民児童課長補佐	坂谷	洋二	君
認定こども園副園長	伊藤	悦子	君
保健福祉課長補佐	浜高	正明	君

地域包括支援センター所長	長	内	京	君
農務課長補佐	吉	田	有哉	君
水産林務課長補佐	八	木	忠義	君
水産種苗センター副所長	栄	田	武志	君
建設水道課長補佐	平	田	大輔	君
国保病院事務局次長	中	川	讓	君
経営戦略室次長	手	塚	清人	君
財政課主幹	井	村	裕行	君
町民児童課主幹	黒	澤	美知子	君
保健福祉課主幹	古	守	亜珠	君
保健福祉課主幹	竹	内	亜希子	君
保健福祉課主幹	藤	谷	知昭	君
地域包括支援センター主幹	今	川	勇吾	君
建設水道課主幹	川	上	佳隆	君
建設水道課主幹	金	澤	喜嗣	君
建設水道課主幹	鈴	木	涼平	君
総務係長	中	山	康春	君
職員厚生係長	尾	野	裕也	君
地域生活係長	岡	島	讓二	君
防災係長	斉	藤	哲章	君
まちづくり推進係長	松	原	孝樹	君
広報統計係長	伊	藤	哲史	君
商工労働観光係長	撫	養	和伯	君
障がい福祉係長	平	田	慎太郎	君
保健推進係長	垣	本	利子	君
包括支援係長	大久保	保	麻未	君
地域支援係長	金	澤	早苗	君
地域支援係長	田	畑	貴子	君
農政係長	大	庭	啓	君
耕地係長	大	齊	藤真	君
水産係長	油	谷	好彦	君
業務係長	池	田	裕之	君
土木係長	桑	田	一良	君
水道係長	大	野	秀幸	君
管財係長	高	橋	真一	君

《大成総合支所》

支所	長	杉	村	彰	君
----	---	---	---	---	---

次	長	佐々木	正人	君
大成診療所事務	長	古守	幸治	君
主	幹	奥村	大樹	君
主	幹	水野	万寿夫	君

《瀬棚総合支所》

支所	長	上野	宏行	君
養護老人ホーム三杉荘	所長	横川	忍	君
次	長	増田	和彦	君
養護老人ホーム三杉荘	次長	平賀	英治	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局	長	神田	昌	君
次	長	古畑	英規	君
瀬棚教育事務所	所長	杉村	輝明	君
主	幹	山本	亨	君
総務係	長	長内	解人	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局	長	西田	良子	君
係	長	小池	秀樹	君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記	長	原	進	君
書記	次長	小林	和仁	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局	長	丹羽	小百合	君
次	長	上野	朋広	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局	長	丹羽	小百合	君
次	長	上野	朋広	君
事務局	総務係	原田	翔太	君

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） おはようございます。

ただいまの出席議員12名で定足数に達していますので、定例会を再開いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

今定例会おきましては、コロナ感染拡大防止のため議事日程を大きく変更いたしております。

各議員、説明員においては、会議規則の原則に則り簡略、明快な答弁、質疑により、議事運営にご協力くださいますよう重ねてお願い申し上げます。

◎日程第1 行政報告

○議長（真柄克紀君） 日程第1、行政報告を行います。

町長並びに教育長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） 行政報告をさせていただきます。

まず新型コロナウイルス感染症については、道内はもとより日本全国、世界各国での感染拡大を受け、2月25日18時に新型コロナウイルス対策本部を設置し対応策を検討してまいりましたが、本町において2月27日道内51例目、52例目、28日に55例目の感染が確認されました。その対応策として、各小中学校の休校に加え、防災無線による更なる感染予防の周知、各種事業などの中止や延期、また認定こども園などの保育施設や町が管理する公共の集会施設などを2月27日から3月19日までの間、休館などの対応を取ったところであり、引き続き感染拡大の防止に努めてまいります。

2つ目です。国保病院での小児科夜間診療について申し上げます。

八雲総合病院のご協力をいただき、本年4月から毎月第1、第3火曜日に実施する予定としていた小児科夜間診療については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開始時期を延期することとなりました。なお開始時期については未定であります。また現在行っている夜間診療については、引き続き実施してまいります。

次に婦人科診療について申し上げます。

医師の派遣元である八雲総合病院の事情により、診療日がこれまでの毎週木曜日から毎月第1、第3、第5火曜日に変更となります。小児科夜間診療並びに婦人科診療に関する町民周知については、町ホームページ、防災無線及び連絡員配付のチラシなどによって行ってまいります。

3つ目です。新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、国の基本方針に基づき、定期的に受診している慢性疾患などの患者様に対しては、医師が電話にて現在の症状などを聴取し、医師の指示のもと薬を調剤薬局で受け取ることができる仕組みを構築し、3月3日から対応しているところであります。また2月25日から発熱外来を国保病院に隣接している眼科婦人科診察棟に開設し、発熱及び風邪症状のある患者様が一般外来患者様と接触しないよう玄関も別々にして、対応にあたっているところです。いずれの対応も感染拡大防止のため当面の間、継続する予定としております。

4つ目です。せたな大里ウインドファームの運転開始についてです。

電源開発株式会社が平成28年から瀬棚区西大里地区、元浦地区に建設を進め、昨年8月より試運転を開始しておりました、せたな大里ウインドファームが令和2年1月10日より本格稼働いたしました。電源開発にとって、本町では瀬棚臨海風力発電所に次いで2箇所目、北海道内では6箇所目の風力発電施設で、発電量については、3,200キロワットの風車が16基あり、合計出力が5万キロワットでございます。

営業運転はグループ会社であります株式会社ジェイウインドせたなが行っております。

次の5番目、6番目については、教育長から報告をいたします。

7番目の町長、副町長の動向につきましては、別紙のとおりでございます。

以上、私からの行政報告とさせていただきます。

○議長（真柄克紀君） 次に教育長。

○教育長（成田円裕君） 新型コロナウイルス感染症に係る対応についてご報告申し上げます。

新型コロナウイルスの集団による感染の拡大防止を図るため、町内の全小中学校については、令和2年2月27日から学年末の休業日前日の3月26日まで臨時休業といたしました。また町民体育館などの社会体育施設については2月27日から、情報センターなどの社会教育施設については2月28日から、いずれも3月31日までの間、臨時休館といたしました。なお各小中学校の卒業式につきましては、在校生と来賓の式典への参加を取りやめて、時間短縮を図ったうえで実施することとなりましたのでご報告いたします。

次に若松小学校の統合についてご報告申し上げます。

令和2年1月30日付で、若松小学校PTA会長及び若松小学校校区内の各町内会長の連名で、学校統合に向けた要望書の提出がありました。

要望書の内容であります、PTAや町内会で協議を重ねた結果、児童数の減少や教育効果の大きさを考え、令和3年度末をもって若松小学校を閉校し、令和4年4月1日より、北檜山小学校へ統合したいという要望でありました。このことについて、令和2年2月14日開催の第2回教育委員会において協議した結果、PTAや地域が十分に話し合いを行ったうえでの要望であることから、令和4年3月31日をもって若松小学校を閉校し、令和4年4月1日より北檜山小学校へ統合することに決定いたしましたのでご報告いたします。

○議長（真柄克紀君） これで行政報告を終わります。

◎日程第2 議案第1号ないし議案第11号及び議案第26号、議案第33号ないし議案第38号

○議長（真柄克紀君） 日程第2、議案第1号令和2年度せたな町一般会計予算から議案第11号令和2年度せたな町病院事業会計予算までの11件と、議案第26号せたな町特別会計条例の一部を改正する条例及び議案第35号せたな町児童館条例を廃止する条例から議案第37号指定管理者の指定についてまでの4件、合せて15件を一括議題といたします。

最初に町長の町政執行方針について説明を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは令和2年第1回せたな町議会定例会の開会にあたり、町政執行への私の所信と基本的な施策の概要を申し上げます。

せたな町にとっては合併という大きく変化した平成の時代から令和へと変わりましたが、私はこれまで町民が安心して暮らすことができる、笑顔あふれるまちづくりを念頭に町政に取り組んでまいりました。この間、多くの課題を解決してこれたのも、ひとえに町民の皆様と議員の皆様の温かいご理解とご支援の賜であります。改めて感謝とお礼を申し上げます。

国においては、令和という新たな時代を迎え、人口減少や少子高齢化が進行する中であっても、直面する様々な課題を克服し、持続的な経済成長の実現と、財政健全化の達成を両立させていくことが我が国経済の目指すべき最重要目標であると示されています。本町においても、持続可能な自治体経営を維持していくうえで、人口減少や少子高齢化を抑制していくことが重要であります。令和3年度から普通交付税が一本算定となり、また国勢調査の人口減少により合併時に比べ交付税が大幅に減少することが予想され財政がより一層厳しくなります。令和2年度は、せたな町公共施設等総合管理計画の個別施設計画を策定し、令和3年度に向けて総合支所の支所化など公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減し、他町と同様一つの町として自立可能な新たな形へと町の組織や公共施設の見直し、職員定数の削減などの改革に町民や議会のご理解をいただきながら取り組んでまいります。

また第2次せたな町まち・ひと・しごと創生総合戦略を軸に、限りある財源で、町民の皆様安心して住み続けていただけるよう、町が必要とする政策に優先順位をつけ、やれることからしっかりと知恵を絞って誠実に町政を進めてまいります。令和2年度せたな町予算については、町の予算編成方針や地方財政計画などを踏まえ、予算編成にあたったところであります。

はじめに一般会計予算について申し上げます。

予算総額は、前年度比2.1%増の88億9,640万6,000円となっております。

歳出の主な事業は、新規事業が窓口ネットワーク整備事業、産業等活性化補助事業、水産物荷捌所改良事業、雪寒機械更新事業など、継続事業は、本庁舎長寿命化改修事業、デマンドバス運行事業、町道橋長寿命化修繕事業、行政防災無線デジタル化整備事業などとなっております。

歳入では、全体の51.5%を占める地方交付税は、普通交付税が前年度比5.7%減の40億4,049万9,000円を、特別交付税は前年度比6.9%減の5億4,000万円をそれぞれ計上いたしました。地方債は、適債事業12件と臨時財政対策債の合わせて13件で、前年度比28.8%増の12億1,500万円を計上いたしました。

次に特別会計予算について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計など9特別会計の総額は、前年度比0.7%増の33億5,627万8,000円となったところであります。病院事業会計は収益的支出が12億7,394万2,000円、資本的支出は3,010万7,000円を計上いたしました。

以下、主な施策について申し上げます。

第1に、いつまでも健康に暮らせるまちの推進に努めます。

はじめに保健、福祉、介護施策について申し上げます。誰もが住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、保健、医療、福祉、介護の各分野が連携を図り、更なる充実

に努めてまいります。

保健施策については、健診や訪問指導などの母子保健事業を通じ、安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに育つことができるよう母子保健の推進に努めてまいります。各種がん検診及び特定健康診査については、多くの方に受診していただけるよう努め、健康相談や健康教育などを通じて、健康に関する正しい知識の普及と個々の生活習慣に合った保健指導を実践し、積極的に健康づくりの推進に努めてまいります。

地域福祉・高齢者施策については、地域福祉計画や高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画を基本に、総合的な保健福祉、介護予防事業の展開を図り、高齢者の自立の促進、安心して生活できる環境づくり、権利擁護などの相談、生活支援体制の充実に努めてまいります。

介護人材確保・育成支援事業については、質の高い介護サービスの安定的な供給が計られるよう努めてまいります。また認知症になっても安心して生活できるよう、認知症サポーターの養成や地域で見守りができる体制づくりなど、認知症予防事業及び相談支援体制の充実に努めてまいります。

障がい福祉施策については、第3次障がい者計画、第5期障がい福祉計画に基づき、地域が必要とする給付や障がい福祉サービスを提供してまいります。また障がい者を雇用する町内事業者への支援と障がい者の就労と社会的自立の促進に努めてまいります。

子育て支援については、本年度から始まる第2期せたな町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもの健やかな成長のための事業を展開してまいります。小学校就学前児童の教育及び乳幼児保育への支援として、充実した認定こども園や保育所を運営するとともに、留守家庭の放課後児童対策として学童保育所を継続して運営してまいります。また子育て支援センターによる育児相談や子育て情報の提供、保護者同士の交流を図りながら子育て家庭への支援に努めてまいります。

国民健康保険事業については、道や国保連合会と連携を密にし、国保事業の円滑な運営に努めてまいります。また被保険者の健康増進や医療費適正化への取組として、疾病の早期発見や生活習慣病予防を目的とした各種がん検診、特定健康診査の受診率の向上や特定保健指導の実施率向上に努めてまいります。

後期高齢者医療については、北海道後期高齢者医療広域連合と連携し、被保険者が安心して医療給付を受けられるよう円滑な業務の遂行に努めてまいります。

次に病院事業について申し上げます。

地方の自治体病院が置かれている現状は、人口減少と少子高齢化の急速な進展、公的医療制度の改正や医療ニーズの変化などの影響を受け、より厳しさを増しています。加えて医師の地域偏在や医師、看護師など医療従事者の人手不足が深刻な問題となっています。国保病院並びに大成、瀬棚両診療所においても医療従事者の確保は慢性的な課題であり、依然として厳しい運営が続いています。国保病院にあっては出張医の応援を受けながら常勤医の過重な勤務環境の改善や負担軽減に努め、常勤医4人体制を維持しつつ、町内唯一の救急告示病院として救急医療体制を継続してまいります。また、両診療所にあっては国保病院から常勤医の派遣を受け、可能な限り地域に寄り添った医療体制を維持できるよう努めてまいります。

老朽化した国保病院の改築については、基本構想、基本計画の策定に向けて病院機能や規模、建設場所などについて十分検討を重ね、北渡島檜山医療圏域での協議を進めてまいります。

現行の新せたな町立国保病院改革プランについては、令和2年度が最終年度となることから経営の効率化と健全化に一層取り組むとともに、新たな病院改革プランの策定に着手してまいります。国保病院、診療所、歯科診療所が連携し、町民の皆様から必要とされ、信頼され、満足していただける医療機関を目指して、職員一人ひとりが親切、丁寧、笑顔での接遇を実践し、充実した医療サービスの提供に努めてまいります。

第2に、地域の魅力を産業の活力にかえるまちの推進に努めます。

平成30年12月30日にTPP11、平成31年2月1日に日EU、EPA、更に本年1月1日に日米貿易協定が発効され、我が国は自由貿易時代に突入し、本町の産業を取り巻く情勢は、厳しい状況にあると感じております。このような状況下で、1次産業を基幹とする本町にとっては、持続的な発展が不可欠であることから、産業団体との協働による施策の展開と併せ、産業後継者などへの支援を引き続き行い、将来の産業を支える担い手の確保に努めてまいります。また産業等活性化補助事業の実施により、本町産業の安定と定着、地元企業などによる若者の雇用創出と定住の促進、地域雇用の活性化に努めてまいります。

はじめに農業施策について申し上げます。

農業振興については、せたな町農業振興ビジョンを基本に、喫緊の課題である担い手確保対策として、新規就農に結びつく研修生の受入れなどに支援し、農業青年の育成に努めてまいります。

本年度からスタートする第5期対策の中山間地域等直接支払交付金事業や第2期対策の環境保全型農業直接支払交付金事業を活用し、本町の中山間地域の農用地の保全活動や地球温暖化防止などの取組についても引き続き支援してまいります。

農業センターについては、町内農産物の品質、収量の安定と向上のため土壌分析診断事業による土づくりの推進や各種作物の栽培品種試験、ブロッコリーの育苗試験、潮トマトの品種、栽培技術面での支援を行ってまいります。

畜産については、肉牛や乳用牛の素牛価格は堅調に推移しているものの、依然、飼料価格は高止まり傾向にあり、畜産農家にとっては省力化や飼養コストの低減が大きな課題となっています。このような状況から町営牧場の利用促進を図り、草地及び乳牛等の適正な管理に努めるほか、4期目の最終年となる優良家畜導入事業についても引き続き支援し、生産性の向上と農家負担の軽減を図ってまいります。また飼料作物の作付地については、起伏が多く令和3年度から草地整備改良事業により不陸修正、土壌改良資材の投入を行い、生産性の向上や大型機械による作業の省力化を図り、良質粗飼料の確保と低コストでの生産性を図るため、整備事業の実施計画を本年度に作成し、生産基盤の強化を図ってまいります。

次に、農業・農村整備事業について申し上げます。生産基盤の整備については、道が事業主体である道営若松地区農地整備事業を実施するため、今年度は工事着手に向けて調査設計を実施し、事業を取り進めてまいります。また近年、集中豪雨や台風などの自然災害により全国にある多くのため池の決壊などが発生したことから、町内にある3か所のため池のハザードマップを作成し、地域住民の自主防災意識の向上や、ため池の防災対策、災害時の被害軽減を図ってまいります。

農業水利施設管理については、道営事業により老朽化した西兜野排水機場の施設機械及び電機設備の全面改修を行うための計画調査を行い、農業排水の効率化と防災対策に努めてまいります。

次に、林業について申し上げます。

森林の整備・保全については、せたな町森林整備計画に基づき森林施業に取り組んでまいります。

一般民有林については、未来につなぐ森づくり推進事業を活用し、伐採後の確実な植林などに支援するとともに、除間伐、下刈、作業路並びに低質材などの運搬経費に対する事業への補助により、森林所有者の負担軽減を図り、森林の有する多面的機能の維持・増進を図ってまいります。

町有林については、複層林復旧造成工事や枝打ち工事など、一部、森林環境譲与税を活用し、計画的な町有林整備を図ってまいります。また有害鳥獣の個体数増加により農林水産物などの被害が年々増加傾向にあることから、ハンターの確保と担い手育成のため、狩猟免許取得に対する助成や捕獲奨励金の継続を図るほか、関係機関と密接に連携し効果的な対策を講じてまいります。

次に、漁業施策について申し上げます。

前浜資源の確保を図るためウニ移殖事業については、引き続き町単独事業として実施するほか、檜山管内広域連携事業として取り組むニシンやナマコの種苗放流についても引き続き支援してまいります。

水産種苗育成センターについては、アワビ種苗育成のほか、町内の漁業者から要望の強いナマコの種苗生産と供給を行うことで、前浜資源の維持、増大を図り、漁業者の経営安定に向けた支援に努めてまいります。また漁業者自らが行なう藻場の保全活動など、環境保全に対する取組や一本釣り漁業において被害を与えているサメの捕獲に要する漁具導入などに対し、引き続き支援するほか、漁業資源を守るための密漁対策についても、町密漁防止対策協議会が中心となり、取締機関と連携して対策を講じてまいります。

漁港・港湾については、老朽化している水産物荷捌所の改良工事を実施するほか、関係機関、団体との連携を図りながら、瀬棚港修築事業や漁港の機能保全事業により、施設の適切な整備と維持管理に努めてまいります。また貴重な漁業資源である日本海沿岸のサクラマス増殖を図るためには、河川環境の整備が重要であることから、既設砂防ダムなどの堤体の切り下げを関係機関に引き続き要望してまいります。

次に、商工観光について申し上げます。

商工業者の経営体質の改善を図るため、商工会に対する運営補助や中小企業経営安定資金融資事業を継続実施し、経営の自立安定に引き続き支援してまいります。また新たな取組として、地域おこし協力隊制度による新規起業者や事業承継者を募集し、担い手不足が深刻化している商工業の活性化に努めてまいります。

観光振興については、昨年公開されました映画そらのレストランと一粒の麦萩野吟子の生涯のロケ地として、包括連携協定を結ぶ株式会社クリエイティブオフィスキューと映画を活用した町のプロモーションを今後も進め、観光協会と引き続き連携を図りながら、各種観光の振興と地域の活性化に努めてまいります。また北渡島檜山4町地域連携による食と観光の取組や、せたな3大イベントへの助成は継続して実施し、地域おこし協力隊による特産品の開発や磨き上げ、販路の拡大を推進し、せたなブランドの確立に向けた積極的な取組を今後も続けてまいります。

温泉宿泊施設の温泉ホテルきたひやまについては、指定管理者制度により、お客様へのサービス向上とコストの削減を図り、適正な運営と施設の維持管理に努めてまいります。

再生可能エネルギーの推進については、昨年開催しました全国風サミットのメインテーマである洋上風力について、本年1月に設立しました檜山管内洋上風力連絡協議会を中心に、再エネ海域利用法、海洋再生可能エネルギー発電設備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づく一般海域の促進地域の指定に向けた取組を進めるとともに、再生可能エネルギーの推進と地域産業の振興を図ることを目的に、せたな町新エネルギービジョンの策定に向けた準備を進めてまいります。また大里ウインドファームが本年1月より本格稼働しておりますが、引き続き民間事業者による再生可能エネルギーの推進につきまして、可能な範囲で協力してまいります。

第3に自然を守り、安全にすごせるまちの推進に努めます。快適な日常生活を送るうえで欠かせない上下水道事業について申し上げます。

水道事業については、これまで同様、各施設の適正な維持管理を図り、安心、安全な水の確保、安定した水の供給、健全経営に努めてまいります。

熱源供給事業については、各利用施設へ配湯している温泉管の閉塞により供給量が減少していることから、温泉管の更新工事を実施し、安定した温泉の供給を図ってまいります。

下水道事業については、引き続き北檜山市街地の排水対策として雨水排水管の新設工事を実施するほか、大成区において未整備地区に係る污水管の新設工事を実施するとともに、下水処理場や各ポンプ所の適正な維持管理を実施してまいります。

上下水道事業会計については、国が示した経営改革推進基本方針を踏まえ、公営企業会計移行に向けた準備をしてまいります。また漁業集落排水施設につきましては、機能保全計画を策定し、適正かつ安定した汚水処理に努めてまいります。

環境衛生については、地域の良好な環境を保つため、ごみの不法投棄防止に努め、資源ごみ回収奨励金事業や小型家電リサイクル事業を引き続き実施するほか、北部桧山衛生センター組合におけるごみの分別の徹底や資源化、減量化により、循環型社会の形成と推進を図ってまいります。また公共下水道や漁業集落排水施設の計画区域外の地域における生活排水対策については、合併浄化槽の普及促進を図るため、設置費の補助を継続して実施してまいります。

次に、消防・防災体制について申し上げます。

消防については、消防職員の資質の向上を図り、災害などへの迅速な対応ができるよう更なる強化に努めてまいります。また、せたな消防署に配備されている高規格救急自動車及び高度救命資機材の更新を予定しており、救急体制の充実に努めてまいります。

防災については、毎年、日本各地で大きな災害が発生している現状から、普段から行う地域の防災活動の充実とともに、災害発生時における避難行動など地域防災力の向上が重要であることから、引き続き自主防災組織の設立と活動の推進に努めてまいります。また防災行政無線デジタル化整備については、昨年度から整備を進めており、令和3年度の完成に向け、遅滞なく進めてまいります。

次に、河川の整備について申し上げます。

北海道管理河川の内水被害対策として、太櫓川、真駒内川、トンケ川の改修工事が引き続き実施の予定であり、これらの事業が早期完成となるよう今後も道に対して強く要請してまいります。また町が管理する普通河川兜野川においては、緊急自然災害防止対策事業債を活用した改修工事を行い、適正な河川の維持に努めてまいります。このほか過去に内水被害をもたらした河川について、

早急な対応を引き続き関係機関に強く要請してまいります。

次に、交通安全・防犯・消費者対策について申し上げます。

交通安全の推進については、交通安全運動に対する関係機関、団体及び町民の皆様のご協力により、昨年10月に交通事故死ゼロ700日を達成することができました。引き続き交通事故撲滅に向け、関係機関などと連携し、街頭啓発の実施、交通安全教育などの取組を強化し、交通安全意識の高揚を図ってまいります。

防犯活動については、引き続き公共施設に防犯カメラを設置し、防犯意識の高揚を図るとともに、警察署をはじめ関係機関などと連携し、子どもや高齢者に対する安全確保や巧妙化する特殊詐欺などの被害防止啓発などに努めてまいります。また消費者対策については、近年、消費者トラブルは複雑かつ多様化しており、悪質商法などの被害が深刻な状況であるため、苦情相談に適切に対応する相談窓口の充実や消費者被害防止の啓発活動などに一層取り組んでまいります。

町有施設の解体については、周辺環境に配慮し、老朽化した若松自治会館のほか、用途を終えた施設や教職員住宅などを解体することとしております。また適切な管理が行われず周辺環境に深刻な影響を及ぼす空家などの対策として、認定された特定空家の解体に対する助成について引き続き実施してまいります。

第4に、だれもが便利さを実感できるまちの推進に努めます。

快適な住環境の整備を図り定住を推し進めるほか、物流の促進、観光振興、高次医療機関への救急車両による搬送などを考慮し、広域的な幹線道路とのネットワークの構築に努めてまいります。

国道の整備については、地域経済の発展はもとより、まちづくりの推進に不可欠であるため、地域高規格道路、渡島半島横断道路及び国道229号の美谷防災などの整備促進、早期完成について、関係機関に引き続き要請してまいります。

道道の整備については、北檜山大成線の狭隘箇所改良や越波対策の事業推進をはじめ、緊急時に2次及び3次医療圏への搬送道路となる八雲北檜山線の落石防止や雪崩対策などが早期に完成するよう関係機関に引き続き要請してまいります。

町道橋の整備については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき不動橋の補修工事を行い、今後の維持管理費の縮減を図ってまいります。町道は町民に身近な道路であることから、引き続き舗装の補修や道路排水、除草など適切な維持管理に努めるほか、除雪体制の維持を図るため、雪寒機械更新事業により除雪機械を更新するとともに、地域から強い要望のある防雪柵の整備について、社会資本整備総合交付金を活用し着手いたします。

定住の基盤となる快適な住環境の整備については、現行の町営住宅等長寿命化計画の計画期間終期を迎えることから、社会情勢の変化などを踏まえ、今後の公的賃貸住宅の適正な供給と維持管理を図るため、改めて長寿命化計画を策定いたします。また既存の住宅については、これまで同様に状況を確認しながら、適正な維持管理に努めてまいります。また移住定住人口の確保などを目的とした良質な賃貸住宅の供給を促進するための賃貸住宅整備促進支援事業を引き続き実施し、地域経済の活性化にも期待するところであります。

移住対策については、今金町との2町連携による半島振興広域連携促進事業で、地域の特性を活かした移住体験事業を実施いたします。

公共交通については、大成区の檜山海岸線を予約運行となるデマンドバスの本格運行に向けて、国や道、隣接町などと調整しながら、引き続きせたな町地域公共交通網形成計画に基づき、効率的かつ利用者の利便性を高める公共交通の形成に向けて取り組んでまいります。

第5に学びやスポーツが楽しめるまちの推進に努めます。

子どもたちは、本町の未来をつくる力であり、次世代へ繋げる希望であります。

本町の子どもたちが、豊かな人間性を持ち、たくましく自立した社会人に成長するためには、自然や歴史、文化など、本町の豊かな教育資源を生かし、学校、家庭、地域、行政が一体となった教育の推進が必要であります。そのため教育委員会との連携のもと、基礎学力の定着をはじめ、ICT教育や体力向上に向けた取組、さらには道徳教育、外国語教育など、子どもたちがふるさとへの誇りと愛着を持ち、夢と希望を抱きながら、学ぶ楽しさを感じ、自ら学ぶ意欲が育まれるよう支援してまいります。また地域全体が潤いと活力に満ち、豊かな人間性と文化を育む町づくりを目指し、町民一人ひとりが自己の充実や心豊かな生活が送れるよう、環境づくりを進めてまいります。

第6に、みんなの創意工夫が光るまちの推進に努めます。

町では町民の皆様に対し、利便性の向上を図るため、窓口ネットワーク整備事業を実施し、窓口業務の充実に努めてまいります。また町民主体によるまちづくりを推進するため、せたな町地域活動等推進事業を継続して実施し、コミュニティ活動の活性化を図り、引き続き防犯灯の電気料金を助成し、町内会活動を支援するとともに、自治会活動の自主性と活性化を促進する地域連携事業を引き続き実施してまいります。

出会いや結婚を望んでいる町内の独身男女に、新たな出会いと交流の場を提供する出会いの広場を開催し、地元に住み続けたい意欲の高揚と地域の活性化を図ってまいります。

広域連携事業では、2次医療圏域である北渡島檜山4町で、観光、物産に係る事業展開や誘客促進キャンペーン、スポーツ、文化交流などの取組を継続して進めてまいります。また昨年友好都市交流協定を結んだ愛知県豊山町とは、愛知地区を中心とした物販や中学生の派遣事業により交流を図ってまいります。

以上、令和2年度の町政執行に臨む私の所信を申し上げ、せたな町の更なる発展のために、町民の皆様、町議会の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） それではただ今より11時5分まで休憩いたします。。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

○議長（真柄克紀君） 次に教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長。

○教育長（成田円裕君） 令和2年第1回定例会の開催にあたり教育行政執行方針を申し上げます。

近年の国際化、グローバル化の進展、情報通信技術の発達、少子高齢社会の到来など、教育を取り巻く環境や社会情勢が大きく変化してきております。こうした状況の中、これからの教育にあっ

ては、子どもたちがふるさとせたな町に誇りをもち、その未来を支えていける力を培うことはもとより、生涯学習社会においては、全ての町民が生きがいをもって学ぶことができる環境づくりを、学校、家庭、地域、行政が連携、協働し社会全体で柔軟に取り組む必要があります。

せたな町教育の推進につきましては、せたなの教育のめざす姿の基本理念である、ふるさとせたなを愛し、潤いと活力ある人間性豊かな人を育むことを基調に、学校教育、社会教育の推進に努めてまいります。また第2次せたな町教育推進計画が令和元年度末をもって終了することから、令和2年度から令和6年度までの5カ年計画となります第3次せたな町教育推進計画を策定いたしました。本計画の具現化に向けて、学校、家庭、地域とより一層の連携を図りながら、総合的な教育行政の推進に努めてまいります。本計画が学校をはじめ関係団体において、今後の活動の指針として生かされることを望むところであります。

それでは主な方針について申し上げます。

はじめに学校教育についてであります。

平成29年3月に新学習指導要領が告示され、2年間の移行期間を経て小学校では本年度から、中学校では次年度から全面实施となります。

新学習指導要領では、教育基本法の理念を踏まえ確かな学力、豊かな心、健やかな体の三要素をバランス良く育成することで、子どもたちに生きる力を育むという基本的な考えは変わっておりませんが、知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力の育成、学びに向かう力、人間性の涵養の資質・能力の育成を目指すことが明記されており、子どもたちの学びを主体的・対話的で深い学びへと改善することが求められております。

学校教育の推進にあたっては、これらの資質、能力の育成に取り組むことで、子どもたちの学びを改善するとともに、心豊かに学び、せたな町の未来を拓く人を育むことを重点目標に掲げ、その達成に向けて努めてまいります。

1点目は、地域の中の学校としての役割を発揮し、信頼される学校経営についてであります。

子どもたちを取り巻く社会環境や家庭環境が急激に変化する中、複雑化、困難化している教育課題を解決していくためには、地域全体で子どもたちを見守り、互いに信頼関係を保ちながら育てていくことが大切であります。そのため、子どもたちの学びの中心となる学校、子育ての基盤となる家庭、人間性や社会性を身に付ける場となる地域が、互いに連携を図るとともに、学校運営協議会委員などの外部の声を学校運営に積極的に反映させ、地域と協働して子どもたちを育む、地域とともにある学校づくりが推進されるように支援してまいります。

2点目は、ふるさとを愛し、生きる力を育む教育課程についてであります。

小中学校においては、新学習指導要領に基づき、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む教育課程をバランスよく編成するとともに、ICT教育、学力、体力向上に向けた取り組み、職場体験などを通して自分の生き方や進路について考えるキャリア教育や豊かな自然、歴史、文化を学ぶ、ふるさと教育を推進してまいります。また外国語活動の充実にも努めるとともに、全ての小中学校に設置されたコミュニティ・スクールを活かし、子どもたちが世界や地域社会に目を向け、向き合い、関わりあいながら、これからのよりよい社会を創り出す社会に開かれた教育課程の実現を目指してまいります。

3点目は、学習指導についてであります。

確かな学力の向上とこれからの時代に求められる資質、能力の育成については、児童生徒一人ひとりの確かな学力を向上させ、将来の学びを支える学力を定着させると同時に、これからの時代に求められる資質、能力の育成を図るために、子どもたちが学ぶことに興味を持ち、楽しさを感じながら基礎学力を確実に身につけるための学習環境の整備に努めるとともに、家庭学習を含めた望ましい生活習慣の定着と授業改善を学習指導推進の両輪とし、学校、家庭、地域が一体となり取組を推進してまいります。

小学校においては、本年度から情報活用能力を育成する観点からプログラミング教育が行われることとなりますので、新たに整備するプログラミング教材やICT機器を活用した授業に取り組んでまいります。

外国語教育については、新学習指導要領において小学校5、6年生は英語が教科となります。児童生徒の英語力のより一層の充実と向上を図るため、外国語指導助手や英語指導助手を全ての小中学校に派遣してまいります。

4点目は、総合的な学習の時間についてであります。

総合的な学習の時間においては、身近な自然環境や地域の特色を生かしたふるさと教育、地域人材を活用した体験活動、外国語指導助手とのふれあいを通じた異文化交流等を推進してまいります。

5点目は、道徳教育についてであります。

北海道版道徳教材きたものがたりを道徳の授業に活用し、旧瀬棚町で開業し地域に貢献した荻野吟子女史の信念を貫いた力強く魅力的な生き方を学ぶとともに、命を大切にする心や思いやりの心など豊かな心を育むための道徳教育の充実を努めてまいります。また考え、議論する道徳に向けて、授業改善と充実を努めるとともに、参観日等での道徳の授業公開をしております。

6点目は、生徒指導についてであります。

生徒指導については、管理職のリーダーシップのもと、全教職員による生徒指導体制と組織的な対応を図るとともに、保護者や関係機関と連携を密にした取組を進めてまいります。

いじめや不登校などへの取組については、定期的なアンケート調査、教育相談、家庭訪問などを実施し、実態把握に努めるとともに、児童生徒に関わる現状や問題点などを真摯に捉えて、小中学校、保護者や関係機関等と連携のもとに迅速な対応に努めてまいります。また今年度より教育委員会にスクールアドバイザーを配置し、不登校等の課題を抱える児童生徒や、その保護者に対する支援を行ってまいります。携帯電話やスマートフォンの所持率が小学生でも増加しており、家庭等におけるインターネット環境も普及していることから、ネットトラブル等について関係機関との連携強化に努め、危険性について子どもたちに指導するとともに、教育委員会が示したスマートフォンやゲーム機等の使用に関する基本的なルールを基に、家庭でのルールづくりを進めるなど、保護者への啓発に努めてまいります。

7点目は健康・安全教育についてであります。

学校においては、運動の楽しさや喜びを実感させ、積極的に運動に取り組む意欲や態度を育てる取組が進められておりますが、今後は、実生活に即した肥満防止、体力増強や食物アレルギー対応に係る適正な管理が図られるよう努めてまいります。

食育については、食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図るとともに、全ての食材をせたな産で賄う給食の日を設定するなど、積極的に地場産物を利用した給食の提供や、農協などの関係機関、団体等の協力による料理教室等を通じて、食への感謝の気持ちを醸成する指導の充実に努めてまいります。

安全教育については、不審者、交通事故や災害などから児童生徒が主体的に安全な行動をとることができるよう、警察など関係機関と連携を図り、交通安全教室、防災教室など各種教室を開催し、危機対応能力などを身につける安全指導の充実に努めてまいります。

8点目は、特別支援教育の充実についてであります。

特別支援教育については、保育所、認定こども園、小中高等学校、せたな町教育支援委員会やせたな町特別支援教育連携協議会などの関係機関との連携のもとに、適切な支援、指導に取り組んでまいります。また小中学校の普通学級において特別な支援を必要とする児童生徒に対しては、特別支援教育支援員を配置するなど、それぞれの発達段階に応じた指導に取り組んでまいります。

9点目は幼児教育についてであります。

幼児教育については、認定こども園や保育所と連携し、園児一人ひとりの発達段階や特性を踏まえ、遊びや様々な体験を積み重ねていく中で、基本的な生活習慣や自立性、協調性、人と関わる力が身につくよう教育活動を支援してまいります。また認定こども園や保育所から小学校への学びの連続性を維持するため、小学校体験入学や交流学习を年間指導計画に位置づけるなど、幼児教育の充実に努めてまいります。

10点目は、教職員の資質向上についてであります。

教職員一人ひとりの資質能力を高める指導を充実させ、教育公務員としての誇りと生きがいを持つ教員を養成するため、町教育研究会等の活動の充実や各種研修会への積極的な参加を促進してまいります。また教職員が不祥事によって地域社会からの尊敬、信頼を失うことのないよう教育公務員としての自覚を促すとともに、体罰や交通違反等の不祥事防止、法令遵守による服務規律の徹底を図ってまいります。

11点目は、教育環境の整備についてであります。

令和2年度は改修工事として、北檜山中学校等避雷設備設置工事及び高圧電気設備改修工事、久遠小学校外壁タイル補修工事、瀬棚小学校非常階段改修工事等を予定しております。このほか緊急性や重要性を考慮しながら安全な教育施設の維持管理に努めてまいります。

次に、社会教育についてであります。

社会教育の推進にあたっては、生涯を通して一人ひとりが自ら学ぶことができる学習機会の提供と学習環境の整備に努めてまいります。

1点目の乳幼児教育についてであります。

少子化が進行する中、安心して子育てができる環境を整えるため、ボランティア団体等と連携し、ブックスタート事業、絵本の読み聞かせなど、親子のふれあい事業を実施してまいります。またボランティア団体や子育てサークルとのネットワークづくりを進め、各種事業の充実に努めてまいります。

2点目の青少年教育についてであります。

子どもたちが地域の自然の中で様々な体験を通じて創造性や協調性を身に付け、夢や目標をもって健やかに成長することが大切であることから、本町の恵まれた自然環境を活かした自然体験活動やふるさと学習の推進を図ってまいります。

3点目の成人教育についてであります。

成人期は、社会人として家庭や地域、職場などで中心的な役割と責任を担う時期であります。多様なニーズに対応した学習機会の提供に努めるとともに、体験講座やカルチャー教室を開催するなど、誰もが気軽に参加できる学習機会の提供に努めてまいります。また若者を中心とした集い、交流事業を継続し、自主的な地域活動の取り組みを支援してまいります。

4点目の高齢者教育についてであります。

高齢者が健康で生きがいのある心豊かな生活ができるよう高齢者大学を中心として、多様な学習機会の提供や異世代交流事業並びに学習活動の支援充実に努めてまいります。

5点目の読書活動の推進についてであります。

せたな町子どもの読書推進計画を基本に、幼児期からの読書活動の推進を図るとともに、各学校に学校図書室支援員を派遣し、学校図書室の利用拡大と読書活動の推進に努めてまいります。また各図書施設につきましては、蔵書資料の充実、読書活動の推進を図り、町民に親しまれる図書施設としてより良い運営に努めてまいります。

6点目の芸術・文化についてであります。

町民が心豊かに、より創造的で文化的な生活が営めるよう、関係団体と連携、協力のもとで、文化講演会、芸術鑑賞機会の提供に努めてまいります。また町民の日常的な文化活動を促進するため、文化協会、郷土芸能団体等への支援を行うとともに、町民文化祭など、誰もが参加できる機会の充実に努め、芸術、文化の振興に努めてまいります。

本町の貴重な文化財や郷土資料については、学芸員による適正な保護、保存に努めるとともに、定期的な展示会や資料を活用した体験事業を開催し、文化財の公開と情報発信に努めてまいります。

7点目のスポーツの推進についてであります。

町民一人ひとりが、それぞれのライフスタイルに応じて、いつでも、どこでも気軽にスポーツに親しむことができる生涯スポーツの推進に努めてまいります。多様な動きや体力、運動能力の基礎を培い、スポーツの楽しさを実感できるスポーツ体験事業や北海道のプロチームによるスポーツアカデミー事業を実施し、子どもたちの体力、技術の向上を図ってまいります。

町民の健康志向への高まりに対応するため、身体のケアや楽しみながら運動をすることなど、健康づくりを目的とした講座を開催するとともに、予防を目的としたシニア向け認知症予防運動教室を実施してまいります。またバブルサッカーなど気軽に取り組める軽スポーツの普及に努めてまいります。

昨年オープンした町民プールについては、幼児から高齢者まで幅広く気軽に参加できるように、各種水泳教室や水中運動講座を実施するとともに、昨年に引続き北翔大学水泳部の協力のもとで、子どもたちの泳力アップと一般成人を対象とした教室を開催するなど、プール施設の利用拡大に向けた事業を展開してまいります。

海洋スポーツについては、水に賢い子どもを育む年間型活動プログラムを実施し、地域の身近な

教育資源を活用したふるさと学習を推進するとともに、小学生を対象とした着衣泳の実施など水辺の安全に関する学習機会の提供に努めてまいります。またB&G海洋クラブや指導者会との連携のもとで海洋スポーツの普及に努めてまいります。

8点目は社会教育・社会体育施設の整備についてであります。

令和2年度は改修工事として、大成町民プールろ過ポンプ交換等改修工事、真駒内球場外周フェンス改修工事等を予定しております。また北檜山スポーツ公園ゲートボール場に洋式の簡易トイレを設置し、利用者の利便性の向上を図ってまいります。町民の生涯学習、生涯スポーツの重要な活動拠点として、緊急性や重要性を考慮しながら適切な維持管理に努めてまいります。

以上、令和2年度の教育行政執行にあたって基本方針について申し上げます。

変化の激しい社会の中で、せたな町の子どもたちが互いに助け合いながらたくましく成長し、令和の時代に立ち向かうことができるよう、学校、家庭、地域との連携を十分に図りながら教育行政の推進に全力で取り組んでまいります。

町民の皆様並びに関係各位のご理解と一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ、教育行政執行方針といたします。

○議長（真柄克紀君） 次に議案第1号から議案第11号までと議案第26号及び議案第35号から議案第37号まで15件の議案について提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 提案理由を申し上げます。別冊で配布してございます令和2年度せたな町各会計予算（案）概要説明資料、こちらをご参照いただければと思います。

それでは上程いたしました議案第1号から議案第11号までの11件につきまして予算概要を一括してご説明を申し上げます。

議案第1号令和2年度せたな町一般会計予算の総額は88億9,640万6,000円でございます。

歳出予算に計上した主なものを申し上げます。1款議会費では、議員報酬、議員期末手当、政務活動費交付金などについて計上をいたしました。

2款総務費では、ふるさと応援寄附金返礼品、窓口ネットワーク整備事業、本庁舎長寿命化改修工事、町有施設解体工事、産業等活性化補助金を含む、地方創生推進事業などに係る経費について計上をいたしました。

3款民生費では、社会福祉協議会運営事業補助金、国民健康保険事業特別会計や介護保険事業特別会計予算などへの繰出金、障害福祉サービス等給付費、認定こども園空調設備設置工事などについて計上をいたしました。

4款衛生費では、各種検診に係る経費やインフルエンザワクチンなど予防接種に係る経費、病院事業や簡易水道事業特別会計などへの繰出金、北部桧山衛生センター組合負担金などについて計上をいたしました。

5款労働費では、渡島桧山北部通年雇用促進支援事業などの雇用対策経費について計上をいたしました。

6款農林水産業費では、中山間地域等直接支払交付金や優良家畜導入事業補助金、基幹水利施設

管理事業、町有林復層林復旧造成事業、浅海資源増養殖事業補助金などについて計上をいたしました。

7款商工費では、商工会及び観光協会への補助金、各観光施設等の維持管理経費、温泉ホテルきたひやまの指定管理料などについて計上をいたしました。

8款土木費では、町道等除排雪業務などの道路維持費、町道橋長寿命化修繕事業などの地方道改修事業、水産物荷捌所改良工事などの港湾事業、公共下水道事業特別会計への繰出金などについて計上をいたしました。

9款消防費では、檜山広域行政組合消防費負担金のほか、防災対策として防災行政無線デジタル化整備事業、防潮水門管理費などについて計上をいたしました。

10款教育費では、小中学校のICT機器の整備、北檜山中学校等避雷設備設置など、学校施設整備に係る経費、社会教育及び保健体育に係る経費などについて計上をいたしました。

11款公債費では、長期債元金及び利子など償還金について計上をいたしました。

12款職員給与費では特別職3人、一般職149人の給料、諸手当など、職員給与費に係る経費、従来の特別、非常勤職員及び臨時的任用職員から、新たに制度化されました会計年度任用職員に係る給与費などを計上をいたしました。

一方、歳入でございますが、自主財源の町税や地方譲与税などのほか、地方交付税では国の地方財政計画に基づき、普通交付税、特別交付税合わせまして45億8,049万9,000円を見込み計上をいたしました。町債につきましては、臨時財政対策債など13件の借入れを計上いたし、収支の均衡を図ったものでございます。

次に議案第2号、令和2年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算の総額は13億1,792万円で、保険給付費や国民健康保険事業費納付金などの経費を計上してございます。

議案第3号、令和2年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算の総額は1億6,151万円で、後期高齢者医療広域連合納付金などの経費を計上してございます。

議案第4号、令和2年度せたな町介護保険事業特別会計予算の総額は9億9,032万3,000円で、保険給付費や地域支援事業などの経費を計上してございます。

議案第5号、令和2年度せたな町介護サービス事業特別会計予算の総額は5,856万5,000円で、通所介護サービス事業や介護予防支援事業などの経費を計上しております。

議案第6号、令和2年度せたな町簡易水道事業特別会計予算の総額は3億3,946万4,000円で、水道施設の維持管理経費や水道施設整備事業などの経費を計上してございます。

議案第7号、令和2年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算の総額は1,577万3,000円で、営農用水道等施設の維持管理経費や施設改良経費などを計上してございます。

議案第8号、令和2年度せたな町公共下水道事業特別会計予算の総額につきましては4億2,677万6,000円で、下水道施設の維持管理経費や下水道新設工事などの経費を計上してございます。

次に議案第9号、令和2年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算の総額は1,133万9,000円で、漁業集落排水施設の維持管理経費などを計上してございます。

議案第10号、令和2年度せたな町風力発電事業特別会計予算の総額は3,460万8,000

円で、風力発電施設の維持管理経費などを計上してございます。

次に議案第11号、令和2年度せたな町病院事業会計予算の総額は収益的収入及び支出ともに12億7,394万2,000円、資本的収支の収入は1,328万8,000円、支出は3,010万7,000円を計上したものでございます。

以上が、一般会計、特別会計及び病院事業会計予算の概要でございます。

次に議案その2でございます。7ページになります。

議案第26号、せたな町特別会計条例の一部を改正する条例についてであります。令和2年度から瀬棚港旅客施設事業特別会計を廃止し、一般会計において経理することとしたため、本条例の一部を改正しようとするものです。

同じく43ページでございます。議案第35号、せたな町児童館条例を廃止する条例についてであります。瀬棚児童館の老朽化により施設を廃止するため、本条例を廃止するものであります。

次に同じく45ページでございます。議案第36号、指定管理者の指定についてであります。温泉ホテルきたひやまの管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定しようとするものでございます。

次に議案第37号、指定管理者の指定についてであります。せたな町営牧場の管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者を指定するものでございます。

以上、一括して提案理由を申し上げました。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） お諮りいたします。

ただ今議題となっております15件の予算関連議案については、委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長を除く11名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査にしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって議案第1号から議案第12号までと議案第26号及び議案第35号から議案第37号までの予算関連議案は議長を除く11名の議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、休会中の継続審査とすることに決定いたしました。

直ちに予算審査特別委員会を設置いたします。

これに、ただ今議題としている15件の予算関連議案を付託し、休会中の継続審査といたします。

ここで予算審査特別委員会は、別室において正副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時56分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

これから諸般の報告をいたします。

予算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に熊野主税君、副委員長に横山一康君、以上のとおり互選された旨報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

ただ今より午後1時まで昼食の休憩といたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第12号

○議長（真柄克紀君） 日程第3、議案第12号令和元年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1億6,178万4,000円を追加し、補正後の予算総額を92億434万円とするものでございます。

その主な内容でございますが、各種事務事業の執行による予算精査のほか、産業振興基金、生活交通確保対策費、公共施設整備基金への積立金や不採算分などに係る病院事業会計への繰出金など、行政執行上、当面必要とする経費について補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして継続費の変更1件、債務負担行為の追加1件、地方債の変更3件をそれぞれお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） それでは内容についてご説明いたします。

はじめに議案その1の6ページ、第2表継続費補正から説明いたします。継続費の変更でございます。令和元年度から令和3年度までの継続事業であります。防災行政無線デジタル化整備事業について事業費の精査により総額及び年割額をそれぞれ記載の額に変更するものでございます。

次に7ページでございます。第3表債務負担行為の追加1件でございます。中小企業経営安定金融融資利子補給につきましては、令和元年度に借り入れた中小企業経営安定金融融資に対する利子補給でありまして、令和元年度から償還終了年度までの債務負担をお願いするものでございます。

次に8ページでございます。第4表地方債の変更3件でございます。瀬棚港直轄港湾整備事業な

ど3事業について、事業費の精査による限度額の減額でございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

それでは別冊の補足資料により説明いたします。すでにお目通しをいただいているものと思いますので、説明は簡潔にさせていただきたいと思っております。また年度末を控えての補正でございますので、執行経費及び執行残の精査の説明は省略させていただく場合がございますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

歳出から説明いたします。補足資料の5ページでございます。議案その1では、25ページから60ページまでとなります。2款総務費、1項総務管理費、6目基金管理費では3億6万1,000円の追加をお願いするものでございます。25節積立金では、ふるさと応援寄附金及び基金運用収入の精査により各基金をそれぞれ補正するものでございます。また農業、漁業及び商業チャレンジ等支援事業や公共施設の改修事業などにより基金が減少した産業振興基金に2億円、生活交通確保対策基金に5,000万円、公共施設整備基金に5,000万円をそれぞれ財政調整基金から充当をお願いするものでございます。14目諸費では、移住定住促進住宅奨励金100万円は、新築及び住宅購入の件数増による追加でございます。

資料の6ページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費1億3,712万6,000円を追加するものでございます。28節繰出金では、不採算分等の精査による病院事業会計繰出金1億4,814万2,000円の追加、施設の維持管理等経費の精査による簡易水道事業特別会計繰出金1,060万7,000円の減額、施設の修繕等経費の精査による営農用水道等事業会計繰出金157万8,000円を追加するものでございます。

次に資料の7ページでございます。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、申請件数の増による農業担い手研修事業補助金37万3,000円を追加、事業費の精査による環境保全型農業直接支払交付金事業補助金213万2,000円の減額でございます。7目農業施設管理費では11節需用費、修繕料として、ふれあいプラザ非常灯及び長磯生活改善センター外壁の修繕に45万2,000円を追加するものでございます。2項林業費、2目林業振興費では19節負担金補助及び交付金で搬出材の増による森林活性化間伐材等搬出支援事業補助金176万7,000円を追加するものでございます。

次に8款土木費、3項河川費、1目河川維持費では、15節工事請負費で河口に土砂が堆積しているため普通河川須築川河口浚渫工事を追加するものでございます。4項港湾費、1目港湾管理費、15節工事請負費では、ワイヤーロープの素線切れのため上架施設のワイヤーロープ取替工事を追加するものでございます。

次に資料の8ページでございます。9款1項1目ともに消防費では、檜山広域行政組合消防費負担金234万2,000円の減額でございます。補正内容につきましては、別冊で配布しております檜山広域行政組合関係予算事項別明細書(第4回)でご確認いただけますが、職員手当等の精査による消防署経費分70万8,000円の追加、費用弁償など消防団経費分305万円の減額をお願いするものでございます。

次に10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、14節使用料及び賃借料では、利用回数が増えたことによりますスクールハイヤー使用料90万円を追加するものでございます。3目学校施

設整備費、11節需用費では、北檜山小学校の遠赤外線ヒーター用燃料タンクの灯油残量を確認する油面計が故障したため、油面計取替修繕として28万3,000円の追加でございます。3項中学校費、2目教育振興費では、陸上の全国大会及びバトミントン、剣道が全道大会出場等のため中体連参加事業補助金62万7,000円の追加でございます。5目社会体育施設費、11節需用費では、青少年女性研修所の照明灯の修繕及び情報センターの煙感知器等の修繕として40万7,000円の追加でございます。

次に資料の9ページでございます。5項保健体育費、1目保健体育総務費、19節負担金補助及び交付金では、大会参加者の増による全道全国大会参加奨励補助金74万3,000円の追加でございます。2目体育施設管理費、11節需用費では、B&G海洋センター体育館の遠赤外線放射暖房機の真空ポンプが故障したことにより、遠赤外線バーナー改造修繕として53万8,000円の追加でございます。4目学校給食費、11節需用費では、給食センターの機械室、給湯用ミキシングバルブ取替等修繕として30万9,000円の追加でございます。

次に11款1項ともに公債費、1目元金では、利率改定に伴う長期債元金106万2,000円の追加、2目利子では、利率改定及び利率の決定に伴う精査により長期債利子567万1,000円の減額でございます。

これらに係る主な歳入であります。資料の1ページからでございます。議案その1では11ページから24ページまでになります。

1款の町税につきましては、1項町民税、1目個人から4項1目の町たばこ税まで合わせまして3,120万円の追加でございます。

8款1項ともに地方特例交付金、2目子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、幼児教育、保育の無償化に伴い、全額国が負担するもので938万6,000円の追加でございます。

次に2ページでございます。11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金で、入退所及び階層区分変更による老人福祉施設入所費用徴収金671万4,000円の追加でございます。3目総務費負担金では、派遣職員分の人件費精査として渡島檜山地方税滞納整理機構派遣職員負担金459万5,000円の追加でございます。

12款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料、6節では、入居者の増による町営住宅使用料252万8,000円の追加でございます。

3ページでございます。17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、不採算分として病院事業会計繰出金充当2億1,518万3,000円の追加、返還額の精査により旧瀬棚養護老人ホーム三杉荘財産処分納付金充当71万円の減額、基金積立として産業振興基金積立金充当に2億円、生活交通確保対策基金積立金充当に5,000万円、公共施設整備基金積立金充当に5,000万円を追加するものでございます。2目社会福祉基金繰入金から4ページの公共施設整備基金繰入金までにつきましては、事業費精査や財源精査によりそれぞれ補正をするものでございます。

19款諸収入、4項、1目ともに備荒資金支消金では、財源精査により減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

横山議員。

○8番（横山一康君） 補足資料の8ページ、10款の教育費の社会教育費のところです。中学生の派遣事業補助金が大幅な減額になっております。見込みより参加者が少なかったためというふうを書いてあるんですが、この原因を教えてくださいと思います。

○議長（真柄克紀君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（神田 昌君） 横山議員のご質問にお答えいたします。見込みより参加者が少なかったということで、これは3区の中学生を対象にした事業なんですけど、シンガポールに派遣する事業で、10名から15名くらい予定していたものが3名になったということで、その分減額したものでございます。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） 10名から15名のうち3名というのは非常に少ない参加率だと思うんですが、これは、やはりきちっと制度を見直すというふうなことが必要だと思いますし、また先ほどの教育長の執行方針の中にも世界に目を向けるというような一言がきちっと入ってますので、もう一度いろいろなことを精査しながらこういうことをやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（真柄克紀君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（神田 昌君） まさに国際理解というか国際交流の部分については、うまく中学生、小学生のニーズを把握できていないのか、いろいろ模索している状態ですので、新年度その辺きちんと整理した形で何かしらの方向性を出していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。

横山議員。

○8番（横山一康君） 議案その1の25ページ、2款総務費、一般管理費の1番上のところにあります行財政運営有識者懇話会委員で6万3,000円の計上がされております。私たち総務厚生常任会は2月13日の常任委員会の時に、この件について説明をある程度受けておるんですが、もう一度どういうふうな位置付けの会議体なのか説明していただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 総務課長。

○総務課長（原 進君） まず有識者懇話会委員の目的でございますが、令和2年度をもって普通交付税の合併算定替期間が終了いたしますことから、速やかに合併効果の庁内検証を加え、今後の持続可能な行財政運営の方策の取りまとめに資するために、有識者で構成するせたな町行政運営有識者懇話会を設置するというを目的にいたしております。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） これは今後、財政が逼迫していく中で町のいろいろな施策を諮問し、意見をもらうというふうな会議ということでよろしいのでしょうか。

○議長（真柄克紀君） 総務課長。

○総務課長（原 進君） 町長が今後の政策立案に向けて有識者から必要な助言をもらって、政策を立案するというごさいます。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） 総務厚生常任委員会の中で提出された要綱によりますと、委員8名以内をもってというふうなことで組織がされるということ。あと任期は来年9月30日までというふうに書いてあります。これどういような方の委員を想定しているのかということ。できるだけこうい委員の方、非常にこれから財政が厳しくなる中、人口減少していく中、大きな位置付けの会議体になると思いいますので、どうい方を想定しているのかということをお教えていただければと思いいます。

○議長（真柄克紀君） 総務課長。

○総務課長（原 進君） 今考えてる範疇といたしましては、当然、行財政運営に関する識見の方ということをお考えてごさいます、一方で、やはりこういような委員の構成を見ますと、割と同じような顔ぶれではないかというご意見もいただいておりますので、その辺は十分考慮して識見のある方を、違った形で意見をいただける方を考えていきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

石原議員。

○9番（石原広務君） 行財政運営有識者懇話会、これは常任委員会の席でも町側からは総務課長の説明で、町長の肝入りでこれを設置するんだという説明がありました。ただ私は常任委員会でも申し上げましたが、何の審議会、何の委員会、そこで決まったものをすべてだ。そこで答申されたんだということをお議会に押しつけのような提案はしてほしくないということ、常任委員会の席でも申し上げました。委員の選任に関しても今の段階で、これは私案でしたが、各地区に地区協議会があるんだ。というところでも揉んでいただいて、確かに交付税は一本化になるかもしれません。でもまちづくりという観点からそうい意見もぜひ取り入れていけるような、そうい懇話会にしたいということをお願ひもしました。今の段階でまだどうい有識者という括りで、どうい選定をするかわかりませんが、そこもきちんと認識した上で、ぜひ取り組んでいただきたいと思います、いかがですか。

○議長（真柄克紀君） 総務課長。

○総務課長（原 進君） 委員会でお説明させていただきましたが、あくまで参考になる意見をいただきまして、当然政策については、町の政策ということ、当然、議会に図らなければならない場面もごさいます。それについては有識者懇話会が申しているからといういような話ではなくて、あくまで町の政策として議会には提案させていただきます、議論していただくと考えております。また委員の選定については、地区協議会の方で揉むというお話もごさいましたが、地区協議会においてもいろいろな形で要望を受けてますので、その辺はある程度整合性を取りながら委員は選定していきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 私だけかもしれませんが、かなり心配なんです。といういのは今町の事情、ようは一本算定になるということをお基本的に、その懇話会の席で選任された委員の人達に申し上げ

るわけじゃないですか。それを基本で話をすると結論が見えてしまうような気がするんです。そういうことも、きちんとまちづくりという観点で、繰り返しになるけどそういうことがきちんと話されるような委員会にぜひしていただきたいと思いますけどいかがですか。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 先ほど来からご質問いただいておりますけれども、これは常任委員会の中でも随分とその点は話題になったと思ってます。ですから私たちもそういったことを十分に踏まえまして、行財政有識者懇話会の意見がすべてというよりは、町長の考えをまとめるために意見をいただくということで、こういったことをご理解をいただきたいと思います。答申があったからというようなそういったことではございませんので、その点ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 結局は町長の考え、というのは最近よく聞く身の丈にあったとか、一本算定になるんだと、財政が厳しいんだということが基本的な考えとして、この議会の場でも述べられててます。それを基本に懇話会の委員の方に町の考えと言って副町長申し上げたら、それを基本に考えてしまう可能性がありますよね。だからそこも柔軟にきちんと懇話会の中で議論できるような場面を町側が率先して作っていただきたいと思いますけどいかがですか。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 先ほど総務課長の答弁の中に政策立案、こういったことをございますので、今議員がおっしゃったような町長がよく使う言葉これはこれとして、やはり柔軟な懇話会にしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

道高議員。

○6番（道高 勉君） 今の関連ですけど、懇話会ということで、これ要綱で町長は定めて実施したいという常任委員会での話でございました。要綱となりますと法的な制約と言いますか、これは無いということの中での説明ということでありました。私はやはりこういったこれから本当にせきた町が直面する財政問題、これは町民そして町、議会も含めた中できちんと真剣に議論しながら、そしてまた痛みを伴う話の議論も必要になってくるかと思えます。ですからそこはきちんとした町としての懇話会における運営の仕方というのはどうなのか、お伺いしたいと思うんですけれども、やはりきちんとした町の考え方というものが、方針というものが出されて、そしてそれについて委員の、結局その法的なそういった誓約も無い中での委員ということでございますので、そこはあまり重みを置かないような状況になるのかと思うんですけれども、でも委員になられる方というのは、真剣にやっぱりどうしたいんだと、自分達も痛みを耐えながらということの話も出て来ると思えます。ですからその辺はきちんとした町の考え方というものをきちんと持った中で進めて行くべきでないかと私は思うんですけれども、その辺どう思ってますか。

○議長（真柄克紀君） 副町長。

○副町長（佐々木正則君） 質疑の中で要綱という言葉がございましたけれども、条例、要綱にかかわらず、その重みというのは当然あると思っておりますし、また方針うんぬんにつきましては、当然、総合計画、それから各種のいろいろな計画があると思えます。やっぱりこれらが一つの基本になる

と思いますし、また先ほど任期ですね、来年の9月30日ということですから、町長の任期を見ながらというような任期になってございますので、懇話会の委員になられる方につきましては、そういった重みにつきましては何ら変わるものはないというふうに思っています。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 条例に基づく委員と、要綱と違うと思うんです。ですからその辺の重みと言いますか、やっぱり示された意見の重みというものは、その辺は違ってくると思います。私の考えとしてはね。ですからそこは町長がこれからそういう策定をするのに、町民の真摯な意見を聞きながらそれを取り入れた中で行財政改革を進めて行くということも目的だということでございますので、そこはきちんとした人材をやはりお願いするなり、やはり町民の皆さん方が理解されるような懇話会にしていただければと思います。答弁求めます。

○議長（真柄克紀君） 町長、答弁求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 今総務課長あるいは副町長から申し上げたとおりでありまして、当然、現状これから減少する財源の中でしっかりと行財政運営をしていくということが基本になると思います。したがって、道高議員おっしゃいましたように当然これは痛みを伴うということになる訳であります。こうした限られた期間でございますが、誠実にしっかりと議論をして町民、あるいは議員の皆様方がしっかりと理解されるそういった改革を進めていきたいという思いでございます。

○議長（真柄克紀君） ほかに。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 最初に産業振興基金積立、この問題から入ります。補足資料の5ページです。1番右に、これは私が12月定例会で提案しました財調を財源として産業振興基金の積み立てを図るべきだという提案に沿ったものだと思います。この点は評価します。ただ町長ね、そこから先が問題なんです。私がこの時指摘したのは、農業費に使われた過去の産業振興基金の絶対額と、漁業と商工業に使われている振興基金の絶対額違いますよと。それで漁業、商工業は使い勝手が悪いんです。私が幾つか扱っている中でも、それは適用できませんよと言って門前払いなんです。ですから、これは補助率にしようが、限度額にしようが、よく地域の商工業者の皆さんの今必要なニーズに的確に噛み合うように改善をして、新チャレンジ事業をやったらいいだろうということを提案しているんです。これは副町長にも申し上げました。町長にも個別に申し上げました。議会でも取り上げているんです。これはノー回答なんです。これは2億円の計上に私は賛成しますから、問題は積立てたらいいいということではないんです。それを使って実際に痛い所に手の届くような、辛い所に手の届くような、噛み合った政策を求めているんですから、これは一つ新年度に入ってからでも構いませんから、新チャレンジ制度をこの確保された予算に基づいて、制度化していただきたいということを申し上げておきます。これは漁業も同じであります。漁業について一言いいますと、高齢化してるんです。高齢化が多額の設備投資今やると大変なんです。3分1でしょ町長。かりに200万の設備投資するとすれば、3分の1は出ますよ。66万7,000円、あと残った金は自分が出さないとならないと。それならとっても無理だなと、先を考えたら。こういうことが産業振興基金使われない理由になってるんです。私は農業のほうを減らせと言っているんじゃないんです。

農業も大いにやってくださいと、もっともっと進めてください。しかし決定的な遅れというのは漁業と商工業にあるです。商工業の後退ひどいですよ。店結構辞めてますから。今そしてコロナウイルスですよ町長。これは一般質問でもやろうと思っておりますが、消費税不況に加えてコロナ不況ダブルパンチで来ているんです。あなたそういう実態に心を痛めてますか。せつかく2億円の産業基金の積み立てやったなら、これから新年度にまだ間に合いますから新たな新チャレンジ制度を早急に具体化するように求めておきたいと思いますが町長どうですか。

町長、答えて下さいよ、事務方の問題ではないですから。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 今のチャレンジの関係であります。これは事業の制度設計は、けして水産いわゆる漁業と農業に差があるということではございません。同じ考えの中でしっかり対応させていただいております。それと今回の新型コロナの関係でのダメージというのは、商工業を中心に大変大きな影響を受けているということはもちろん承知しておりますし、その関係ではすでに商工会ともいろいろと情報交換をしながらその対策についても、すでに要望をいただいているところでございますので、それに沿ってしっかり対応してまいりたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） あのね町長いつもそういう答弁するするんです。産業振興基金、農業も商業も漁業も同じだとさっき言いましたよね。なんで同じなんです。私は使われている実績、実績、極端に差があるんじゃないかと言っているんです。片や3億、片や6,000万、あるいは5,000万これ同じですか。あなたにとって5億と5,000万、6,000万同じだという数字であれば、およそ考え方の基準違いますから、もうこれ以上議論しませんけれども、私はこの議会が終わったあと、あなたに直接、改めて申し入れはしたいと思っております。その時にきちんとした整合性のある回答してください。これ漁業者や商工業者から厳しく言われていることですから、使い勝手の良い、実情に見合った新チャレンジ制度を是非新年度に実現していただきたい。この声をまず申し上げておきます。答弁はいりません。

2つ目の問題なんです。これは項目別になりますから3問できますね議長。

○議長（真柄克紀君） はい。

○11番（菅原義幸君） 先ほどから問題になっております行財政運営有識者懇話会の問題です。私はこの懇話会には反対です。これは認めるわけにはいかないと思っております。理由を申し上げますが、ダメなんです。こういうやり方認めると。結局、議会で本来議論すべき問題が、こういう懇話会場で全部固められて、従いなさい議会は、認めなさいと。こういうやり方が取られてきました。過去を振り返ってみるとそういうシステムになってんですよ。例えば医療対策審議会、これは多くの委員の方を集めて、たくさんの角度から専門的に突っ込んで議論しますから議会に出てきた時には、ほとんど固まっているんです構想が。そこに短時間の説明の中で議論を出せといっても専門的な知識、あるいは審議する時間の絶対量、その他からしてほとんど出ないで原案承認と、答申承認となっておりますよね。消防再編の時にもそうなんです。ご苦労されて事務方が一生懸命取りまとめられた。そのご苦労には敬意を称します。しかし住民アンケートを取ったり、住民集会をやったり、長万部町のように3年も5年もかけて地域合意を勝ち取ったそういう答申が出てきていないわ

けですから、例えば大成支所の予備救急車の配置の問題でありますとか、あるいは瀬棚の救急車の日中の配置の問題でありますとか、分遣所是か非かという問題も含めて住民との利害の対立が大変大きかったという経験、私たち議会で持っています。ですから町長の、言葉悪いですけども、率直に言いますよ。町長の意を体した人達を結局集めておいて、事務方が提案するのになかなか反対できない空気の中で審議会の案をまとめておいて、それを議会に出してくる。議会のほうはひっくり返すの大変なんです。多数決1回、1回ひっくり返さないとならないですから。そういう問題があるということを、私は申し上げておきますよあなたに。このたび私経験しているのでは、瀬棚区では、当時、熊野議員中心になって分遣所昼間だけでも救急車配置してくれと。少数意見も出しました。結局町長のほうもそれは受け入れて、28、29年やりました。その時に熊野議員は29年の年限を過ぎたらどうしますかって言ったら、その段階で協議をいたしますと、あなたおっしゃったんですよ。記録残ってますから。結局、連合町内会でありますとか、私たちも動いたんですが、しばらくこのまま継続しようということなんですけども、だんだんだんだんなし崩しで、事実上、現状のような状況になっているわけです。それで私が去年、地域住民の要望を踏まえて昼間の救急車の配置の提案をした時にあなたなんと答えました。記憶してますか。地域の高齢者が悩んで、こういう要求ぜひお願いしたいということについてゼロ回答だったんですよ。町民の切実な要求にあなたは聞く耳も持たなかったんです。なんて言ったかということについて手順に則ってやっていますよと。機械的な、形式的な非常に冷たい心の無いそういう答弁あなたしてるんですから、それらも含めて、私はこういう有識者懇話会というんですか、これやっぱり作らせてはダメだと思ってます。これ私反対しますから。有識者懇話会で決めたんだから議会もひとつ従えと、こういうふうになりますから、そんなことよりも、あなたが事務方使って、これだけな巨大なせたな町の役場組織持っているんですから、それから道を通じて他の自治体の情報も収集できるでしょう。それだけの機能持っているんだから、そして町長自身の考え方をお作りなさい。役場の中にチーム作ればいいんですから、でそれをどうするか。議会の特別委員会に諮ったらいいでしょ。そのための議会なんですから、これは町長、議会軽視ですよ、このやり方は。そのことだけ申し上げておきます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 答弁は。

○11番（菅原義幸君） 求めます。

○議長（真柄克紀君） 町長、答弁。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。この審議会につきましては、先ほどから申し上げてるように、この私の提案ということで議会には提出いたします。そのためには、いろいろな町民の皆さんの声をしっかり聴いて、それをまとめて町側の考えということで議会にお示しをして、議会の審議をいただくというふうに思っております。これがいわゆる誠実な議論になるのではないかと考えてるところでございまして、そうした時点での議会の皆さんからも、またいろいろなご意見を頂戴しながら、やはり議会12人の議員がいるわけですから、そうした議員の皆さんのご意見も頂戴しながら、このせたな町の将来のとりべき姿というものを、しっかりと作ってまいりたいと考えております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 産業振興基金の問題の答弁は別にやってもらえますか。

○議長（真柄克紀君） はい、いいです。

○11番（菅原義幸君） そしたら先に今の問題片付けるということでもいいですか。

町長、答えになってませんよ今のは。議会の声を大事にするというなら議会でも特別委員会を設置しますから、するように議長に提案しますから、じっくり来年の9月までやりましょうよ。それに何か不服があるんですか。何たかんだこの懇話会作らないとダメなんですか。議会で作れば議会だって、地域の皆さんにアンケート出して、町民の意見聞きますよ。地域ごとの懇談会も開いて地域の要求も聞きますよ。ずっといいじゃないですか。私があなただを批判しているのは、懇話会というふうな形を作っておいて、結局あなたの息のかかった人ばかりじゃないかという批判もあるんです。本当に息がかかっているのか、かかってないのか、凡人の私には知る由もありませんけれども、どうも町長の息のかかった人ばかりで、あの審議会で答えひっくり返すんだったら大変でしょうと、こういう声もあるんですから。それあなたの耳に入れておきます。出すのは結局行政側の事務方なんですよ原案ね。それに対して審議会でひっくり返るのかと、結局そこで固まったら議会に出してきて審議会で固まったんですから、ひとつ尊重してあげて下さいということになるんです。これが過去の例です、私が見たところでは。だから町長あなた14年も町長やってて、大ベテランなんだから、強力な良いスタッフもいるんですから、この程度のことは過去の総括をし、今後の展望を持った原案、財政課中心にしておまとめになったらどうですか。副町長だって財政課長やった経験あるんだし、優秀な管理職たくさんいるんだから、まず庁舎内部で計画を作りなさい。それから過去のこれまでの合併以降の財政状況の総括をされたらどうですか。それを基にして議会調査特別委員会を設置し、そこで時間をかけてじっくり来年9月まであるわけですから、やるということではいかがかと思います。議長におきましてこの点議会の内部において協議されますように提案しておきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 議員、この程度の問題とおっしゃいましたが、私はこの程度の問題ということではなくて、これは将来のせたな町の進むべき道を考える大変重要な問題だというふうに捉えております。議会軽視という話もされましたが、それはそうではなくて、議会に提案するものについては、しっかり町民の意見を聞いて、これは当然痛みを伴う改革にはなりますが、町民の意見を聞いて、私としての責任を持って提案をさせていただくことにしなければ、それこそ議会軽視ということになるのではないかというふうに思います。提案した案件については、議員の皆さん方12名おりますので、それぞれいろいろな意見が当然あると思います。そうした中で将来のせたな町の進むべき道をしっかり決めていただけるというふうに思っているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 産業振興基金に移ります。ただその前に答えは求めませんが、町長の答弁は全く的を外していません。的外れです。町民の意見を大事にするなら町民の代弁者である議会を大事にしてください。それあなた自治法上の議会を根本から間違ってますから、我々は町民の代弁者として末端の隅々までの意見を議会に反映させ、町長に届ける責任がありますから、議会を重視してください。

さて産業振興基金の問題に移ります。まだ私の質問に対する答弁を頂戴しておりませんので、最初の答弁をさせてもらえませんか。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員の1回目の質問に対して答弁をしていただけていないということなので、1回目の質問に対して答弁してください。

要するに、産業振興基金自体は了解しますよと、しかしその中で使い分けも含めた中できちっと新年度にかかっても構わないので、そういう検討をしてもらえないかと、こういう質問だと私思っているんですが、簡略に言うと。チャレンジも含めて。

町長。

○町長（高橋貞光君） 産業振興基金の使い方、利用については、これは基金を入れる場合に当然使い方については、今までもそうですし、これからも使う場合については十分そういったことを吟味をしながら政策を打っていくということになると思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それ答えになってないですよ。ちょっと最近の町長の答弁酷いですよ。新チャレンジ制度を実施しないと、どうやって使うんですか。3年間で終わっちゃったんですよ。新しいチャレンジ制度提案してきてますか。新しいチャレンジ制度なくして、どうやって漁業者や商工業者は産業振興基金使うんですか。使う方法や使う道を閉ざしておいて、さあ、おまえら頑張れと、そういう態度が許されますか町長。去年私はが産業振興基金の使い勝手悪くて実績が伸びてないじゃないかと、農業者は別ですよ、3億も4億も行っているんですから、そうした時にあなたなんて答えました。使え使えと私からは申し上げられませんが、漁業者、商工業者に100%責任転嫁したんですよ。使わないあなた方が悪いと、だから私言っているんですよ、使い勝手良くしたらいいでしょうと、使い勝手良くもしないでチャレンジ制度3年間で終わりますよという態度であれば、せたまの漁業者、商工業者泣きますよ。あなた知っているように私は瀬棚区のある商工業者からの切実な要求、チャレンジ制度で使いたいと相談受けたんで、副町長にも申し上げたんです。現場も見せてもらった。そのことは、あなたにも私からも生で伝えたんでよく知ってるでしょ。これ今の制度から行けばダメよって言って、これパーなんです。仕事、店を続けたい切実な要求を持っているけれども、少しでも公的な支援をお願いしたい。それに該当しないというなら、該当できるような使い勝手の良い方法で考えたらいじゃないですか。だいたいあなたね、雅荘に対する全体の7,000万の補助金も出したんですから、この補助金だって補助金要綱を作らないままに議決したんですよ。あとからでしょう補助金の要綱を作ったのは。昨年12月16日の時点での予算の議決をした時には補助金要綱も作ってなかったんですから、後付けで作っておいて出したと。だから私は今度の一般質問でもやりますから、ダメの予算入っているんだもの3,980万の中には、これ補助金バックしなきゃならない金額入ってますからね町長。それはあとでじっくりやりますから。まずそれはさておいて、どうも町長やっていることちぐはぐなんです。使い勝手の良い皆さんの本当の思いにあった今の経営を進めていくのに噛み合った制度でやりなさいって言っているんです。だからその関係者の意見聞いてくださいよ。そうすれば、こういう基準なら私たちも使わせてもらえるという答え返ってきますから、それをやってくださいっていうんだから、何も私無理なこと言ってるんじゃないですよ。9月議会の決算質疑の中で、当時、水産林務課長こう言っている

んです。なんで使い勝手が悪いかというと、高齢者であって3分の1補助ということ、残った66.6%ということになるんですが、高齢者の人は出せません。したがってなかなか使えないんです。これは漁業者の実態を踏まえた非常に勇気のある答弁ですよ。これは会議録に残っているんです。ですから担当の課長が切実な真実の要求を議会で答弁をしているんですから、それに基づいて弾力的な使い勝手のある新チャレンジ制度を、ぜひ年度は遅いとはいえ、時期が遅くなったとは言えども、新年度に向けて具体化してください。財源はあるんですから2億も、だから制度化して4月1日からでも5月1日からでもやったらいいだけでしょ。これを町長に答弁を求めておきます。あとは質問しません。

○議長（真柄克紀君） 3回目の答弁、町長。

○町長（高橋貞光君） これまでもチャレンジばかりでなくて、産業振興に資するさまざまな事業を展開してきているところでございます。チャレンジ事業につきましては3年継続をして、今回休むということにしました。いずれにしましても限られた財源の中でいかに、これは産業振興ばかりでなくて、さまざまな政策にバランスよく配分をしなければならないという状況の中で、今回はこの皆様にお示しをした令和2年度の予算ということになりました。これはこれで私たちも皆さん方に提案して審議をいただく段階で皆さん方のご意見を真摯に受け止めながらしっかり行財政運営を令和2年度についてもやっていきたいと考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 町長にお伺いします。今のは質問に対して前向きに考えるということなんですか、こっちで聞いてもどう扱うかっていうのは、今の段階で、できなければ、できなくていいです。それから今の段階でも前向きにいろいろな形で考えるつもりがあるならそれでかまわないです。前段はいらないです。

○町長（高橋貞光君） ですからチャレンジ事業については、3年継続をして今回終わらせていただくということでございます。

○議長（真柄克紀君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時15分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

町長より答弁を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） 産業振興基金については、今回こうして提案をさせていただいておりますが、これは単年度で使い切るということではございません。本町の基幹産業であります第1次産業、農業、漁業につきましては、これは持続可能な、そうしたことに資する基盤の整備、基盤の強化ということで、町はさまざまな事業を展開しているところでございますが、これは常にこうした目的を達成するために、どういった事業がいいのかということには常に検討をしているところでございまして、菅原議員のこのようなご意見につきましても十分検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 先ほど来、1点の議案につきましていろいろな議員の方の意見がございま

すので、最終的な議決の前に皆さんのいろいろな研究をしたいという方もいらっしゃると思いますので、項目についてはあとで懇談の場でお話しますが、暫時休憩してよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○議長(真柄克紀君) それでは若干時間かかりますけど、第1委員会室にお集まりください。暫時休憩いたします。

休憩 午後2時17分

再開 午後2時40分

○議長(真柄克紀君) 休憩を解き会議を再開いたします。

ほかの質疑希望者ございますか。

石原議員。

○9番(石原広務君) 先ほどの菅原副議長の質問に関連するんですけど、これ町長実は一般質問でも正直言うと迷いながら、自分も出すか出さないかっていうことで考えたんですが、一昨年の12月の定例会、漁業チャレンジ事業の関連で江差町の事例を挙げて、私質問させていただいて、町長答弁の中でバージョンアップしたものを考えると間違いなく答弁しているんです。これは先ほどの町長の答弁につきると思うので質問しませんが、一般質問の場で町長が間違いなくこの場で答えてますんで、そこも含めて担当課、内部協議していただきたいと思います。先ほどの答弁につきると思います。

以上です。

○議長(真柄克紀君) 町長。

○町長(高橋貞光君) チャレンジ事業を3年間で一応継続して実施してまいりました。その後継事業としては、現在提案しております産業等活性化事業ということになります。

○議長(真柄克紀君) ほかの案件で質疑希望ございますか。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) なければこれで質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第13号

○議長（真柄克紀君） 日程第4、議案第13号令和元年度せたな町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

重ねて申し上げますが、説明、答弁、質疑を含めてそれぞれ簡潔によりしくお願いいたします。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から1,803万2,000円を減額し、補正後の予算総額を13億459万3,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事務費及び保険給付費などの精査のほか、基金積立金、北海道からの特別交付金を財源とする病院事業会計への繰出金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） それでは議案書70ページをお開きお願いいたします。歳出からご説明いたします。1款総務費から71ページの2款保険給付費までの補正額は、事務費や療養給付費などの精査でございます。

3款1項1目ともに国民健康保険事業費納付金では財源振替えをお願いするものです。

72ページをお開き願います。5款保健事業費の補正額は事業の精査によるものでございます。

6款1項1目ともに基金積立金では1,769万3,000円を国民健康保険事業基金へ積み立てるものでございます。

73ページをご覧願います。8款諸支出金、2項他会計繰出金、1目繰出金で2,817万5,000円の追加は、北海道からの特別交付金が確定したことから病院会計へ繰出すものです。

これに伴う歳入でございます。67ページをお開き願います。1款1項ともに国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税及び2目の退職被保険者等国民健康保険税の補正額は、調定見込みによるものでございます。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金では、保険給付費の見込みにより3,297万7,000円を減額するなど、以降69ページまでの記載のと通りの補正により収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明終了です。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

道高議員。

○6番（道高 勉君） 国保病院の事業会計繰出金2,817万5,000円出てます。それで病院のほうの繰出金というのは、一般会計からもありますけれども、トータル的に今年どのくらいの繰出金になったんですか。

○議長（真柄克紀君） 財政課長。

○財政課長（佐野英也君） 今年度の病院会計の繰出金総額でよろしいでしょうか。5億1,216万1,000円です。総額ですよ。

○6番（道高 勉君） ルール分以外。

○議長（真柄克紀君） 質問者にお尋ねしますが、一般会計からの案件になりますので、この会計ではちょっと質問は。よろしいですかそういう扱いで。

○6番（道高 勉君） はい、わかりました。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第14号

○議長（真柄克紀君） 日程第5、議案第14号令和元年度せたな町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から16万9,000円を減額し、補正後の予算総額を1億5,023万2,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、事務費の精査のほか、北海道後期高齢者医療広域連合への保険料等負担金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） それでは議案書79ページをお開き願います。歳出からご説明いたします。1款総務費及び2款後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は、事務費や保険料等負担金の精査によるものです。

80ページをお開き願います。3款保健事業費の補正額は、保険事業の精査によるもの。

4款1項ともに諸支出金、3目償還金は30年度の交付金確定に伴う返還金として2万2,000円を追加するものです。

これに伴う歳入でございます。78ページをお開き願います。1款1項ともに後期高齢者医療保険料、1目保険料では、調定見込みにより58万7,000円を追加するものなど、以降記載のとおり補正により収支の均衡を図ったものです。

以上で説明を終わります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第15号

○議長（真柄克紀君） 日程第6、議案第15号令和元年度せたな町介護保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に1,710万3,000円を追加し、補正後の予算総額を10億5,216万4,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、保険給付費の各種介護サービス給付費負担金の精査、介護給付費負担金等返還金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） 議案の88ページ歳出からご説明いたします。今回の補正につきましては、年度末の事業精査が主なものでございます。1款総務費から90ページの3款地域支援

事業費までにつきましては、いずれも実績による精査に伴う増減であります。

次に92ページで4款1項1目ともに基金積立金では、利息といたしまして3万1,000円の追加であります。

次に6款道支出金、1項還付金及び還付加算金、2目償還金、1,684万円の追加につきましては、前年度介護給付費等の実績に伴う額の確定による超過交付分返還金であります。

これに伴います歳入でございます。85ページをご覧ください。1款保険料から86ページの5款道支出金までにつきましては、事業精査に伴う増減であります。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では、基金運用収入として3万1,000円の追加。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では1目介護給付費繰入金、83万4,000円の増、2目地域支援事業繰入金で728万円の減、3目その他一般会計繰入金で105万1,000円の減、4目低所得者保険料軽減繰入金で8万6,000円の減、2項基金繰入金、1目介護保険事業基金繰入金では1,721万5,000円の減。

次に8款1項1目ともに繰越金では、前年度繰越金といたしまして3,048万3,000円の増。

最後に9款諸収入、3項1目ともに雑入で144万7,000円を減じまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第16号

○議長（真柄克紀君） 日程第7、議案第16号令和元年度せたな町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から294万7,000円を減額し、補正後の予算総額を5,786万3,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、予防プラン作成業務の追加のほか、人件費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長（樋口 靖君） 議案の100ページ歳出からご説明いたします。今回の補正につきましては、年度末の事業精査が主なものでございます。1款サービス事業費、1項通所介護サービス事業費、1目デイサービスセンター事業費4万3,000の追加につきましては、実績等による精査であります。3項1目ともに介護予防支援事業費10万円の追加につきましては、介護予防プラン作成業務の精査であります。4項1目ともに居宅介護支援事業費309万円の減につきましては人件費の精査であります。

これに伴う歳入であります。98ページをご覧ください。1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目通所介護サービス事業収入において30万1,000円の減、2目介護予防サービス計画費収入で49万6,000円の減、3目居宅介護サービス計画費収入で8万9,000円の減、2項1目ともに自己負担金収入では9万5,000円の減、3項1目ともに居宅介護支援事業費収入では16万1,000円の減。

2款繰入金、1項1目ともに一般会計繰入金で180万5,000円を減額いたしまして収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第17号

○議長（真柄克紀君） 日程第8、議案第17号令和元年度せたな町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から896万9,000円を減額し、補正後の予算総額を3億2,229万円とするものでございます。

その主な内容でございますが、施設の維持管理費経費の精査のほか、基金積立金の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは議案書の105ページ歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費で補正額623万2,000円の減でございます。主なものは27節の公課費で消費税及び地方消費税納付額に係る減でございます。次に2目維持管理費、補正額が842万円の減でございます。各節の精査でございますが、主なものといたしましては13節委託料の各業務に係る事業精査及び入札執行残の精査によるものでございます。次に3目委員会費については10万5,000円の減で、これも各節の精査でございます。

次の106ページにまいりまして2項営業外費用、2目基金積立金、補正額692万3,000円の増、これは簡易水道事業基金積立金でございます。

続きまして2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費、補正額9,000円の減でございます。各施設の精査が主なものでございますが、11節需用費の修繕料については、追加で北島歌水源井戸修理等の経費の追加をお願いするものでございます。次2目簡易水道事業費49万6,000円減でございます。15節工事請負費の入札執行残精査によるものでございます。

ページ戻りまして104ページ歳入でございます。1款事業収入、2項営業外収入、1目利息及び配当金、補正額4万4,000円の減でございます。これにつきましては基金利息で簡易水道事業基金運用収入でございます。次に2目他会計繰入金、補正額842万2,000円の減で、一般会計繰入金の減でございます。

続きまして2款資本的収入、1項1目ともに他会計出資金、補正額218万7,000円の減でございます。一般会計出資金でございます。続きまして2項1目ともに繰越金、補正額168万2,000円の増でございます。前年度繰越金でございます。以上歳入歳出からそれぞれ896万9,000円を減額し、補正後の額を3億2,229万円とし収支の均衡を図ったものでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第18号

○議長（真柄克紀君） 日程第9、議案第18号令和元年度せたな町営農用水道等事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に5万9,000円を追加し、補正後の予算総額を1,531万4,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、施設の維持管理経費の精査のほか、施設修繕料の追加などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは議案書の111ページ歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費、補正額27万1,000円の減でございます。主なものは27節公課費の消費税及び地方消費税納付額に係る減でございます。次に2目維持管理費、補正額86万7,000円の減でございます。各節の精査でございます。続きまして2項営業外費用、2目基金積立金、補正額3,000円の減でございます。営農用水道等整備基金積立金の減によるものでございます。

続きまして112ページ、2款資本的支出、1項建設改良費、1目施設改良費、補正額120万円の追加でございます。11節需用費は修繕費で、西大里地区配水管の修繕料の追加をお願いするものでございます。

ページ戻りまして110ページの歳入でございます。1款事業収入、1項営業収入181万5,000円の減額は、老人ホーム三杉荘の市街地移転に伴う収入減でございます。次に2項営業外収入、1目利息及び配当金で基金利息3,000円の減でございます。次に2目他会計負担金、補正

額37万8,000円の増で一般会計負担にでございます。

続きまして2款資本的収入、1項1目ともに他会計補助金、補正額は120万円の増でございます。一般会計補助金でございます。次に2項1目ともに繰越金補正額29万9,000円の増で、前年度繰越金でございます。以上歳入歳出それぞれ5万9,000円を追加いたしまして、補正後の予算額を1,531万4,000円とし収支の均衡を図ったものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第19号

○議長（真柄克紀君） 日程第10、議案第19号令和元年度せたな町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から1,840万7,000円を減額し、補正後の予算総額を3億4,914万5,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、施設の維持管理経費及び下水道整備費の精査などについて補正をお願いするものでございます。なお予算に合わせまして地方債の変更2件をお願いしてございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは最初に地方債の補正についてご説明いたします。議案書の115ページでございます。第2表地方債補正、変更ですが、起債の目的、下水道事業（公共）につきましては、北檜山区の下水道整備に係る起債でございます。これにつきましては限度額1,270万円から90万円を減額し1,180万円に変更するものであります。次に起債の目的、下

水道事業（特環）で、大成区の下水道整備にかかる起債でございます。これにつきましては限度額1,360万円から650万円減額し710万円に変更するものであります。これらの変更理由につきましては事業精査及び入札執行残により減額が生じるためでございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については、いずれの事業も変更ございません。

続きまして119ページ歳出についてご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、1目総務費で補正額268万円の減でございます。主なものは27節公課費の消費税及び地方消費税納付額の減でございます。次に2目管渠費、補正額161万1,000円の減で、各節精査でございます。次に3目処理場費、補正額193万1,000円の減で、これも各節の事業精査でございますが、13節委託料ではし尿受入槽清掃業務の追加をお願いするものでございます。

次の120ページにまいりまして、2項営業外費用、1目支払利息、補正額51万円の減でございます。これは23節の償還金利子及び割引料で長期債利子の減によるものです。

続きまして2款資本的支出、1項建設改良費、1目下水道整備費、補正額1,167万5,000円の減でございます。主なものは15節工事請負費で、交付金の減額による事業精査及び入札執行残の精査によるものでございます。

次にページ戻りまして117ページ歳入でございます。1款事業収入、1項営業収入、2目その他営業収入、補正額198万4,000円の減でございます。主なものにつきましては、2節負担金で北檜山下水処理場でミックス処理している、し尿浄化槽汚泥量が当初見込んだ数量より少なかったことによるし尿等の処理に係る負担金の減でございます。次に2項営業外収入、1目他会計繰入金、補正額755万3,000円の減でございます。一般会計繰入金の減でございます。

次に2款資本的収入、1項1目ともに町債、補正額740万円の減でございます。これにつきましては、公共、特環下水道事業に係る下水道事業債の減でございます。次に2項1目ともに他会計出資金、補正額58万円の減で、一般会計出資金の減でございます。

118ページでございます。3項1目ともに補助金、補正額433万8,000円の減でございます。これにつきましては国庫補助金で社会資本整備総合交付金の減でございます。次に4項1目ともに繰越金、補正額280万5,000円の増で前年度繰越金でございます。次に5項分担金及び負担金、1項分担金で54万3,000円の増、現年、滞繰の分担金でございます。2項負担金10万円の増、現年、滞繰の負担金でございます。

以上歳入歳出からそれぞれ1,840万7,000円を減額いたしまして、補正後の予算額を3億4,914万5,000円とし収支の均衡を図ったものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第20号

○議長(真柄克紀君) 日程第11、議案第20号令和元年度せたな町漁業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から51万7,000円を減額し、補正後の予算総額を1,410万4,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、施設の維持管理経費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長(丹羽 優君) 議案書の127ページでございます。歳出からご説明いたします。1款事業費用、1項営業費用、2目管渠費、補正額35万円の減でございます。14節使用料及び賃借料で清掃車両等借上料の減でございます。次に3目処理場費、補正額24万3,000円の増でございます。これにつきましては11節需用費で、不足をいたします光熱水費、修繕料の追加をお願いするものでございます。

続きまして2款資本的支出、1項1目ともに建設改良費41万円の減は、13節委託料で入札残の精査でございます。

次にページ戻りまして126ページの歳入でございます。1款事業収入、2項営業外収入、2目他会計繰入金、補正額が21万の減額で一般会計繰入金でございます。

次に2款資本的収入、1項1目ともに他会計出資金131万円の増は一般会計出資金でございます。次に2項1目ともに補助金172万円の減は国庫補助金の減でございます。次に3項1目ともに繰越金、補正額10万3,000円の増で前年度繰越金でございます。

以上、歳入歳出からそれぞれ51万7,000円を減額いたしまして、補正後の予算額を1,410万4,000円とし収支の均衡を図ったものでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。
討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第21号

○議長（真柄克紀君） 日程第12、議案第21号令和元年度せたな町風力発電事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から2,207万1,000円を減額し、補正後の予算総額を2,842万円とするものでございます。

その主な内容でございますが、施設の修繕料や風力発電事業基金積立金の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

小板橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小板橋 司君） 今回の補正につきましては、ただ今の提案理由にありますとおり2号機の故障により減収となったことと、これに伴う基金積立ての精査と施設の維持管理費の事業費精査による所要の補正をお願いするものでございます。

まず歳出です。議案の133ページでございます。1款電気事業費、1項電気事業管理費、1目一般管理費で2,207万1,000円の減でございます。9節旅費、11節需用費、12節役務費、13節委託料、27節公課費につきましては事業費精査によるものでございます。25節積立金は売電収入の減により1,540万7,000円を減額するものでございます。

これに対する歳入ですが132ページでございます。2款1項1目ともに繰越金は前年度繰越金261万9,000円の追加でございます。

3款諸収入、1項収益事業収入、1目売電収入は2,469万円の減額で収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。
（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。
続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第22号

○議長（真柄克紀君） 日程第13、議案第22号令和元年度せたな町瀬棚港旅客施設事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額から160万1,000円を減額し、補正後の予算総額を32万4,000円とするものでございます。

その主な内容でございますが、フェリーターミナルの管理経費の精査などについて補正をお願いするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。
横川水産林務課長。

○水産林務課長（横川洋二君） 今回の補正予算については、昨年、瀬棚奥尻間のフェリーが休止したことに伴う減額補正が主なものであります。

それでは議案139ページ歳出から説明いたします。1款1項ともにフェリーターミナル管理費、1目一般管理費で、4節共済費が9万6,000円の減、7節賃金が82万8,000円の減、11節需用費について消耗品が6万円の減、光熱水費では41万8,000円の減、修繕料は10万円の減であります。次に12節役務費については、手数料が9万2,000円の減、14節使用料及び賃借料ではテレビ聴視料7,000円の減となり、支出合計160万1,000円の減となり、補正後の歳出合計については32万4,000円となります。

これに伴う歳入ですが、138ページをご覧ください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1

目1節ともにフェリーターミナル使用料で、フェリーターミナル使用料が43万6,000円の減、駐車場使用料も113万9,000円の減となります。

次に2款諸収入、1項1目ともに雑入でフェリーターミナル電気料収入について35万円の減となります。

次に3款1項1目1節ともに繰越金で32万4,000円の増額であります。歳入合計160万1,000円の減額で、補正後の歳入については32万4,000円となり収支の均衡を図ったものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第23号

○議長（真柄克紀君） 日程第14、議案第23号令和元年度せたな町病院事業会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 今回提案をいたします補正予算の主なものでございますが、収益的支出では、給与費及び減価償却費の追加、材料費や経費の減額などについて、収入では国保事業会計からの補助金及び一般会計からの不採算分の追加などについて補正をお願いするものでございます。

また資本的収支の収入では、一般会計出資金の精査について補正をお願いするものでございます。

内容につきましては病院事務局長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

西村国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（西村晋悟君） それではご説明いたします。

はじめに、せたな町立国保病院分の収益的収支でございます。議案その1の149ページ、まず支出からご説明をさせていただきます。1款1項1目、給与費の1,759万9,000円の追加につきましては、人件費の精査によるものでございます。次に2目材料費、1節薬品費では、入院患者の増により863万3,000円の追加、2節診療材料費では、外来患者の減により451万6,000円の減額となっております。続きまして3目経費から152ページの2項、2目消費税及び地方消費税につきましては、事業費の精査によるものでございます。

これらに対します収入につきましては147ページに戻っていただきたいと思っております。1款1項1目入院収益では794万4,000円の減額、2目外来収益では9,957万6,000円の減額でございます。いずれも実績による精査でございます。続きまして3目その他医業収益の4節国保病院事業補助金では、救急患者受入体制支援事業分の額が確定したことによる直営診療施設運営費補助金261万6,000円の追加でございます。

148ページになります。2項3目負担金交付金では、医業収益の減収に伴う不採算地区病院運営費負担金1億2,380万9,000円の追加をお願いするものでございます。以上のおり収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして瀬棚診療所分の収益的収支についてご説明いたします。156ページの支出からでございます。2款1項1目給与費から159ページの2項2目消費税及び地方消費税までは精査によるものでございます。

これらに対します収入は154ページにお戻りをいただきたいと思っております。2款1項1目外来収益では2,392万3,000円の減、2目その他医業収益では、へき地直営診療所運営費補助金694万5,000円の追加、2項2目負担金交付金では、不採算地区診療所運営費負担金634万5,000円の減、4目長期前受金戻入では620万1,000円の追加でございます。以上のおり収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして大成診療所分の収益的収支についてご説明いたします。161ページの支出でございます。3款1項1目給与費から162ページの2項2目消費税及び地方消費税までは精査によるものでございます。

続きまして収入でございます。160ページでございます。3款1項1目外来収益では4,739万円の減、2目その他医業収益では、へき地直営診療所運営費補助金1,448万9,000円の追加、2項2目負担金交付金では、不採算地区診療所運営費負担金3,000万円の追加をお願いするものでございます。以上のおりで収支の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

道高議員。

○6番（道高 勉君） 先ほどの町からの持出金として5億1,000万円と財政課長が話されました。最終的には病院と2つの診療所のルール以外の真水の部分の一般会計、真水の部分の持ち出しがどのくらいあったのか。そしてその要因というのを見ると外来の医科の部分の収益というものが、随分落ちているんです。だから結局この落ちた要因というのは何のかわかりません。そこを教

えていただきたいと思います。その分の落ちた分がすべて町の一般会計の持ち出しということで、だから当初の見込みというのが、甘かったのかどうかということもあるわけです。やっぱり厳しく見なければならぬという、その辺のことについてお伺いしたいと思ってました。

○議長（真柄克紀君） 病院事務局長。

○国保病院事務局長（西村晋悟君） ただ今のご質問にお答えいたします。議案書では143ページになりますが、道高議員おっしゃったように、その前に一般会計の71ページ、これは衛生費の繰出金になりますが、病院会計への繰出金といたしまして5億1,216万1,000円となっておりまして、これが要するに病院で繰入れしていただいている分でございますけれども、端的に申し上げまして、議案書の143ページでは合計額が載っていないものですから、非常に見えづらいものかと思っておりますけれども、まず先ほど申し上げました5億1,216万1,000円のうち、議案書でいう括弧書きが、米印ありますけれども交付税措置分となっております。道高議員ご質問の点は、この括弧書き部分以外の部分だと理解してお答えするんですが、要するに町単独分は3億1,972万4,000円となっております。この主な要因といたしましては、町立病院、それから両診療所含めまして患者数の減が主な要因かと思っておりますけれども、その中でも町立病院から例えば両診療所に医師を派遣して、できる限りのことは対応しながら、常勤が今4人いるわけですが、その中で大成区、瀬棚区、それぞれ迷惑がかからないように対応をさせていただいておりますし、町立病院におきましても院長を先頭に出張医の応援もかなりいただきながら運営にあたってはわけですが、いかにせんこの人口減少それに伴う患者数の減少というものも否めない部分がございますので、その辺でご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） わかりました。町の真水部分が3億1,900万ということでのお話でございました。ですからこれからこういった町からの持ち出しというものが、3億が増額するのかなと、そういう傾向にあるのかと思うんですが、ですからこれは町の厳しいこれの一本化算定に伴って交付税関係が減ってくるという中で、これは相当重たい、町としても重荷になってくるだろうと思うんです。ですからその辺について、きちんとした経営、身の丈に合った病院経営というものもこれから議論をされることになると思いますけれども、現場として最大限お話されたようにお医者さんが頑張っているいろいろなやられてるということでございますので、何といたってもやはり町民の命を守ってもらう、ましてこういう感染の被害が出た時に、やはり頼るのは病院、そういったことの町としての、公立の立場として町からの持ち出しもあるということの中で、これは大変、そういうふうに頼ったら厳しいよということの職員に対しての医療関係者につきましての一層の改善改革と、そういったものはこれから取られると思いますけれども、現場ではどのように考えているのか伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 病院事務局長。

○国保病院事務局長（西村晋悟君） お答えいたします。ただいま道高議員おっしゃるのよう非常に一般会計からの繰出し、病院側からする繰入れですが、新年度交付税が一本算定になるということで、今後ますます厳しい状況になるというのは、私たちも理解しておりますし、皆さんも

そのように思っていたらと思いますけども、その中でも自治体病院として24時間365日救急診療をするという使命を持っておりますので、そこは今後もぶれることなくやっていきたいと思っておりますし、病院の職員の意識改革、それらにつきましても限られた経費の中で運営していかなければならない、経費の節減、それから患者様への対応、親切丁寧な、そして気持ちの通った対応をしてくださいということは事あるごとにお願いはしてございます。いずれにいたしましても厳しい状況がますます大きくなっていくかと思っておりますけれども、町立病院、診療所を無くす訳にはいかないという思いで今後も精一杯やっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（真柄克紀君） ほかにございますか。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） これで質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第24号

○議長（真柄克紀君） 日程第15、議案第24号せたな町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） それでは議案第24号せたな町過疎地域自立促進市町村計画の変更についての提案理由を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づきまして、せたな町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更するため議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

小坂橋まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小坂橋司君） それでは議案第24号せたな町過疎地域自立促進市町村計画の変更内容につきまして説明いたします。このたびのせたな町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、過疎対策事業債、いわゆる過疎債の起債申請を行う際に、計画にその事業が搭

載されていることが要件となることから、過疎債の起債申請を予定してる事業で計画に登載されていない事業の計画を追加するものでございます。

2ページをお開き願います。1、産業の振興、右側の変更後です。事業名の（10）その他、このたびの追加する事業は、事業内容で1番下のアンダーラインのついている事業です。水産物荷捌所改良工事、これを追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第25号

○議長（真柄克紀君） 日程第16、議案第25号せたな町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第25号せたな町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する規定を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長からいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

原総務課長。

○総務課長（原 進君） せたな町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。改正内容につきましては、5ページの新旧対照表で説明させていただきます。まずこの条例は地方公務員法第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し規定することを目的としております。改正前でございます。職員のサービスの宣誓といたしまして、第2条では、新たに

町職員になった者のサービスの宣誓の方法について定めており、改正後では第2条に第2項として、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は別段の定めをすることができる。を追加するものでございます。この改正で任用形態等がさまざまである会計年度任用職員のサービスの宣誓方法については、それぞれの職員にふさわしい方法で行うことができることとなります。なお附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第27号

○議長（真柄克紀君） 日程第17、議案第27号せたな町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第27号せたな町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の名称等が改正されたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長から説明いたします。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

高橋税務課長。

○税務課長（高橋 純君） それでは13ページの新旧対照表により説明いたします。この度の改

正につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の名称等が改正され、法律との整合性を図るため改正するものであり、改選前の条文中、第6条第2項を削り、第3項から第5項を1項ずつ繰り上げるものでございます。附則としてこの条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決します。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第28号

○議長（真柄克紀君） 日程第18、議案第28号せたな町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第28号せたな町手数料条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律及び旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律の施行により、住民基本台帳法等の法律の一部が改正されましたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長からいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） それでは議案第28号せたな町手数料条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案書は16ページからとなります。本条例の一部改正は大きく2つの

法律改正によるもので、1つ目として、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル手続法の公布に關しまして、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法が改正されたことに伴いまして、住民票等の手数料の規定を改正するもの。

2つ目として、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律が交付され、一時金の支給申請に関して必要な住民票等の交付手数料を免除することができることとされた法律改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

内容につきましては議案書17ページ新旧対照表をご覧ください。右側が改正前、左側が改正後となります。別表第1は、手数料の名称と額について規定されておりますが、住民基本台帳に関する事項で改正後の下線部、住民票の除票及び戸籍の附票の除票の写しの交付手数料、1枚につき150円を加えるものです。これは従来、住民票の除票及び戸籍の附票の除票については、住民票の交付と一体的に取り扱いをしておりましたが、今回の方改正により制度として明確化されたことから、除票の公布に際して手数料を徴収する規定を加えるものでございます。

次に同じく別表第1、個人番号に関する事項で、改正前の下線部、通知カード度再交付手数料1枚につき500円を、改正後では削るものです。これはマイナンバーカードの普及を目指す国の方針から法律改正により通知カードが廃止されるため、通知カード再交付手数料の規定を削るものです。

次に別表3では、手数料を徴収しないことの根拠法令を列挙してはるものですが、改正後の下線部第20号、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）を加えるものです。

18ページをお開き願います。附則としましてこの条例は、公布の日から施行するものであります。ただし別表第1通知カード再交付手数料の項を削る改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号により政令で定める日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可されました。

◎日程第19 議案第29号

○議長(真柄克紀君) 日程第19、議案第29号せたな町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第29号せたな町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行により、災害援護資金の貸付けに関する規定が改正されましたことから、災害援護資金に係る償還金の支払い猶予及び償還免除の対象範囲の拡大等について必要な措置を講じるため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長からいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

樋口保健福祉課長。

○保健福祉課長(樋口 靖君) それでは21ページの新旧対照表によりご説明いたします。まず今回の改正でございますが、ただ今の提案理由にありましたとおり災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の改正によるもので、まず1つ目には、償還金の支払猶予規定がこれまでの政令から法律に変更になったこと。2つ目に、償還免除の対象項目が追加されたこと。3つ目に、報告等に関する規定が新たに設けられたことなど、災害援護資金の貸付けに関する部分の規定が改正されたことから、本条例に規定する所要の箇所の改正を行うものでございます。

それでは新旧対照表ですが、右側が改正前、左側が改正後でございます。改正前の第15条第3項で、償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条の規定によるものとする。を、改正後で、償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。に改めるものです。附則としてこの条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第30号

○議長(真柄克紀君) 日程第20、議案第30号せたな町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第30号せたな町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

児童福祉法の一部を改正する法律の施行により、学童保育所に従事する支援員の見直しを図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長からいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長(濱口喜秋君) それでは議案第30号せたな町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について内容を説明させていただきます。

議案書は24ページからとなります。本条例は平成27年4月に子ども・子育て支援制度の創設に伴い、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育事業の設備及び運営について国が定めた基準に倣い本条例を定めたものですが、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律が公布され、これまでは国の基準に従うべき基準と、地域の実情に応じて国の基準と異なる内容を定める、参酌すべき基準で区別されておりましたが、このたびこの区分が撤廃され、すべて市町村の裁量で基準を定めることが可能となったところです。このたびの条例改正は瀬棚及び大成学童保育所の入所児童数が10名以下と年々減少していることや、支援員の確保が厳しくなっている状況を踏まえ、支援員の配置基準を条件付きで緩和する規定の追加や、支援員認定資格研修の終了に関する経過措置の期間を延長するため、本条例を改正するものです。

それでは議案書25ページ新旧対照表をご覧願います。右が改正前、左が改正後となります。第10条は、学童保育所の職員について規定されております。第2項では改正前、第5項を、改正後、第3項及び第6項に改め、改正後の第3項として、前項の規定にかかわらず、利用者が10人未満

の放課後児童健全育成事業所にあつては、放課後児童支援員の数を1人以上とすることができる。とした支援員の配置基準を緩和する規定を加えるものです。現在の規定では、利用児童が1人や2人の場合でも、支援員を常時2人配置しなければならないが、瀬棚区や大成区においては、人口減少や高齢化などにより支援員の確保が困難な状況であり、配置基準を満たすことができないことも想定するため、条件付き緩和措置の規定を加えるものですが、運営にあたりましては可能な限り支援員の2人配置体制に努めてまいります。以下改正前第3項から第5項を、改正後では第4項から第6項に順次繰り下げるものです。

次に、附則第2項では職員の経過措置について規定されております。学童保育所の支援員は保育士等の基礎資格を有し、都道府県知事が行う研修を修了した者となっておりますが、附則第2項では、研修終了予定者も含む者とした経過措置について規定されており、その経過措置期間を改正前、平成32年3月31日を、改正後では令和5年3月31日と経過措置期間を延長し、また改正前の第10条第3項を、改正後では第10条第4項に改めるものです。附則としてこの条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で説明をいたします。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第31号

○議長（真柄克紀君） 日程第21、議案第31号せたな町学童保育所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第31号せたな町学童保育所条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

北檜山学童保育所へ入所する児童の定員数の見直しを図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長からいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

濱口町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） それでは議案第31号せたな町学童保育所条例の一部を改正する条例について内容を説明させていただきます。

議案書は28ページからとなります。本条例の一部改正は、近年北檜山学童保育所の入所申込者の増加により、条例で定めた定員を超過していることから、実態に即した定員の見直しを行うものであります。

それでは議案書29ページの新旧対照表をご覧ください。右が改正前、左が改正後となります。第2条は学童保育所の名称、位置及び定員の規定であります。北檜山学童保育所の定員を改正前、40人を、改正後では60人に改めるものです。附則としてこの条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 改正で40から60人ということになるわけです。その場合の支援員もしくは補助員の定数というのはどういう扱いになりますか。

○議長（真柄克紀君） 町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） 先ほど改正しました、せたな町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、これに支援員の人数が定められておりますが、1単位を40人とするんですけども、40人に2人という支援員の配置基準があります。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） その場合に、定数を60に増やす訳ですから、増えた分に対する支援員もしくは補助員の配置はどうなるんですかと聞いているんです。

○議長（真柄克紀君） 町民児童課長。

○町民児童課長（濱口喜秋君） 現在の支援員というのが6名です。2時から6時まで開設してはいるんですけども、現在の支援員が6人でございます。そのほかにパートで来ていただいている支援員も4人くらいいるので、現在、定員が60ちょっと超えている状況で、その支援員の数でやってるんですか、4月以降、申し込み者が70くらいの人数があるので、4月から開設するためには2人ないし3人くらい支援員の数がなくなってくるということで、担当としましても支援員を探している状況でございます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） わかりました。実際には70人というレベルになるんだと、その場合に支援員あるいは補助員を増員するという対応するという確認でよろしいんですか。

○町民児童課長（濱口喜秋君） はい。

○議長（真柄克紀君） ほかに質疑希望ありますか。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 2 議案第 3 2 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 2 2、議案第 3 2 号せたな町営住宅管理条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第 3 2 号せたな町営住宅管理条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

民法の一部を改正する法律の施行により、町営住宅等の家賃等徴収に係る法定利率が改正されたことから、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長からいたします。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

丹羽建設水道課長。

○建設水道課長（丹羽 優君） それでは 3 3 ページの新旧対照表により説明させていただきます。この度の民法の改正に伴いまして、条例の改正が必要となる条例が 2 つございます。それで第 1 条のせたな町営住宅管理条例の一部改正では、第 4 2 条第 3 項で、改正前、下線部、年 5 分の割合を、改正後は法定利率に改めるものでございます。

第 2 条では、せたな町定住促進住宅管理条例の一部改正について、第 2 2 条第 3 項で改正前、年 5 分の割合を、改正後は法定利率に改めるものでございます。附則といたしましてこの条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。
続いて討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。
これより採決いたします。
お諮りします。
本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 3 議案第 3 3 号

○議長（真柄克紀君） 日程第 2 3、議案第 3 3 号せたな町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案第 3 3 号せたな町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

せたな町立国保病院の歯科部門を廃止するため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長からいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

西村国保病院事務局長。

○国保病院事務局長（西村晋悟君） それでは内容の説明を申し上げます。

議案の 3 7 ページ新旧対照表でご説明いたします。本年 3 月 3 1 日をもちまして、せたな町立国保病院の歯科部門を廃止することに伴いまして、改正前の、せたな町病院事業の設置等に関する条例第 3 条第 2 項第 1 号中、ケ歯科を削除するものでございます。附則といたしましてこの条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 質疑を終わります。
これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第34号

○議長(真柄克紀君) 日程第24、議案第34号せたな町医療職等奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(佐々木正則君) 議案第34号せたな町医療職等奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

民法の一部を改正する法律の施行により、奨学資金の貸付に係る保証契約の限度額を設定し、貸付期間を見直すため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては担当課長からいたします。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 続いて内容の説明を求めます。

西村国保病院事務局長。

○国保病院事務局長(西村晋悟君) それでは議案の41ページをご覧いただきたいと思えます。

新旧対照表で説明いたします。民法の一部を改正する法律の施行に伴い、奨学資金の貸付に係る保証契約の極度額を設定し、貸付期間を見直すため、改正前のせたな町医療等奨学資金貸付条例第4条第2項中、医療職等養成施設に在学中を、医療職等養成施設の修業年限の終期までに改めるものでございます。附則といたしましてこの条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。質疑を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

続いて討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長(真柄克紀君) 以上で本日の議事は終了しました。
お諮りいたします。
議案調査のため明日から3月15日までの6日間、休会としたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認め、明日から3月15日までの6日間、休会とすることに決しました。なお3月16日午前10時に再開いたしますので、当議場にご参集願います。
本日はこれにて散会いたします。
どうも長時間ご苦労さまでした。

閉会 午後4時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年4月1日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 吉 田 実

署名議員 梶 田 道 廣

令和2年第1回せたな町議会定例会 第3号

令和2年3月16日（月曜日）

○議事日程（第2号）

1 一般質問

○出席議員（12名）

1番 吉田 実 君	2番 梶田 道廣 君
3番 本多 浩 君	4番 橋本 一夫 君
5番 熊野 主税 君	6番 道高 勉 君
7番 大湯 圓郷 君	8番 横山 一康 君
9番 石原 広務 君	10番 平澤 等 君
11番 菅原 義幸 君	12番 真柄 克紀 君

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	高 橋 貞 光 君
教育委員会教育長	成 田 円 裕 君
農業委員会会長	原 田 喜 博 君
選挙管理委員会委員長	大 坪 観 誠 君
代表監査委員	残 間 正 君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	佐々木 正 則 君
総 務 課 長	原 進 君
まちづくり推進課長	小 板 橋 司 君
財 政 課 長	佐 野 英 也 君
税 務 課 長	高 橋 純 君
町民児童課長	濱 口 喜 秋 君
認定こども園長	鎌 田 郁 美 君
保健福祉課長	樋 口 靖 君
農 務 課 長	佐 藤 英 美 君
水産林務課長	横 川 洋 二 君
建設水道課長	丹 羽 優 君

会 計 管 理 者	萩	原	勝	幸	君
国保病院事務局長	西	村	晋	悟	君
総務課長補佐	小	林	和	仁	君
まちづくり推進課長補佐	阪	井	世	紀	君
財政課長補佐	河	原	泰	平	君
町民児童課長補佐	坂	谷	洋	二	君
認定こども園副園長	伊	藤	悦	子	君
保健福祉課長補佐	浜	高	正	明	君
地域包括支援センター所長	長	内		京	君
農務課長補佐	吉	田	有	哉	君
水産林務課長補佐	八	木	忠	義	君
水産種苗センター副所長	栄	田	武	志	君
建設水道課長補佐	平	田	大	輔	君
国保病院事務局次長	中	川		讓	君
経営戦略室次長	手	塚	清	人	君
財政課主幹	井	村	裕	行	君
町民児童課主幹	黒	澤	美	知子	君
保健福祉課主幹	古	守	亜	珠	君
保健福祉課主幹	竹	内	亜	希子	君
保健福祉課主幹	藤	谷	知	昭	君
地域包括支援センター主幹	今	川	勇	吾	君
建設水道課主幹	川	上	佳	隆	君
建設水道課主幹	金	澤	喜	嗣	君
建設水道課主幹	鈴	木	涼	平	君
総務係長	中	山	康	春	君
職員厚生係長	尾	野	裕	也	君
地域生活係長	岡	島	讓	二	君
防災係長	齊	藤	哲	章	君
まちづくり推進係長	松	原	孝	樹	君
広報統計係長	伊	藤	哲	史	君
商工労働観光係長	撫	養	和	伯	君
障がい福祉係長	平	田	慎	太郎	君
保健推進係長	垣	本	利	子	君
包括支援係長	大	久保	麻	未	君
地域支援係長	金	澤	早	苗	君
地域支援係長	田	畑	貴	子	君
農政係長	大	庭		啓	君

耕	地	係	長	齊	藤		真	君
水	産	係	長	油	谷	好	彦	君
業	務	係	長	池	田	裕	之	君
土	木	係	長	桑	田	一	良	君
水	道	係	長	大	野	秀	幸	君
管	財	係	長	高	橋	真	一	君

《大成総合支所》

支	所		長	杉	村		彰	君
次			長	佐	々	木	正	人
大成診療所事務			長	古	守		幸	治
主			幹	奥	村		大	樹
主			幹	水	野		万	寿

《瀬棚総合支所》

支	所		長	上	野	宏	行	君
養護老人ホーム三杉荘			長	横	川		忍	君
次			長	増	田	和	彦	君
養護老人ホーム三杉荘			次	平	賀	英	治	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事	務	局	長	神	田		昌	君
次			長	古	畑	英	規	君
瀬棚教育事務所			長	杉	村	輝	明	君
主			幹	山	本		亨	君
総	務	係	長	長	内	解	人	君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事	務	局	長	西	田	良	子	君
係			長	小	池	秀	樹	君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書	記		長	原			進	君
書	記	次	長	小	林	和	仁	君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事	務	局	長	丹	羽	小	百	合
次			長	上	野	朋	広	君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事	務	局	長	丹	羽	小	百	合	君
次			長	上	野	朋	広		君
事	務	局	総	務	係	原	田	翔	太
									君

◎開議宣告

- 議長（真柄克紀君） おはようございます。
ただいまの出席議員12名で定足数に達しております。
ただちに定例会を再開いたします。
本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 一般質問

- 議長（真柄克紀君） 日程第1、一般質問を行います。
重ねて質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されているとおり、質問答弁は簡明簡潔にお願い申し上げます。

それでは通告順により発言を許します。

2番、梶田道廣議員。

- 2番（梶田道廣君） 先に通告してありました件について質問させていただきます。
あわび種苗施設を今後どのように活用して行くのかということで質問をさせていただきます。
昭和51年からあわびの供給を開始した旧大成町水産種苗育成センターは、当時の需要の高まりもあり、平成9年には国の補助を活用し現在の形の施設への建て替えがなされています。しかし平成15年以降、道の補助事業の打ち切りとともに環境は激変し、あわび漁業の衰退が危惧される事態となりました。その中で平成17年度より種苗生産から中間育成に事業を転換することとなり現在に至っておりますが、需要は年々減少し続け、平成28年秋からは町外出荷も取りやめ、現在町内出荷分のみとなっております。

また一方では年々ナマコの需要の高まりを受け、平成17年度よりナマコ種苗の栽培試験事業を開始し、町内前浜に放流することで漁業従事者の所得の向上に繋がることから種苗増産の要望が高まり、その栽培数も年々増加し、今年は80万個の生産を見込んでいます。しかし中間種苗育成センターは、あわびの育成を目的として国の補助金を利用した施設であり、あわび以外の種を生産することに厳しい制約があります。したがって現在あわびの需要が少ない、またナマコの需要が多いという理由での用途変更が簡単にはできないそうです。適化法による補助金返還の縛りが取れるまであと約20年ほどあるということですが、それまではあわびの育成を続ける必要があります、ナマコの生産も試験栽培という位置付けでしか生産を続ける方法がありません。旧大成町時代、あわび種苗育成センターは特別会計の中で事業を展開できたと聞いていますが、今後交付税が削減する中、負担を軽減し、事業を継続するためにはあわびに特化することなく、あわびを含めたナマコやウニなど他の魚種も生産できるよう施設の用途変更を行う必要があると思いますが、町長の考えをお聞きします。

- 議長（真柄克紀君） 町長。

- 町長（高橋貞光君） それでは梶田議員のご質問にお答えします。

水産種苗育成センターの現状につきましては、私も議員の認識と同じくするものでございます。

あわび種苗については、ピーク時の平成11年度には9,900万円の売払いがありましたが、年々町内外の需要が減少したことにより、平成30年度には648万円まで売払いが落ち込んでおります。今後においても長く種苗センターとしての役割を維持していくためには、収支の改善を図る必要があることから、施設の目的外使用の手続きについて、現在北海道と協議中でございます。

最終的には、国に施設の目的外使用をするための長期利用財産処分承認申請をし、承認が得られれば、あわび以外の魚種の生産、売払いは可能となることから、この手続きについては北海道と今後も協議をしながら取り進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 梶田議員。

○2番（梶田道廣君） 再質問をさせていただきます。

今、町長から大変、前向きな答弁をいただきましたが、重ねてお伺いしたいと思います。合併当初、約50万個の供給をしていましたが、平成30年度のあわび供給数は4万個、令和元年度は2万7,000個と1万3,000個も少なくなり、来年以降3年間は管内への供給が見込めるとはいえ、今後の数量増加は見込めない状態です。その理由は、平成28年度で町外への供給を止めたことが、大きな要因であります。一方で国民宿舎あわび山荘閉館問題も大きな要因だと思えます。山荘へあわびを年間1万数千個納入していた町内事業者は、山荘が閉館されるという事態になり、事業を断念、事業を辞めることで、わっためがして大成で行われる、餅と一緒にまかれるあわびも供給できなくなり、イベント関係者は今後を大変心配しているなど、国民宿舎あわび山荘の問題は、あわび種苗センターの供給数を減らしたばかりでなく、地元経済に大きな影響をもたらしたと私は思っておりますが、この件につきましては今回の質問の趣旨とは違うものですので、答弁は要りません。

さて町長は、今年度の執行方針の中で水産種苗センターについて、あわび種苗育成のほか、町内の業者から要望の強いナマコの種苗生産と供給を行うことで、前浜資源の維持、増大を図り、漁業者の経営安定に向けた支援に努めてまいりますと述べておられます。今後、イカやマス、鮭などの水揚げが減少し、町内の漁業者の高齢化が進む中では、少しでも安定した収入を得ることのできるあわび、ナマコ、ウニなどの支援はしっかりと続けてもらいたいと思います。そのためにも支援に必要な中核施設としての水産種苗センターは重要になってきます。先ほども言いましたが、交付税が削減される中で、令和元年度のあわび出荷量、45ミリ、2,700個、50ミリ、2万個、計2万2,700個、金額にして約648万ですか。対して維持管理費など約3,800万の経費がかかり、その差は約10倍以上の開きがあります。今後3年間は、管内へ4万個の供給が見込まれるようですが、その後、現在と同じ状態が続けば立ち行かなくなる可能性があります。用途変更は大変難しい問題だと聞いておりますが、さまざまな魚種の育成ができるようにすることで、町内支援分とは別に、町外などに供給し少しでも負担を減らさなければ、今後の維持は難しいと思います。先ほど町長から大変前向きな答弁をいただきましたが、この件について、重ねてお伺いしたいと思います。

また施設の維持管理と同様に、大変重要なことは人材の育成だと考えます。現在2名の職員とアルバイトの方々に作業を行っておりますが、今後も事業を継続していくためには、これまでの経験と技術を時代の職員に繋いでいかなければなりません。そのために幅広い世代の人材を配置すべき

と考えますが、町長の考えをお伺いします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。

このあわび種苗の需要の減少につきましては、社会情勢の変化等によりまして、こういう状況に陥っているところでございます。こうした種苗センターの維持を引き続きしていくためには、収支の改善ということについては、しっかりと取り組んでいかなければならないと考えているところでございまして、そのためにも目的外使用をするための長期利用財産処分、この申請して、ぜひ承認をしていただくように引き続き努力をしてみたいと思います。

また人材の育成というお話でございしますが、この職員の育成につきましては、これまで同様、北海道栽培漁業振興公社のご指導いただきながら業務に支障の出ることのないように考えてまいりたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 梶田議員。

○2番（梶田道廣君） これからの人材のことですけれども、今おられる方が55歳と50幾つということで非常に年齢的に近いと。退職されたあと1年、2年で経験技術が伝承されるというものではないということは施設の方からもお伺いしております。そういう意味で、何かと大変なことだろうと思うんです。ですから、できるだけ若い方もその中に一緒に仕事をさせていただいて、技術を繋いで、今後も種苗センター続けられるように、お願いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） そのようにさせていただきます。

○議長（真柄克紀君） これで梶田議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

続いて5番、熊野主税議員。

○5番（熊野主税君） 先に通告しましたマイナンバーカードの普及について町長に質問したいと思います。

平成27年10月に国民総背番号制など批判的な意見もある中、マイナンバー制度が導入され、翌28年1月からカードの交付が開始されて3年が経過しましたが、マイナンバーカードは申請しないと交付されないことから、全国でも15%、当町でも9%程度の普及率です。

マイナンバーは社会保障、税番号制度、災害対策において横断的な共通番号で個人情報の特定を迅速に行う事が目的ですが、令和3年3月から健康保険証としての運用、マイナポイントの発行、住民票、印鑑証明等のコンビニ交付、年金ネット、電子証明書、身分証明証、住基カードからの移行とマイナンバーカードを持たなければ受けられないサービスが増え続けています。

そこで、1番、これらのサービスを受けられるように町からカード取得の啓発、手助けをしていく考えは。

2番、コンビニ交付は当町ではまだしていませんが、今後どのような対応をするか。

3番、マイナポイントについて、国はキャッシュレス化を進めようとしております。商工会と連携を取りながら町民が恩恵を受けられるように進めるべきと考えるが、町長の意見をお伺いします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 熊野議員のご質問にお答えいたします。

議員言われるとおり、マイナンバーカードの交付率の低迷は、取得は強制ではないことや、制度の導入当初では取得しても身分証明証としての活用以外にメリットが無いことから、当町においても普及が進まなかったものと考えられます。政府は昨年5月に行政手続きの原則デジタル化を図るためデジタル手続法を成立させ、マイナンバーカードの普及を促そうと、令和3年3月からは健康保険証としての利用が可能になります。町としても広報やホームページなどで取得を促すほか、保険者証の更新時期にマイナンバーカードの申請書類を同封し取得勧奨を行うことや、施設などに職員が出向き出張申請受付の実施など、普及促進を図って参ります。

次に、2点目のご質問です。

コンビニ交付は、マイナンバーカードを利用して市区町村で交付する住民票の写しなどの証明書を、全国のコンビニエンスストアなどに設置されている端末機から取得できるサービスです。夜間、休日問わず必要なときに、全国のコンビニエンスストアから取得できるもので、住民サービスの向上が図られるものと考えます。道内では18の自治体で導入されており、道南では函館市と七飯町で導入されていますが、檜山管内での導入自治体はございません。現状においては、初期投資の費用対効果、利用者の見込み、導入による窓口業務の軽減など課題が見込まれることから、当面は推移を見守りたいと考えます。

次に、3点目のご質問にお答えいたします。

マイナポイントにつきましては、マイナンバーカードの普及率向上と消費活性化対策として、プレミアム分25%のポイントが上限5,000円分もらえる制度となります。本年7月からポイント申し込みが始まり、ポイントは9月から来年3月までが使用期間となりますが、町民がマイナポイントの恩恵を受けるためには、マイナンバーカード取得のほかに、キャッシュレス決済事業者が提供する決済サービスを選択するなど、電子マネーやスマホが必要となるため、普及率向上と窓口でのカード交付時における設定支援など検討してまいりたいと思います。

また地元消費活性化対策としてマイナポイントを地元で消費していただくためには、商店街でのキャッシュレス化が必要となりますので、商工会には積極的に取り組んでいただきたいと考えております。

町としても必要があれば協力していきたいと考えております。

○議長（真柄克紀君） 熊野議員。

○5番（熊野主税君） 再質問させていただきます。

今町長、言われたように、マイナンバーカード今持ってて何の役に立つんだっていうと、せいぜい身分証明書程度しかないという現状で、皆さんが交付を受けないというのも確かであろうかと。

質問してる私も実は、2日前まで全然考えてなく、このような話をするのに自分がやらないってわけにいかないということで、どのようにするのか、役場にも行きました。結果スマホでインターネットで簡単にできるということがわかりまして、無事、申請はもう終わりましたので、その内、通知が来て、役場に出向いて、暗証番号を入力していただくというシステムになるということで、マイナンバーカード一つ受け取るにしても、どのように手続きすればいいのかっていうまずやり方がどうなのか。質問の中で言ってたコンビニだとかの交付ってというのは確かに、うちの町で今すぐどうなんだろうなっていうのはあります。ただマイナポイントが出ますよっていうことになりました。今でもキャッシュレスのほうでは還元するように経済産業省でやっています。ただそれも恩恵のある人はキャッシュレスを簡単にできてる人方には全然問題なく、普通なものなんでしょうけども、なかなかそのほうにとっつけない人達は、なかなかその恩恵を受けられないという状況になっているのにもかかわらず、キャッシュレスで恩恵のある方もいる。今回出すマイナポイント、これもキャッシュレス化しないとダメだ。このコロナ騒ぎで景気対策、これをまた考えるってこの前、報道されてましたから、今、出してるやつは増税対策でやっているものですから、もうすぐ終わりますから今年のうちに。そうするとまたそれを切れ目なく出すためにマイナポイントを出して、また次出すだろうとかってなるだろうと、幾らそういった消費者還元の施策を一生懸命いろいろな省でやってくれたにしても、それにあまり携わることができない、私を含めた年寄りにはなかなか難しい。キャッシュレス、クレジットカードを使うんであれば現金のほうが何か安心して使えるという方は、まだ多々いるんだろうと思うんですけど、これ少し展開して考えていかないと、せっかく何%だ何%だと言って、問題なく国のほうでいろいろな手当てをしてくれているのにもかかわらず、全然、恩恵を受けられないということは、これはいかがなんだろうなと。一生懸命調べれば調べるほど、どうすればいいんだこれという。そういう方が誰に相談して、どうしたらこれを自分にも同じような恩恵を受け入れるようになるか。なかなか難しい問題です。キャッシュレス化することとは、そういったカードを作るだとか、町長が言われたように、スマホでそういうアプリを入れて登録してやるだとかっていろいろな手間を少しでも手助けしてあげて、その恩恵を受けられるような方法にできないかってことを、私たちが考えることができないかなっていうのが、今回質問しようと思ったことの1番です。今早急にこのカードが無かったら本当に実際、生活している方々が困るのかっていうと、確かにそうではないだろうなと思うんですけども、このマイナンバーカードを交付したのは内閣府であります。増税対策したのは経済産業省、それから税の対応するということは国税庁、いろいろな部署が横断的にこのカードを使ってやろうとするんで、おそらくこれからもいろいろなことで、これを持ってないと不都合なことが起きるといえるか、もう有って多分当たり前になってる。今回マスクとか物が無くて、大量に買って転売するだとかっていろいろな事ありましたけども、こんなの網掛けなんかでも、おそらくこのカードが普及していれば使われただろうなと思いました。誰が何をいつ買ったというのも、国民背番号制ですから誰が何をどうしたかってことは全部筒抜けになっちゃうのも、これは止むなしなんで、これからどんどんこのカードの利用っていうのは増えてくると思います。できるだけ町もその対応をいかにうまく使っていけるかっていうことを、相談できる窓口を作っていただければそれが1番いいんじゃないのかと思うことがあるので、今の町長の考えをお聞かせください。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

せたな町の交付率の低い要因につきましては、これはせたな町ばかりでなくて全国的に低迷しているという状況ですが、マイナンバーカードを取得しても現状メリットを感じるものが少ないと。取得に対しては消極的な方が多いと感じております。国としましては、公務員の取得を推進しようと、当町においても、マイナンバーカード取得について共済組合から職員及びその家族宛に通知されたところであり、町職員の取得促進を図ると同時に、町民に対しても1回目に答弁した内容で、マイナンバーカードの普及を図ってまいりたい。もちろん相談にも乗ってまいりたいと考えているところでございます。このキャッシュレス化の話であります、これは現在のところ商工会、何店舗対応しているのかという部分については把握はしておりません。ただ、渡島信用金庫せたな支店では、昨年12月から2月までに6件の申し込みがあったということで、徐々に商工会等でも、これらに対応していく店が出てきている、これから増えるのではないかと考えております。導入店舗の負担につきましては、機器の導入負担はございません。ただ決済額に対する手数料、あるいは通常の手数料、それに加えて振り込みの手数料ということがあるということでありますので、利用者が多くなければなかなか導入するのは難しいというふうに考えてるところでございまして、これは商工会とも十分連携をしながら導入に対する支援もしていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 町長、今熊野議員からは、町として窓口なり何なりの形で積極的に考えが今の段階であるか、無いかという質問が趣旨でございまして、その点について明確にお答えください。

○町長（高橋貞光君） 先ほどもお答えいたしましたように、この町民に対してしっかりと取得に対するお願いをしてまいりたいと思っておりますし、それに伴って町民からのそうしたさまざまな疑問について、しっかり対応できるように準備をさせていただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 熊野議員。

○5番（熊野主税君） あまり先の進む話じゃないから再々質問をしないと思ったんですけど、町長、私が最後に言っているのは、結構このカードを取得するの面倒なんです。正直言って。なかなか強者だと思って。その恩恵を受けるためには、マイナンバーカードが無いとマイナポイントも使えないんです。そういうシステムになっているので、そういう恩恵を受けるためには、まずマイナンバーカードを作らないとない。そのマイナンバーカードを持ったからと言って、すぐできるわけじゃない。今度はマイナポータルというところに入っていくんです。そこでまた、いろいろやりとりするだとかって、非常にややこしい面倒なものです。これをうちの町民皆ができるなんてことは全然思ってません。ただ、できるだけ私も何とかそうやって恩恵受けたいのよって人がいた時に、どこに誰にご相談申し上げたら何とか進めるのかなってことを考えた時に、私もわかれば個人的にやればいいんでしょうけど、そんな問題ではないと思っておりますので、できればどこなんだっていうと、町なのか、1番恩恵受けれる商人、私どもなのかっていうことにもなるんでしょうけども、できれば町に来て、こうなんだよねって言ったら教えられるような窓口があればいいんじゃないのかと思いで質問したものですから、その辺についてももう一度ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 最初にマイナンバーカード取得していただかなければならない。これはスタートでございます。これにつきましては、先ほどもお答えしているように取得についての、取得の促進というものをしっかりやってまいりたいと。その上で、取得にかかわる手続き等について、さまざまな相談に対応できるように、まずさせていただいて取得を進めると。そうした上で、次のキャッシュレス化でございます。キャッシュレス化を町民の皆さんが必要だという状況を作っておかなければ、なかなか前に進まないということになりますので、これは商工会等の商店などで、このキャッシュレス化を進めていただくということになるかと思っております。これは商工会でぜひ取り組んでいただきたい。その上で、町民の皆さんにキャッシュレス化の利用をお願いするということになりますので、段階を踏んでそういった対応をしてまいりたいと考えているところでございます。また併せて議員の皆さんにも一つ取得、キャッシュレス化に取り組んでいただけるようによろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） これで熊野議員の質問を終わります。

続いて1番、吉田実議員。

○1番（吉田 実君） それでは新型コロナウイルス感染症による、せたな町の対応についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症については、町内はもとより日本全国、世界各国での感染拡大が広がっております。せたな町では新型コロナウイルス対策本部を設置し、早急にさまざま対応を行っていただいているところでありますが、感染拡大の影響を受け、商店街または宿泊施設や飲食店の予約キャンセルが相次ぐなど、町内の商工業者等への打撃は計り知れないものがあります。まだまだ終息が見えない中で、町では現状をどのように考え、今後まだまだ続くと思われるコロナ感染拡大防止への対応、また商工業者等に対する救済、支援等についてどのように考えているか、お伺いします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 吉田議員のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症という未知の感染症との闘いが現在続いております。。当町におきましても2月27日、28日と合わせて3名の町民の皆さんが感染いたしました。心よりお見舞いを申し上げます。

15日現在の感染状況につきまして、北海道は148人、全国では1,500人を超える方々が感染しております。いまだ終息の目途は立っておりません。そこで当町の新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、既に行政報告させていただいたとおり2月25日、新型コロナウイルス対策本部を設置し、感染防止への対応策を検討し実施しております。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応でございますが、引き続き防災無線、町ホームページによる感染予防の周知、各種事業などの中止や延期、公共の集会施設を一時閉鎖するなどの対応を取っていきたいと考えております。また小中学校に対する北海道教育委員会からの要請や緊急事態宣言を発表した北海道と情報を共有しながら、小中学校や認定こども園、保育所をはじめ関係施設等の休業、休止など、感染拡大防止に向け取り組んでいるところでございます。

商工事業者に対する支援につきましては、3月9日付けでせたな商工会から提出されました要望書を基本に、急速な資金繰りの悪化への対応や運転資金等の借入に対する利息と保証料の全額補給をするため、今定例会中に債務負担行為の補正をお願いしたいと考えております。また、その他の支援策としては、プレミアム付商品券の他にも商工会や観光協会とも情報共有しながら効果的な支援、活性化策を検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後とも新型コロナウイルス感染症に関する国の緊急対応策を注視し、北海道や町議会、関係機関とも連携を図りながら、感染拡大防止と現下の諸課題に適切に対応するため、町として必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（真柄克紀君） 吉田議員。

○1番（吉田 実君） 今の町長の答弁でございますけれども、当然、国や道が指示してるのと、やや似ているのかというような感じを受けます。決して、今、終息という話ではないので、このあと、まだまだ時間が長ければ長くなるほど影響がどんどん増えてくる。商工業者または、これから私たち農業者、漁業者にも何らかのやっぱりダメージは来るのではないかと感じております。それと、おかげさまでせたな町にはマスクも届きました。私の心配するところですが、医療施設、また福祉施設、介護施設そういうところは作業を止めるわけにはいきませんので、十分な対応ができていいのか、また消毒液、その辺のもろもろを含めた上で再度、町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

今回の新型コロナウイルスの影響につきましては、現在のところ商工業者、当町におきましてはそういう状況になっておりますが、全国的には農業においては、生乳、牛乳の部分、それから肉畜等の価格ということに、既にもう影響が出てきております。今後、この春から生産される子牛部門の各作物にも、このままでは影響が懸念されるというふうに考えておりますので、町といたしましても、そうした状況をしっかりと見ながら対応してまいりたいと考えておりますし、また議員心配されております福祉施設等の対応につきましても、これは面会を遮断するとか、中止するとか、そういった感染を絶対させないと、絶対防止すると、福祉施設での感染が出てまいりますと、大変大きな問題となりますので、これは絶対避けなければならないという強い思いで、それぞれの施設で対応をしてもらっているところでございます。現状、マスク等の不足もございましたが、そうした施設におきましても、国から配付していただいておりますので、今後、またそういう状況に陥るようなことが懸念された時には、町からも国、道に対してしっかりとお願いをして、そういった状況を回避するために頑張っていきたいと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） これで吉田議員の質問を終わります。

続いて4番、橋本一夫議員。

○4番（橋本一夫君） それでは議長の許しが出ましたので、グリーンパークエリアの今後の見直しについてという題目で、町長に所見を伺います。

北檜山グリーンパークは、平成8年から利用されて平成15年に利用者が2万1,485名で、使用料金合計で694万7,700円で、開設以来最高の実績となりました。同年には18ホール

を増設し36ホール体制になり、当然利用者数は増え、好調な成果が期待されると新聞報道されました。平成16年以降は、利用料金等見直しなどを行ってきましたが、高齢化に伴い若年層の利用が少なく、年々利用者の減少が進み、今後の施設の管理運営に支障をきたす時期にあると思います。また多目的広場の利用や水辺の森、ホテルの里、野鳥の森観察小屋、学習の森などが点在した大変素晴らしい自然豊かな場所であり、自然体験のできる様々な活用が望める場所だと思いますが、現在、活用されているようには思えません。

パークゴルフ場の整備は行き届いていると思いますが、実際、令和元年の利用者数は8,194名、利用料金は153万6,450円です。どう見ても整備にかかる費用と利用料金が10年間で毎年30万円ぐらいずつ低下しております。現在パークゴルフ協会の団体数は7団体90名程度です。協会内の大会が年10回計画されており、他町村との交流大会も計画されています。また町内団体の大会が3大会から4大会開かれている状態です。発足当時の19団体302名から団体は半分に、会員数においては3分の1に減少しています。

今後においては、全体規模もそうですが、管理においても町長が常日頃言われている身の丈にあった町財政を実践するためにも、グリーンパークエリアは見直しをかける時期ではないかと思いますが、町長の所見を伺います。

なお再質問はしませんので詳しくお願いします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは橋本議員のご質問にお答えをさせていただきます。

北檜山グリーンパークのパークゴルフ場につきましては、平成15年に190メートルの日本一のロングホールなど36ホールに増設し、道内屈指の広大な敷地で芝生もきれいに整備されていることから、パークゴルフブームもあり、町内のみならず、道内外からの利用があり、2万人を超える利用者がありました。またパークゴルフ場以外の施設についても、学校の遠足や民間による駅伝大会などでも利用されてきました。近年パークゴルフ場の総利用者数が減少する中で70歳以上の割合は75%ほどとなっており、利用者も年々高齢化の傾向にあります。

北檜山グリーンパークの設置目的は、町民に健全なレクリエーションや学習の場を提供し健康増進とスポーツの振興に資するとされており、その役割は十分果たしているものと考えておりますが、人口減少による中学生以下や一般利用者の減少及びレクリエーション等の実施数の減少については重要な課題であると認識しております。

議員ご指摘のように、利用者数が大幅に減少し、使用料が減っているのに、施設の規模やコンディションを同じように維持していることから管理費は変わらないというのはおっしゃるとおりでございます。日本一のロングホールとして売りこんできた観光施設でもあるパークゴルフ場ですが、令和2年度に行う公共施設個別計画の策定の際には、この施設についても大幅な見直しをしなければならない施設のひとつであると考えております。

今後の施設管理、運営につきましては、パークゴルフ協会や賃借地の地権者等とも、施設規模、管理、運営のあり方について、協議、検討させていただきたいと考えておりますことをご理解を願います。

○議長（真柄克紀君） これで橋本議員の質問を終わります。

ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時04分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

8番、横山一康議員。

○8番（横山一康君） それでは質問させていただきます。

北檜山恵福会運営事業助成金に関する監査委員指摘に対する今後の取り進め方について質問したいと思います。

令和元年第4回定例会で補正計上されました、北檜山恵福会運営事業助成金に関して、2月に行われました定期監査において、監査委員より再精査が必要であるとの監査指摘がなされました。

このことに関しては総務厚生常任委員会においても助成金については調査、協議したところですが、このような指摘に至ったことは大変残念なことであります。

今後、公金の支出についてはこのような指摘が起こることのないよう私たちも努めなければならないと痛感したところであります。

そこで今回の監査指摘を受けて、町長がどのようにお考えなのか2点についてお伺いいたします。

はじめに監査指摘を受けた背景にはどのような課題や要因があったとお考えか具体的にお聞きしたいと思います。

次に監査委員から留意点として挙げられている、より詳細な交付金の算定基準、責任の所在や業務範囲等の基本事項の取り決めなど、町側の助成金支出についても、事前対策が不足していたと指摘されておりますが、今後このことについてどのように対応していくのかお聞きしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは横山議員のご質問にお答えいたします。

北檜山恵福会運営事業助成金については、北檜山恵福会より提出された決算資料を基に、担当課において支出内容を十分精査したものと認識しており、今回の監査意見については、町側の判断と監査委員の判断とに齟齬が生じているものと受け止めております。しかし、私自身も監査意見の内容は重く受け止めているところであります。現在、再精査の事務作業を進めているところであります。

どのような課題があったのかについても、再精査の中でしっかりと洗い出しをしてまいりたいと思っております。

2点目のご質問にお答えいたします。

町からの補助金等については、補助金等交付規則並びにそれぞれ事業ごとに定める補助金等交付要綱に基づいて交付しているところでありますが、今回、今後留意されたいという監査意見を踏まえ、今後、より一層適正な事務処理に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） では再質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目についてですが、町長は町側と監査委員との意見の相違が見られるというふうなお答えであったのではないかと思います。いろいろ会計基準ですとか、監査委員との意見の食い違いがあったというのは、私は町民目線から見ると少し違和感があると思います。公金を支出する以上、より詳細に当該団体の経理内容を調べて支出するというのは当然のことだと思います。今回指摘されている臨時職員の人件費、また施設長、副施設長らの給与の按分、勤務実態の書類は当然、町側から提出してもらうよう要求しなければいけないと思いますし、指導もしていかなければならないと思います。当該施設との情報交換や連携の不足はなかったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

監査委員のご指摘につきまして、現在、再精査の事務作業を進めているところでございます。そうした中で、監査意見の内容と照らし合わせてしっかり対応をしまいたいと考えております。いずれにしましても今後こうした公金の支出につきましては、このようなご指摘が起こることのないよう、注意を払って業務を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 町長、今の横山議員の具体的な質問については、まだ今整理中であるのでまだ答弁できないということではよろしいんですか。

もう一つ、その団体と町とのコミュニケーションのあり方についてはどう考えているかということ、その点については答弁、現段階での町長の見識、答弁いただきたいと思います。

○町長（高橋貞光君） 当然、再精査の中におきまして、この当該事業者であります北檜山恵福会と、北檜山恵福会から出されたこの内容につきまして再精査しますので、その辺のやりとりについてはしっかりやらせていただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） 今議長が取り計らってください、私の具体的な質問、当該施設との情報交換や連携不足は、当時きちんとあったのかどうか、そこだけお聞きしたかったんですが、今、再々質問ですが、そこを次お答えしていただきたいと思います。

あと町長いつも身の丈に合った財政運営、令和3年度から交付税が一本算定になって行く、非常に厳しい時代が始まる。このようなことを口癖のようにおっしゃっておりますので、今回、監査委員から受けた指摘、町長だけでなく、私たち議会もしっかり受けとめなきゃいけないと思いますし、また町職員一人一人にきちんとそこを指導していただいて、補助金の支出に対しては、しっかりやっていただきたいと思います。それをお願いして私の1問目の質問を終わりたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

恵福会より提出されました決算資料については、担当課においてしっかりと精査したものというふうに私たちは判断をして議会にも提出し、監査委員にも監査をしていただいたところでございます。ただ、その時点で監査委員からご指摘があったということでございますので、これにつきまして再精査をさせていただいて、どこに問題があったのかということについても併せて、しっかり洗い出しをしまいたいと考えております。

先ほども申し上げましたが、今後こうした公金の支出について、監査委員からこのようなご指摘、ご意見の受けることのないように、しっかり事務処理について職員等に、また町としても徹底してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 町長、その団体との日常の情報交換なり、お互いの情報のあり方について今までどうだったのかと指摘されてますので。

○町長（高橋貞光君） この決算書の精査にあたっては、担当課としてしっかりやったという理解をしているところでございます。

○議長（真柄克紀君） ここで横山議員に申し上げます。この報告につきましては、作業が終わり次第、議会のほうにも責任を持って町側から回答をいただき、それについてきちんとした形で皆様に周知できるように、私としても取り扱いたいと思っておりますが、よろしいですか。

○8番（横山一康君） よろしく申し上げます。

○議長（真柄克紀君） わかりました。それはそういう形で進めてまいりたいと思っておりますので、町のほうでも作業を速やかに、スピーディーをお願いしたいと思います。よろしいですか。

それでは続いて2問目の質問に入ります。

横山一康議員。

○8番（横山一康君） では2問目について質問に入らせていただきたいと思います。

2問目は、せたな町新エネルギービジョンの策定に向けた取り組みについてお伺いしたいと思います。

町長は、町政執行方針でせたな町新エネルギービジョンというものを策定する準備に入ると、うたっております。再生可能エネルギーの普及、促進は世界的な流れとなっており、今後、ますます需要が高まることが予想されます。旧北檜山町では1999年3月に、旧瀬棚町は2000年2月に新エネルギービジョンを策定し、風力だけでなく、太陽光、バイオマス発電など多くの可能性を分析し、21世紀の新しい時代に即した希望のあるビジョンを示してしております。これらのビジョンの知見や実績が土台となり、現在の町営の風力発電所、更には民間の風力発電所の誘致に繋がっているものではないかと思っております。

今後も再生可能エネルギーの推進はCO2削減、地球温暖化の防止の世界的な視点から、そしてまた雇用の創出、関連産業の育成等まちづくりの視点からも大切な事だと思っております。これらのことから今回のビジョン策定は重要な事だと私は思っておりますので、ぜひ熟議を尽くしてこのビジョンを策定していきたいと願っております。そこで以下の点について町長の所見をお伺いしたいと思います。

はじめに、再生可能エネルギーの推進はせたな町にとってどのようなメリットがあるのか具体的にお伺いしたいと思います。

2番目に、旧町のビジョンは非常に詳細で多岐にわたるビジョンでありました。今回せたな町として策定するビジョンはどのような範囲まで想定しているのか、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

最後に再生可能エネルギーはクリーンでメリットも非常に多いと思っておりますが、立地場所の住民にとっては少なからず騒音や景観といった負担も伴います。ビジョン策定にあたっては、特に関係す

る住民の意見をしっかり聞いて、町民目線で策定していただきたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。

よろしく願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2問目の横山議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の再生可能エネルギー推進のメリットではありますが、現在せたな町内で稼働しています民間の風力発電で申し上げますと、発電に必要な風車本体と送電線の固定資産税の収入や、発電に伴い現地法人がその業務を行い、現地での雇用や技術者の定住に繋がっております。また風車の建設時においては、規模にもよりますが作業員や技術者など大変多くの方が長期にわたり町内に宿泊され、地域経済が潤っております。

昨年4月に施行されました再エネ海域利用法により、洋上風力発電施設の促進区域に指定されますと、先ほど申し上げたメリットのほかに、漁業等に対する振興策や洋上風力に関係する地域産業の発展などについても考えられます。さらには、せたな町の洋上風車風海鳥を含めた風力発電エネルギーの地産地消が将来可能となれば、クリーンな地域電力を安く町民に供給することが最大のメリットになると考えております。

2点目の策定するビジョンの範囲についてですが、旧町において策定されました新エネルギービジョンは、議員がおっしゃるとおり詳細で多岐にわたり、大変夢のあるビジョンが策定されておりますが、令和2年度に準備を進めますビジョンは、再生可能エネルギー推進の方向性や風海鳥の基本的な考え方と今後の活用、再エネ海域利用法による洋上風力の推進、持続可能な目標の設定などを基本に、産、学、官、民で構成する策定委員会や専門委員会を中心に進めたいと考えております。

3点目の町民目線での策定についてですが、地域住民の意見と専門家の意見を聞きながら、十分に配慮してまいりたいと考えております。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） 再質問させていただきたいと思います。

メリットについて、今、町長から明快な答弁をいただきました。固定資産の収入、作業員や技術者の定住、また漁業の振興など、さまざまなメリットがあることがわかりました。ただ今私聞いて、これは割と間接的なメリットが多いように感じます。中ほどで少し町長もおっしゃってましたが、クリーンなエネルギーを町民に還元するといったことも、私、今聞こえたんですが、そのあたりをもう少し膨らませていくと、具体的にしていくと、町民にとってもこれは本当に、せたなの財産だと。同時に非常に恩恵を受ける、経済的な恩恵も受けるものとなることだと思いますので、直接的なメリットも、しっかり勝ち取れるようにビジョンを策定していただきたいと思います。またビジョンの策定の準備に入るといふ段階ですので、余り具体的なお話はできないかと思いますが、物事にはメリットとデメリットというものがあります。何分、洋上風力発電というのは、日本国内ではあまり例がありませんので、しっかりと準備を進めていただければと思います。またビジョンの策定に関しては、先ほど町長おっしゃった有識者の方だけではなく、実際せたな町にもしかしたら建つ可能性がありますので、町民の方にもしっかりと周知し、できれば関心のある方には、有識者の中に公募の委員として入るなど、より町民目線のビジョンを策定していただきたいと思

ますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをいたします。

この洋上風車におけるメリット、デメリットにつきましては、議員おっしゃいましたような内容であると私もそう思っているところでございますが、そういったデメリットについては、極力解決をさせて、メリットを強く出してまいりたいと考えているところでございます。今後この新エネルギービジョンを準備してまいります。産、学、官、民で構成すると申し上げました。策定委員等についても、そういったことの議員の考え等も十分参考にさせていただきながら、選定を進めてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） 私はこの再生可能エネルギーというのは、せたな町の地場産業であります農林水産業とともに、今後10年、20年先を見据えた時に、非常に大切な産業になっていくと思っております。この再生可能エネルギーの産業は、先ほど町長がメリットでおっしゃったように従業員の定住ですとか、固定資産、また漁業振興など非常に裾野が広いものと思っております。またいろいろな人とお話を聞くと、環境教育、また観光資源にもなる。このような計り知れない裾野の広さがあると思っておりますので、そのあたりも産、官、学、民の有識者の方々と、しっかりと協議をしてこれからのまちづくりに大切な柱になる、このような視点を持ってしっかりとビジョンを策定していただきたいと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

ビジョンにつきましては、しっかりとやっけてまいりたいと思っておりますが、再生エネルギーをこれから町として推進していくためには、何とでもこの再エネ海域利用法に基づくこの促進区域の指定を受けるということが、まず大事でございます。促進区域指定のプロセスについてちょっと申し上げさせていただきますが、これは既に令和元年12月23日、再エネ海域利用法に基づく促進区域指定に係る情報提供について道から町に照会がございました。これを受けて令和2年1月16日、檜山管内洋上風力連絡協議会を設置いたしました。これは檜山管内の関係町と振興局、それから檜山漁協がメンバーでございます。同じく1月21日、これは幹事会を開催しております。そして1月24日、檜山各町から北海道へ情報提供をいたしました。これを受けて北海道は、2月24日、経済産業省、資源エネルギー庁へ情報提供を行っております。それから国でさまざまな審査をしながら有望な区域を選定するという事になっております。ちなみに北海道からは檜山地域と、後志南部地域、この2つが情報提供を国に上げているという状況でございます。私たちとしては、何とでも、この促進区域の指定を受けられるよう最大限檜山管内の関係町と協力をしながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。そこで新エネルギーのビジョンの準備をするということになりますが、これは先ほどから申し上げておりますとおり、町の財政への効果というものは大きなものがございまして、やはり子供達の環境教育、あるいは町民の皆さんの環境、再エネへの理解、漁業振興への効果と、さまざまなメリットが出てまいりと思っております。当然デメリットについても心配される部分は出てまいりますから、こうしたことにつきましても、それを回避できるよう

に洋上風力の推進が、地域のため、町のため、町民のためになるような形でしっかりと組み立てていかなければならないと思っておりますので、そうした努力をさせていただきたいと思えます。

○議長（真柄克紀君） これで横山一康議員の質問を終わります。

続いて6番、道高勉議員。

○6番（道高 勉君） それでは私は令和2年度の町長の執行方針に対しまして、2点質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。令和2年度における予算編成方針と財政健全化への取り組みについてでございます。合併算定替えの期間最終年となる令和2年度において、依存財源である普通地方交付税が前年度比5.7%減の40億4,049万円で、前年度当初予算から2億4,400万円の減額となっております。一本算定となる令和3年度においては、さらなる減収が見込まれているところでございます。

一般財源収入が大変厳しい状況の中で、令和2年度一般会計予算総額が前年度比2.1%増の88億9,640万6,000円の増額となっており、結果的に収支均衡を図るために貴重な町の貯金でございます財政調整基金や目的基金から総額で5億9,078万1,000円を取り崩したり、臨時財政対策債等を借り上げしたりしながら予算編成されたことについて、町長の財政健全化に向けた基本的な所見についてお伺いいたします。

①、特に持続可能な財政運営のために指示した編成方針の具体的内容について。

②、全庁的の行財政改革として取り組んだ経常経費等の節減状況について。

③、経常収支比率、これは人件費、扶助費、公債費、補助費、施設維持費等を含めた中での支出でございますが、及び今後における財政調整基金などや地域振興基金の見通しについて、これについて伺いたいと思えます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは道高議員のご質問にお答えをいたします。

1点目です。毎年新年度の予算編成にあたる際には、職員に対して国の経済状況や町の財政状況をはじめ、予算編成における基本的な考え方について予算編成方針を通知し、また編成上の留意事項や事務的な注意点につきましては、予算事務説明会を開催しているところであります。

令和2年度予算編成にあたっては、相当厳しい収支見通しが予測される中、①事務事業については、政策評価調整会議の最終評価を踏まえ、事業効果及び実績等を十分に検証、検討すること。

②、費用対効果の薄い事業等については、廃止や事業規模の縮小及び類似事業との整理統合を図るなど、更なるスクラップ・アンド・ビルドによる事業見直しを行うこと。

③、各種団体等への補助については、団体要求の内容を担当課において査定、検討を行い、目的が達成したと思われるものについては廃止に向けて検討すること。

④、国、道の交付金等的確に把握し、町税等の自主財源の確保にも努めること。

⑤、各種事業において直営を十分に吟味し、民間委託により経費の削減を図れるものは、その対策を進め、予算に反映させること。これらの基本的な事項を踏まえ予算編成にあたるよう指示したところであります。

続きまして、2点目のご質問についてお答えします。

令和2年度予算編成に当たっては、会計年度任用職員制度の創設による人件費の増や、働き方改革に伴う委託料の増加、また消費増税などさまざまな増額要因がありながらも、経常経費については対前年度比6,990万円の節減をすることができました。具体的な節減内容につきましては、1つ目は旅費や需用費などの事務経費の節減、2つ目は介護保険居宅サービス事業や土壌診断補助金など、事業者努力や関係機関との地道な調整に伴う補助金の精査による節減、3つ目は図書センターや郷土館、学童保育所を生涯学習センターへ集約したように、類似施設の統合、廃止を行うことにより経常経費の節減を進めているところです。

3点目のご質問についてお答えいたします。

経常収支比率は、自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられており、人件費や扶助費、公債費などの義務的経費の経常経費に町税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源が、どの程度充当されているかを示すもので、通常義務的経費が増加するところの比率は高くなり、町村の場合90%を超えると財政が硬直化していると判断されます。

この比率につきましては、令和元年度見込みで87.1%と、前年度、平成30年度の86.4%より0.7ポイント増で上昇傾向にあります。この要因は、退職者不補充や事業の見直しなど経常経費の削減をしているにもかかわらず、普通交付税の合併算定替の経過に伴う縮減の影響によるものです。

今後の見通しであります。歳入面は、自主財源である町税は、人口減などにより増収は難しく、普通交付税についても合併算定替の終了による影響は避けられないものと思っています。一方、歳出面では、会計年度任用職員による人件費や特別会計への繰出金が増えるものと予想され、大胆な事務事業、各種補助金の見直しと公共施設の統廃合を進めていかなければ経常収支比率の改善はできないと考えております。

次に、財政調整基金は、町税や地方交付税などの歳入は年度によって増減があるため、収支が不足する場合に備えるため、決算剰余金などを積み立て、財源が不足する年度に活用する基金であります。令和2年度の予算編成において、歳入財源を補うため財政調整基金から2億8,815万円を取り崩したところであります。このことにより、財政調整基金残高は、令和2年度末では11億4,000万円となる見込みであります。一般的には標準財政規模の10%程度必要とされており、当町に当てはめた場合は6億円程度となりますが、今後も歳出に対して歳入が不足する見込みであり基金の取り崩しに頼らざるを得ない状況が予想されておりますが、最低でも適正とされる基金残高は確保しなければならないものと考えております。また地域振興基金については、合併後の市町村が地域住民の連帯の強化と地域振興を図る目的で、合併特例債を活用して積立てた基金であり国の合併支援の一つであります。

当町の基金積立限度額は、15億円であり、平成29年度に積立を完了しております。この基金の運用方法としては、基金運用益によるソフト事業への活用と基金元本を取り崩した資金を活用する方法があり、実績として運用益を活用し平成27年度に合併10周年記念事業へ571万円の充当をはじめ、令和元年度予算までに2,010万円を活用しております。なお令和元年度末での地域振興基金の残高は15億5,960万円となる見込みであります。いずれにいたしましても、普通交付税は一本算定となり、また国勢調査の人口減により交付額が大幅に減少することが予想され、

今後非常に厳しい財政となることから、来年度財政計画を策定し、持続可能な行財政運営に努めていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） ただいま町長から詳しく現状についてご答弁をいただきました。本当に合併以来15年、今年がちょうど15年に令和2年度はなるわけでございます。その中で一本算定後、去年の定例会の中で6月、9月の中でも見通しについてということで、こういう行財政改革について質問をした経緯がございますけれども、その中でも町長のほうからは、一本算定になりますと、今年よりもさらに厳しいと。36億円ぐらいの規模になるんでないかということをお話されておりました。普通交付税です。ですからこれは大変な努力をしないと、意識改革もしていかないと、先ほど町長がおっしゃったように財政調整基金、貯金のほうをあてにした編成をして取り組んでいかなきゃならないということになるわけでございます。ですから私はここであえて申し上げたいんですけども、18年度、24年度にわたって行政改革プランが作成されてきたという経過がございます。やはり平成28年、合併特例算定替が結局10年、そのあと5年後に28年から令和2年度、この5年間において、要するに一本算定後におけるまちづくりの全体の流れと言いますか、そういう準備をしてくださいよという期間だったと思います。そのためには、私は町民目線から申し上げますと、そういう今の時期になって大変厳しい厳しいとなっておりますが、これは、やはりこの28年度において、この5年間交付税が一本算定にだんだん近づいてきますよという中での、財政の中期的な見通しというものをきちんと立てながら、基本的な考えを示しながら、そしてそれも町民に事前にそういうことでお話しながら、説明しながらということがされてこなかったんじゃないかと私は思うわけです。来年から大変厳しいものがありますよと、町民の皆さん方は、そんなに危機感持ってないです。この新年度の予算の大枠について聞いたのは、町としてもこの5年間、特にその危機感も無く、予算総額も大体90億円の構成になっているわけでございます。先ほど町長がおっしゃったように、町の基本的な財政規模っていうのはどのくらいかということ、だいたい75億ということでの説明、答弁をいただいております。やっぱり7,000の人口に対しまして、類似団体におきますと75億でも多いんです。管内でも江差に比べたら相当多いわけですよ。でもこれは合併した町としての、その取り組みがございましたから、その中でも75億ということだと思っておりますけれども、それにいたしましても、これに向かった中での町の全体の大きくなった器を75億の規模にしなければならないというそういう視点、その視点に向けた見通しっていうものをきちんと立てながら、町民にも説明しながらということ、されてこなかったんでないかというふうに思うわけです。これは私はやっぱり町としての姿勢、やはり広報、広聴をきちんと、こういう実態ですよということを常に町民が理解して協力しないと、この課題というものをなかなか切り抜けていけないと思うわけです。基本はやっぱり町民の理解と協力なんです。ですから私はそういう視点に立った、やっぱりこの考え方というものを、行財政改革というものが、こういうことなんですよということが示されてこなかったということが、私は誠に残念に思っているところでございます。経常収支比率も年々上がってきてる。去年では、30年では86.4、今回が87.1ということで上がってきてます。今年度についても、おそらくまだ上がっているんでないかと思うわけです。ですからその辺のやっぱり町民に対しての苦汁のサービス低下になる前に、きちんとした事務作業的なものを、

きちんと計画を立てながら、これは早くやっつけていかないと。今の予定でいきますと、今年度中に行財政改革プランを立ててやるとなると、令和2年度になりますと来年から始まるの間に合うんですかって話です。令和3年度からそしたら、とりあえず積立金をあてにしてやりませよということなのかということです。ですから、やはりそこをきちんと早め早めにそういうプランというものを立てながら、そして町民の皆様方に説明しながら、議会との協議もしながら進めていただかなければならないというふうに私は思うわけでございます。

その点について、町長の考え方についてもう1回伺いたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 道高議員に伺いますが、今までの町の説明不足ということが1点ですね、指摘とした場合には。ということよろしいですか。

○6番（道高 勉君） はい。

○議長（真柄克紀君） それと今後の計画を立てるのが遅いんじゃないかということですか。その2点について明快にお願いいたします。

町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

長い間、町の幹部職員として、また副町長として豊富な知見に基づいたご意見と、まさにただ今言われましたご意見、全くそのとおりであるというふうに思ってお聞きかせいただきました。

危機感が無い。あるいは町の規模に見合った財政規模、これはやっぱりしっかり進めるべきだということではありますが、これは新年度におきまして、少し遅いというご指摘もございましたが、しかし新年度におきまして、令和3年以降に向けた取り組みをしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。議員おっしゃいましたように、今後改革を進めるためには、やはり町の状況を町民にしっかりと正しくお伝えをすることが大事になってまいります。改革は、町民のご協力も得なければならなりませんし、議会のご理解もいただかなければならないということで、よく道高議員言われております、あれもこれもから、あれかこれかというような、そういった立場でしっかりと、これは進めていかなければならないというふうに思います。道高議員、数字もおっしゃいました。確かに経常収支比率、これにつきましては、平成29年度、28年度の82.4から先ほど言いましたように、平成30年では86.4、令和元年の見込みでは87.1、令和2年の見込みでは88.2と想定しております。限りなく硬直化と言われる90に近づいているということは数字からも見てとれるところでございます。さらに基金残高で申し上げますと平成30年度から令和2年度の予算が終えた時点、令和2年度の見込みでは、約10億円の減少となる見通しを立てております。こうした大変な状況を危惧される財政状況というふうに、これはしっかり私たちも受け止めて、これを身の丈に合った一つの町としての財政運営をしていくという、そういったところに大きく舵を取らなければならぬということで、私たちとしても行政改革プラン等も、しっかりとこういう考えを盛り込んで、これから行財政運営をしていかなければならないと思っておりますので、どうぞ議員の皆さん方のご協力を心からお願いをしたいと思います。しっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますことで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 町長がおっしゃったように、しっかりとこれから取り組むというお話でござ

ございました。私はやはり本当にこれまでの5年間にわたっての町自体の体制、これはやっぱり危機意識がやっぱり低かったと言わざるを得ないと思います。そしてその中で、この行財政改革プランを立てるにはやはり職員の力が必要です。それで去年、私も質問をさせてもらいましたけれども、職員の人材育成、スキルアップについて今年は特にそういう取り組むべきことがあるかどうか。そしてまた、これからの先ほどの財政調整基金、これはさまざまな町のそういった資金繰りだとか、目的もありますけど、地域振興基金これはやっぱりこの合併特例債に基づく、町長おっしゃったように15億あるわけです。これも私はこれからの厳しい厳しいという中であって、全部、引き締めでなくて、やはり地域の振興のために合併の特例債に基づく地域振興という基金があるわけです。目的基金なんです。ですからやはりそういった再度の基金の活用、これをきちんとやはり5年、10年というスパンの中で、いろいろこれからのやらない事業、地域振興たくさんあります。ですからこれを生かすように、生きた金を使う。地域振興を使うように、そういう事業の計画だとか、それには職員のパワーが必要なんです。ですからそれに向けた今のパワーにさらに、いろいろなノウハウ、知識だとか付けて、これからの町をどう切り開いていくのか、子供からお年寄りまで、みんな夢持って頑張っていくと、切り抜けていくんだという、それに向けたプラン作りというのは、職員に頑張ってもらわないと私は困ると思っています。その中で町民の意見もあります。ですから基本は、人材育成のためのスキルアップのための、そういう対策、政策について図っていただきたいと思っています。そこを期待するわけでございます。

再々質問を終わらせていただきます。

○議長（真柄克紀君） 職員のスキルアップ、それから基金の目的に沿った有効な利用、その2つについて答弁願います。

町長。

○町長（高橋貞光君） まず職員のスキルアップということですが、これは職員のスキルアップということですが、これは業務を推進する最前線で働くというのは、職員一人一人でございますから、職員については緊張感、危機感を持ってスキルアップに努めていただく。そのために、そういう機会を与えるということも大事なことでありますから、さまざまな機会を捉えて、そういったスキルアップに努めてまいりたいと考えております。また身の丈に合った予算、町財政運営ということにつきましては、これは当然その方向でスピードアップをして取り組んでいかなければならないと考えておりますが、ただ、そのために作業の停滞、あるいはサービスを大幅に削るということにはなかなかありません。そういう方向で町は進みながらも、その身の丈に合った予算、行財政運営に到達するまで、これは段階的に進む話になりますから、そうした部分で不足の部分を基金で補っていかねばならないと。ただ、むやみに改革なしに、このまま基金をつぎ込んでいくということについては、これは決して許されるものではございません。したがってそうした見通しをしっかりと立てて、段階的にこの改善、改革を進めていくということになるかと思っております。議員がおっしゃいました人件費、扶助費、公債費、補助費、そして施設の維持費、これら一つ一つどこまで削減をできるか。ギリギリの作業をしていかなければ、なかなかせたな町が、同規模、他町と同じような75億、あるいは70億を切るということにはなっていないということでございますので、私たちも一生懸命この点については取り組んでまいります。議会にも説明をさせていた

だきます。町民の皆さんにも誠心誠意、説明をさせていただきたいと思っておりますので、この場からでございますが、今後とも町のさまざまな提案について、真摯に受け止めていただいて、ご協力、ご理解をいただきますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（真柄克紀君） これで道高議員の1問目の質問を終わります。

ただいまより昼食のために1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時06分

再開 午後1時10分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

6番、道高勉議員。

○6番（道高 勉君） それでは2問目の質問に入らせていただきます。

新年度における認知症予防対策及び移動支援体制の取り組みについてでございます。本町において増加傾向にある認知症の発症や、進行を緩やかにするための新たな予防事業の取り組み及びひとり暮らしなど健やかに日常生活を過ごされている高齢者の方が、介護予防が図れるための栄養、運動、社会参加に向けた活動支援対策についてお伺いをさせていただきます。

2点目、高齢者施策について町政執行方針の中では、介護予防事業の展開を図り、高齢者の自立の促進、安心して生活できる環境づくりの充実に努めるとしております。新年度において、交通弱者として、町内の多くの高齢者から求められております社会参加機会拡充のための、コミュニティーバスなどによる移動支援体制の整備についてお伺いをさせていただきます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2問目の道高議員のご質問にお答えいたします。

認知症の発症を遅らせる新たな予防事業として、今年度から、軽度認知障害を見つける、あたまの健康チェックを実施し、記憶の衰えがあるかどうかを判断し早期発見に努めております。今年度は79人の受診者のうち20人、有所見率25.3%が軽度認知障害の疑いとなり、該当者には認知症を発症させないための生活、栄養指導や脳を活性化させる生活の工夫について、また介護予防教室等の通いの場への参加を促し、認知症への移行を遅らせる取り組みを行っております。また社会参加による孤立の解消や役割の保持が認知症予防に資する可能性があることから、地域において身近に通える場を充実させる必要があります。

平成29年度から実施している住民主体のサービスである、通所型サービスB事業、いわゆる住民主体のサロンであります。今年度においては3団体に増え、2月末までに545人が利用しております。今後も生活支援コーディネーターが支援に入りながら、各地域においての拡充を図ってまいります。さらに地域包括支援センターでは、介護予防のための運動教室や認知症予防のためのふまねっと教室、栄養、運動指導を取り入れた冬場の閉じこもり予防教室を開催しており、年間344人が参加しております。地域においては、老人クラブや各サークル活動に参加されている高齢者も多く、認知症予防に効果がある取り組みと考えております。

2点目のご質問にお答えいたします。高齢者の社会参加に向けた取り組みの一つである住民主体のサロン活動の拡充に併せて、移動手段確保の必要性については認識しているところであります。移動支援につきましては、サービスの創設に向けて、今年度も生活サポートセンター運営協議会で引き続き協議を進めてまいりました。

今後、協議会の中で移動支援の課題である車輛の確保や、運行管理を始め様々な事項について検討し、どのような移動支援の形態が良いかを次年度も引き続き協議を進めると共に、関係機関と連携し、サービス創設に向けて努力してまいります。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） ただ今、町長から認知症予防対策、移動支援体制についてのご答弁をいただいたところでございますけれども、やはり認知症の我が町の状況というのは、増加傾向ということで、2025年、団塊の世代が75歳を超える年代になりますと700人近くという状況ですということで町長から前回話もいただいておりますけれども、それで現在、これまでも継続された認知予防のための事業も理解をしているところでございます。これからの課題として私は思っているんですけども、現在、いろいろ予防活動、包括支援センター等の事業に参加されてる方っていうのは、やはり固定化されているわけでありまして。やはりいろいろな各地区の方々の実態というものは、なかなかそういう機会に恵まれないと言いますか、合わられない方もいらっしゃるということの状況もあるわけでございます。ですから、そこは新年度の中でいろいろな対策を取って頭の健康チェックだとか、そういったことで予備群といいますか、そういう方々を早く発見して、そして早目の対策を打つんだということ、それはその通りやっていただければと思うわけでありまして。ですから、それになかなか参加できない方々に対する啓発と言いますか、そういう体制について今年、重点的に取り組んでいただければなと思うわけでございます。サロン活動につきましても3団体、今年度2月現在で545人の参加があったと。これはやはり我が町にとっては、道内でも先駆けた事業の取り組みということで私は評価をしてるところでございますけれども、課題として地域の中での移動体制ですね、これはやはり町長も大変理解されてるということで去年の答弁でもありました。ですから高齢者の方々がやはり1番これからの困っていることの声を見ると、1番にお願いということで、話が出てくることはやはり足の確保なんです。今、免許の返納だとか、そういう方も今、全国的な中で返納者も増えてきてると。それによって外出機会が無くなるということも大きな課題としてあるわけです。そして何よりも国もインセンティブ交付金ということで、やはり介護予防に一生懸命取り組んだ町に対して、きちんとした評価をしながら、そこには交付金も十分に交付しますということで、これからはやってる町とやってない町の差が出てくるという、そういう時代にもなってきたらと思っております。せたな町はそういう面では先進的な取り組みをしてる町として、さらにグレードアップした体制整備を1年でも早く作って、そして高齢者の皆さん方がそういう認知の予防のために、自らの意識で思っているうちに人の世話になりたくないという方が多いわけです。ですからそういう高齢者の方々のための、交通整備体制というものが、コミュニティーも含めた中で公共的な取り組みを、デマンドバスもやっていますけれども、なかなかそれを取り入れるとなると大きな制度的に課題があるのかと思います。ですから町独自で町長の政策として、先ほど生活サポートセンターの協議会だとかの意見を聞くって言ってますけれども、基本的に

町がそういう方向性というものについて、きちんと出しながらそれについてサポートセンターの中で協議してもらったということにしていけないと、これは進まないと思います。社会福祉協議会にしてみても、町のそういう支援体制がきちんと定まれば、これについて1歩も2歩も前進して早目に町の課題である高齢者のための、そういう認知症の予防ための展開が発揮できるものだと私は思うわけでございます。そういう面ではちょっと時間かかり過ぎではないかと。もう少し町の施政というものをきちんと出して、これを町の精神的な取り組みだということ誇れるような仕組みづくりというものを取り組んでいただきたいと思いますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをさせていただきます。認知症の予防対策に関しましては、これは認知症、誰もがなり得るものでありまして、対策としては、認知症になることを遅らせる取り組みというのが重要であります。認知症映画会の開催や介護予防教室にて、認知症に関する理解を広げるため普及啓発に取り組んでまいりたいと思います。また頭の健康チェックにつきましては、がん検診と同日に実施しており、軽度認知障害を早期に発見して認知症の発症を遅らせるため、次年度以降もしっかり継続をして取り組んでまいります。いずれにしましてもこの健康チェックによりまして早く発見をして対応するということが大事だと認識をしているところでございます。

もう一つ、具体的な移動支援のサービスについての考え方がありますが、移動支援のサービスにつきましては一つの考え方として、ボランティアを活用した互助活動によるサービスを行って成果を上げている地域もございます。今後、移動支援にご協力いただける団体と協議を進めてまいりたいと考えておりますし、また移動支援の持続的なサービスというのを提供できるような体制を作っていかなければならないということから、住民主体サービスの通所型サービスB、あるいは訪問型サービスBと同様に介護保険にかかわる地域支援事業の補助金を活用するなど、新たな仕組みを生活サポートセンター運営協議会で協議をして、できるだけ早くこうした予防についても、しっかり対応してまいりたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） そうですねこの移動支援についても、やはり町の大きなこれからの課題ということでもあります。新しい町の取り組む、そして町民の皆様方から求められてるニーズ、政策、これに応えるためには財源も必要でございます。私は、そういう財源がきちんと国から示されたような、そういう制度仕組みも活用しながら、やはりそれをいち早く我が町は取り組んで、そして新しいそういう更にグレードアップするような体制作りというものが、これはさけて通れない、やるべきだと思うんです。やはり町長の考えをお伺いしますと、団体それぞれにお任せ主義ということにとられるわけです。これは町長がリーダーシップとして、町長の判断でこういう町にしていくんだというものが無いと動いていけないと思うんです。そこは去年から話してることなんです。それがまた更に1年かけてやると、更にそういういろいろな取り組みを、この1年間、去年の9月ですから半年ぐらいになりますか、何をやってきたのかとなるわけです。協議、検討してきたのかと。そういう話を聞きたくなるわけです。そういう結果が、やってきたんだけどこういう課題があると、まだまだこれについては検討する余地があるんですという話も、一步一步近づいて行っている

のか、あとに全部先送りなのかっていう話なんです。そこは町長もう少し誠意をもって、これは町民の高齢者の方々も大変それはもう町長は何て言うのかということいろいろな情報を聞きたがってるわけでございます。そういう面でもう1回、町長の考え方、2年も3年も先送りするのかということについてのお考えを最後にお聞きしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。先ほどもお答えしましたように、この移動支援につきましては、この一つの考え方としてボランティアを活用した互助活動、あるいは通所型サービスB、訪問型サービスBと同様に地域支援事業の補助金を活用した形での支援のあり方、そういったさまざまな方法につきまして、具体的な検討をしているところでございます。これはしっかり将来に向けてこうした移動サービスのあり方というものは考えていかなければならない大事な問題でありますから、こうしたことも含めてしっかり対応できるように、これは時間がかかっているというご指摘もございましたけれども、しっかり対応をすべく検討を進めてまいりたいというふう考えているところで、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 以上で道高勉君の質問を終わります。

続いて11番、菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 第1問、農業、漁業、商業の振興と仮称新チャレンジ等支援事業助成金制度の実施について町長にお尋ねいたします。

せたな町の農業、漁業、商業の各チャレンジ支援事業助成金の交付は、本年3月31日で終了しますが、昨年12月時点での交付実績は、農業の2億2,000万円に対し、漁業は1,400万円であります。さらに産業振興基金の運用実績も、平成25年度から7年で農林関係3億円に対し、漁業関係、商工関係は各6,000万円にとどまっております。去る9日の議会において、産業振興基金に2億円を積み増しし2億8,000万円となりましたので、これを原資として使い勝手のよい新しい制度を創出し、新年度からさらに3年間実施すべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは菅原議員の最初の質問にお答えします。

平成29年度から3カ年で実施しておりますチャレンジ等支援事業につきまして、まず農業チャレンジ事業においては、多くの生産者にご活用いただき、生産者にとって非常に効果的で活用しやすい事業であったと認識しております。商業、漁業チャレンジ事業につきましては、農業チャレンジ事業に比べ、申請件数は少ないものの、本事業の趣旨であります経営発展や所得向上のための規模拡大など、経営基盤の強化が図られたものと認識しております。

以上のことから、3カ年実施してきましたチャレンジ等支援事業につきましては、一定の成果が得られたものと考え今年度で終了となりますが、令和2年度以降につきましては、本事業の成果を十分踏まえ、十分検証し、引き続き農業、漁業、商工業発展のための施策を検討してまいりたいと考えておりますことをご理解願いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 今の町長の答弁ですと、これからどうするのかと、姿が見えてこない

です。そこでまず漁業関係の状況から申し上げますが、合併時の17億円から平成30年度には8億円までに落ち込んでいます。後継者不足と相まって存続の危機を迎えております。商工関係者も、急速な人口減による購買力の減少、昨年からの消費不況に加えて、コロナ不況、先ほどの質問にもございましたが大変な状況に陥っています。実績が低いことについて、過去、町長は、無理に使いよと言えないんだと。だから執行率悪いんだという趣旨の答弁をされたことがありますが、そういう姿勢が私は問題だと思うんです。助成限度額を決めた上で、助成率を思い切って増やすと、今30%、これを50にする。あるいは適用条件を相当程度、柔軟に緩和をいたしまして、使い勝手の良い制度を創出する。これが大事だと思うんです。町は新規就農者の対策に全体として力を入れていってるようではありますが、もちろんそれはそれで結構でありますし、大きな成果を期待するものであります。しかし現存する漁業者や商工業者が非常に苦しんでいるというこの実態に対して、かゆいところに手を伸べる、こういう生きた政策が大事なんじゃないですか。私は申し上げておりますように、すでに財源は確保されているんです。約2億8,000万におよぶ産業振興基金を的確に利用して、速やかに4月1日から実施できる新チャレンジ制度、これは2日、3日あれば具体化できるわけですから、今定例会のうちに新年度予算追加補正を行って、切れ目なく実施することを特に強く要望する次第であります。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。漁業についての質問でございました。17億から8億まで水揚げが落ちているということでございますが、この主な原因は、主要魚種であるイカの不良はじめ、水揚げが落ち込んでくるということでございます。それと併せて高齢化による着業者の減少ということも一つの原因かというふうに思います。こうした状況を回避するために、この3年間、農、漁業チャレンジ事業というのもやらせていただきました。これは漁業においても一定の成果というものがあったものというふうに感じております。私としては、この3年間行ってきた事業というものをしっかり検証して、さらに成果の上がるような事業の出し方ということなどについても十分検討していかなければならないと思います。責任のある施策を事業展開していくためには、なかなか2、3日で判断するということには、ならないというふうに思っております。いずれにしましても、今年度そうした検証をしっかりとさせていただいて、令和3年度に向けて考えてまいりたいというふうに思っております。今年度につきましては、ご承知のように新たな担い手、あるいは若い人、新規学卒者の仕事の場、そういったものを重点にこの事業を組み立ててきたところでございます。ご理解いただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 町長の答弁の特徴は先送りなんです。町民は、今切実な状況に置かれて、明日からでも大事だと。明後日からでもお願いしたいと。すぐ出せないから先延ばしにしますって言うんでしょ。先ほどの道高議員の答弁の対応だって結局同じじゃないですか。町民は切れ目の無い町の施策を求めているんです。私は難しくないと思います。これまでのノウハウ全てのデータを行政側が持っているわけですから、どこをどうすれば使い勝手の良い制度になるかっていうのは、2日あればできると思います。できるんだから各課で全部経験持っているんだから。予算もあるんだから。今会期終わるまでに予算出して新チャレンジ制度やったらいいんじゃないんですか。それが8,0

00人、町民の責任持つ町長の今の時点での責任だと思います。それを言葉巧みに時間がかかる、いやもうちょっと慎重にと、まずまずと、これが最近の町長の、あらゆる問題での対応になってきているんです。合併した時の町長の姿と変わりましたよ、すっかり。もっと原点に戻って、町民の皆さんの生活に真摯に向き合う町長に戻ってください。これを強く要求しておく次第であります。答弁ください。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず先ほども申し上げましたが、水揚げの減少につきましては、主要魚種の落ち込みということが言えるかと思います。それに代わる魚種をどこに求めるかということになるんだろうというふうに思いますが、それをどこで補いたいというような、まだ漁協あるいは漁業者との意見がまとまっておりませんので、そういったことも含めて十分漁協、漁業者とも相談をさせていただいて、有効な事業というものを作っていくべきではないかというふうに思っております。令和2年度の予算編成時におきましても、そして産業団体等からの明確な、これをやりたいと、こういう方向で養殖事業を行いたいというような、そういうお話はございませんでした。したがって町として十分、この3カ年実施いたしましたチャレンジ等事業を検証しながら、そうした本当にこの将来を見て漁業の進むべき方向というものも、やはり漁業者の皆さんと漁協でしっかり話をさせていただいて、この進むべき道を定めていただく。それも大事なことでありますので、そうした両面にわたって働きかけを行ってまいりたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 一般質問のルールは3回ですから4回日本当はやりたいんですが、予算審査の中で、がちりやりますから一言だけ言っときますけど、町長の答弁は不誠実です。私が提起している問題に根本的に答えてないです。関係者と話すなら今まで何年もあるのに、なぜやらなかったんですか。今年で終わりだわかってるのに、なぜ1年なり半年前なりに十分時間をかけた検討しなかったんですか。全く答えになっていないということを申し上げております。また商工業については、一言半句も答えてませんでしょ。

と○議長（真柄克紀君） 菅原議員、そこまでいくと4回目になってしまいますけれども。

○11番（菅原義幸君） いいです。答えろって言っているんじゃないから、あまりにも酷いから一言言っときますよ。

第2問に入ります。

○議長（真柄克紀君） それでは第2問目。

○11番（菅原義幸君） 第2問、新型コロナウイルス感染症対策について町長と教育長に質問します。

①、WHOはパンデミック、世界的大流行を表明し、1月末のイタリアに続いて米国やスペインが非常事態宣言に踏み切るなど、新型コロナウイルス問題は重大な局面を迎えています。国内でも急速に感染数が増加し、北海道は、現在、国内トップとなっております。当町で2月27日、檜山管内で初めての感染が確認されました翌日に、私は新型コロナウイルス感染症対策に関する8項目の申し入れを行いました。行政報告の説明でもありましたが、改めて1項目ごとに回答を求めます。またこれ以外の対策についても併せてお尋ねします。

②、2月27日から3月26日まで町内の全小中学校を臨時休校にしましたが、それに伴う児童

生徒のケア、共稼ぎ、ひとり親問題、休業補償、学校給食関連の問題等の対応策を伺います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員の2問目の質問にお答えをさせていただきます。

このことにつきましては、午前中の吉田議員の質問で、町の対応等、既にお答えしております。重なる部分ございますのであらかじめお断りしておきます。

それではお答えをいたします。申し入れについても読み上げさせていただきます。

1つ目、直ちに新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、町民向けの相談窓口を開設することという一連の2月28日にいただいた申し入れでございますが、町は既に2月25日に新型コロナウイルス対策本部内の福祉対策部において、町民からの相談に対応しているところであります。

2つ目、保健所や医療機関との連携を密にして、感染ルートや濃厚接触者を可能な限り洗い出し、遅滞なくPCR検査を行うこと。3つ目、新たな感染者が確認された場合、入院治療や重症対策などの必要な医療を提供し、感染拡大防止に全力を挙げることでございますが、この2点につきましては、北海道の指導のもと対応させていただいているところであります。

4つ目、介護施設での感染防止対策を強化するとともに、防止に必要な資材を緊急に確保することでございますが、介護施設での対応につきましては、各施設でマニュアルを作成し、感染防止対策を強化しているところであります。必要な資材につきましては、各施設において確保に努めていますが、特に不足しているマスクの確保について、国や道に対し要請を行ったところでございますが、これについては、マスクの確保は当面できていることと思っております。

5番目、感染状況について正確な情報を町民に発信するとともに、新型コロナウイルスに対する理解と感染防止に関する啓発を行うことでございますが、町民の皆さんに対する情報の周知については、正確な情報の発信に努め、これまで同様、防災無線、町ホームページにより感染防止などの周知を行ってまいります。

6つ目、町や消防署等の住民サービス業務について、支障が生ずる事態を回避することでございますが、町、消防署等全体での職員間の協力体制を図り、業務に支障が起きることのないよう努めてまいります。また感染防止の自己管理、これは職員でございます。自己管理の徹底について指導したところでございます。

7、集会や会合、行事等の開催方法に関する基準を定め、町民に理解と協力を求めることでございますが、北海道が緊急事態宣言を発表したところであり、行事等の開催については、町民の皆様のご理解とご協力をいただき、中止や延期について北海道の要請に沿って判断しているところでございます。

8つ目、感染者が確認された町として、必要な対策を行うための町予算を速やかに確保することでございますが、新型コロナウイルス感染関連対策については、今後必要な予算の確保に努めてまいります。また8項目以外の主な対策として、国保病院において定期的に受診している方の薬の処方について、電話による受付を行っているところであります。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） 続いて教育長に答弁を求めます。

教育長。

○教育長（成田円裕君） 2点目のご質問にお答えいたします。

はじめに児童生徒に対するケアについてであります。休業期間の長期化に伴い、生活習慣のみだれや、家からの外出制限による児童生徒の心身の健康状態が心配されることから、学校においては、通常業務として家庭への電話による状態確認を行いながら、保護者からの相談を受けての家庭訪問、あるいは臨時のスクールカウンセラーによる相談体制を整え、分散登校時において学習状況や健康状態を確認するとともに、家庭学習用プリント等を配布し児童生徒のケアに努めております。

次に、共稼ぎ、ひとり親問題についてであります。本町の場合、子供の面倒を祖父母等に見てもらっている保護者が多く小学校高学年や中学生は自宅で過ごしており、子の世話をすることができない家庭は今のところありません。

今後、世話をすることができない家庭があった場合は、学童保育所での受け入れについて担当課と協議してまいりたいと考えております。

休業補償についてであります。新型コロナウイルス感染症で小学校等に通う子の保護者が休んだ場合は、国の制度で休暇中に支払った賃金相当額が支給されることになっておりますので、その制度を活用していただきますが、その制度の対象外となる町教育委員会所属の特別教育支援員や社会教育施設などの臨時職員、給食センター調理員、配送員などについては、本来業務のほか、校内の消毒、清掃作業、事務補助作業に従事していただくなど、臨時職員の生活を守っているところであります。

学校給食関連であります。学校の休業期間は給食を止めておりますので、3月分の給食費につきましては徴収いたしません。また発注分の食材やキャンセルできない食品については、教育委員会で負担をいたしますが、4月以降も学校給食が提供できないようであれば、町内の食材納入業者やパン、豆腐などの製造業者への影響は大きなものがあると危惧をしております。こうした業者に対して国からの支援に期待しているところであります。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 大変、丁寧な答弁をいただきました。私は、新型コロナウイルス感染症の対策にあたり、1つは、感染の拡大を防ぎ、町民の健康と命を守る。2つには、売り上げ減に対する支援など、町内の町民の暮らしと営業を守ること。3つ目には、正確な情報を発信し、町民の不安に寄り添い丁寧に対処することが大事であり、今後とも万全を期されることを望みたいと考える次第であります。

最後に町長にお尋ねしますが、経済対策や休業補償等に関する国の方針について、周知徹底し、具体化するということ。PCR検査を希望する方の中に資格者証を持つての方については、直ちに短期被保険者証を発行すること。必要な予算を速やかに補正すること。

また教育長には、就学援助者家庭に対する給食費での是正措置が必要かと思いますが、対応策を考えておられるのであれば、最後にお尋ねしときたいと思っております。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 教育長。

○教育長（成田円裕君） 就学援助費関係についてお答えをさせていただきます。就学援助費関係につきましては、3月分給食費を止めておりますので、その分就学援助費から控除しますけれども、

結局、学校と教育委員会の間でのやりとりになりますので、保護者のほうの負担は無いという形をとらせていただいております。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まず経済対策につきましては、これは第2次の取り組み等もございますし、まだこれからも、更にいろいろな対応が出てくるかと思えます。それらをしっかり見極めながら、そして当然、商工会等の要望ももう既に出ております。こうした中で、しっかりそれらに対応してまいりたいというふうに考えております。

PCR検査の関係、資格者の関係であります。現在こうした状況でお困りということは伺っておりません。これについても、そうした状況があるとすれば適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

それと必要な予算の確保であります。当然これは何をやるにも予算が必要でございます。今回も、今定例会の中で、この補正も提案させていただきたいというふうに思っておりますが、随時、この新たな対応につきましても、予算が伴う場合につきましては、そうした形で補正をさせていただきたいと考えております。議会の皆さんにおきましても、ご協力ほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員3問目の質問よろしいですか。3問目の質問に入ります。

○11番（菅原義幸君） 再々質問は行いません。

それで3問目に入ります。議案も出さずに町長が1億5,000万円のクラスター事業補助金を、自分の会社に支出したことについてお尋ねします。

2月の議会だよりを読んだ複数の町民から新たな疑問が寄せられています。

その主なものは①、町長が間違っただけと町民集会で説明していたのに、不適切だと認めたのは本当か。

②、不適切であったと認めたことが事実であれば、補助金は返還すべきではないのか。

③、クラスターとは、房、集団、群れという意味なのに、町長が経営する会社1社だけが1億5,000万円も独り占めするのはひど過ぎないかという内容であります。

町長の所見を求めます。町長が行った1億5,000万円に及ぶクラスター事業補助金の不適切な専決処分は、町民の間では決して過去の問題にはなっておりません。明快な答弁を求めます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 3問目の議員のご質問にお答えします。

この質問につきましては、町民の皆さん方からの疑問ということでございますので、併せてその疑問を持たれている町民の方に向けても答弁をしたいと思います。

1点目の質問であります不適切だと認めたのは本当かという町民からの疑問については、議員もご承知のとおり、今までの町議会調査特別委員会等において、私は終始一貫して、専決処分については、地方自治法第179条第1項の要件に基づき適切である旨を答弁しております。これは議会だより2月号においても記載されているとおり、これまで同様、町政執行に支障がないよう適切に専決処分をしていく考えでありますと答弁しております。ご理解をお願いいたします。したがって2点目の質問であります補助金を返すべきとのご指摘には当たりません。

3点目の独り占めとのご指摘につきましては、畜産クラスター事業の事業主体は、若松、瀬棚地区米飼料利用促進協議会であり、JA新函館若松基幹支店管内の水稻、耕種農及び高橋畜産で構成され、地域内循環型農業を実施するため組織されたものであります。補助金はその協議会に対して交付されたものであり、決して1企業が独占したということではございませんの、ご理解を願います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 町長、到頭やっちゃいましたねこれ。私とあなたの間で交わした項目、全否定でしょ。いいですよ。これあなたが今日そういう答弁したのであれば、これから全面的に町民の皆さんに経過と真実を、私の町政報告で全部明らかにしますからね。あなたは私との間では、専決処分が不適切だったっていう合意に達しているんです。それは今後、町民の皆さんにはっきり出していきます。それを否定するんだから、これ町長、大変なことですよ。その政治責任は全てあなたにありますから、これは今後しっかり責任追及をさせていただきたいと思います。嘘をついちゃダメだっていうことです。それから不適切だということであれば補助金を返せと。これは当たり前の話なんです。だけどあなたは今、不適切だということ認めて無いていうから。そのことを解明したあとでしっかり追求させていただきます。

それから3つ目の問題は、これももう町長全然ダメなんです。クラスター事業というのは、先ほど言いましたように、房、集団、群という意味で、複数の畜産家がこの事業を享受して改善を図っていくってものなんです。複数の畜産家がこの事業を進めているということなんです。さっき町長いろいろ答弁してましたけど、高橋畜産以外の畜産農家というのはいらっしゃいますか。1業者でも。米作りの話は出ましたよ。協議会の話も出ましたよ。高橋畜産でもらっただけじゃなくて、協議会でもらったんだ。それもおかしいでしょ。協議会で1億5,000万使ってないです。協議会通じてその先にある高橋畜産の新しい豚舎の塀の一部にしたんですから、あまりね見え透いたごまかしの答弁をなさらないほうが私はいいと思います。これは今回の質問も全部会議録に起こして、一つ一つ丁寧に反論させていただきますから、あとこれ以上言ってもおそらくあなたとは押し問答になるし、明らかに事実と違う答弁でも平気で繰り返しますからね。余りそういう無駄な議論は使いたくないと思いますから指摘するだけに留めておきたいと思います。本件は、自分が経営する会社1社に対して、議決も得ないで1億5,000万円の補助金を、町長自身が出したということが問題なんです。よく知っておいてください。1社だけというのは、クラスターの概念にほど遠いものだという事なんです。クラスターというのは、時の言葉になっているんです。集団感染、小規模なね。だから否が応でも、これは皆さん注目しちゃう。そういう言葉なんです。町長もこのクラスターということについて、よく研究、検討しておいてください。だからクラスターっていうんだから、どういう業者がこの事業やったんですかって、どこどこですかって我々聞かれるわけです。1社しか答えられません。こういう実態を町長どう考えますか。なお、今定例会の中でなくても結構なんですけど、これまで道内の畜産クラスター補助事業について、年度別に各自治体ごとの実施した件数、補助金内容またそこに参加している事業者数、これの資料のご提出を求めたいと思います。この件につきましては、今後とも定例会で引き続き粘り強く質問をさせていただくことにいたします。

以上で終わります。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員の2回目の質問でございますが、議員にはなかなかご理解をいただけていないということでお聞かせをいただきました。いずれにしても、議員の質問に過去何度も同じような答弁をさせていただいております。これはこれからも変わるものではないというふうに思います。また今回の質問につきましては、町民の方からの疑問ということでございますが、答弁をさせていただきました。ただこれでご理解いただけるというふうに思っておりますが、さらに何かございましたら、私としては、直接、町民の方のお話をお聞かせいただいて、この回答をさせていただければより理解ができるのではないかとこのように思っているところでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 町長あと資料請求の件につきましてはいかがですか。

○町長（高橋貞光君） 資料につきましては、あとで担当課のほうで整理させていただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 私の質問原稿、再質問までしかしてないんです。町長の今の答弁で、これはまずいなと思いますから、あえて再々質問いたします。町長が12月議会で答弁した専決処分ができるんだというあの根拠、あれ地方自治法にはあんなこと書いてませんからね。はっきり言うておきますから。地方自治法179条第1項は、前段議会が成立しないときとか、緊急に招集できないときとかというのがあります。そのさらに後段ではこう書いてあるんです。議会において議決すべき事件を議決しないときは、町長はその議決すべき事件を処分することができる。これが正しい自治法上の179条1項後段の規定なんです。細くなるからそれ以上は言いませんが、ここで大事なことは何かってということなんです。本件は議決すべき案件を議会に出していないんです。議案を出していないということは、議会に議決すべき案件がなかったということなんです。これがこの問題の本質なんです。ですから議案を出さなかったのは町長ご自身でありますから、出さなかった議案を臨時会のだ真ん中で1億5,000万、えいやーと専決処分するというのは決定的な間違いですから、これについては町民の皆さんに丁寧にわかるように差し上げたいと思います。町長、一人一人に説明するって言ってますけども、なかなか町長のところに一人一人皆さん行かないんじゃないんですか。私は、全戸に私の見解と町長がいかに誤った見解や経過で接してきたかということについて丁寧に報告しますから、一旦交わした不適切だという約束をこういう議会の場でひっくり返すというのは首長として絶対やっちゃいかんですよ。そういうことについての責任も、しっかり性根を据えて、じっくりと追求したいと思ってます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 答弁求めますか。

○11番（菅原義幸君） 町長長が答弁すると思うならば、お願いします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。この菅原議員おっしゃる地方自治法第179条の関係につきましては、これは、これまでも町側の判断と菅原議員の判断は全く平行線でございます。私たちとしては、この要件に基づき、適切に処分をさせていただいてるというふうに思っております。

す。また第4回の町政のあり方に関する調査特別委員会において、これは平成30年5月31日になっておりますが、この専決処分等に関する一連の報道について議長より第5項目について提案し、平成30年5月17日、両者協議の上、合意したということでございます。この問題は、解決済みというふうに私たち受け取っているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 続いて4問目の質問に入ります。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 4番目の質問を行います。

その上で一言だけ解決してちゃらになったじゃないんです。不適切な処分だったということを確認したのが、私とあなたの合意なんです。そこを誤魔化さないでください。

それでは第4問に入ります。せたな雅荘の再開の見通しと社会福祉法人北檜山恵福会に対する運営事業助成金について、町長と代表監査委員に質問いたします。

①、せたな雅荘の再開についてこれまで町長は、町内事業所に検討していただいていると答弁を重ねてきました。その後の経過についてお尋ねします。万一再開できなかった場合、入所待機者に対する説明はどうか。また北海道から要求されるであろう1億5,000万円の補助金返還問題と併せてご答弁をお願いしたいと思います。

②社会福祉法人北檜山恵福会運営事業助成金について、令和元年度定期監査結果の報告内容は、誠に厳しいものがございます。代表監査委員から監査内容を詳細に伺うと共に、助成金再精査の指摘に対する町長の所見を伺います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

せたな雅荘の再開の見通しについてであります。現在、検討していただいている事業所の関係者により、1月上旬に施設の視察が行われたあと、事業継承に向けて課題となる様々な項目について質問に対し回答するなどの確認作業を行っており、現在も検討していただいているところであります。町としては、何としても事業再開が出来るよう努力を続けているところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

2点目のご質問については、横山議員への答弁と重複する部分もございますが、助成金について担当課において支出内容を十分精査し交付したものと認識しており、今回の監査意見については、町側の判断と監査委員の判断とに齟齬が生じているものと受け止めております。しかし私自身も監査意見の内容は重く受け止めているところでありますので、現在、再精査の事務作業を進めているところであります。

○議長（真柄克紀君） 残間代表監査委員。

○代表監査委員（残間 正君） 菅原議員の2点目のご質問にお答えしたいと存じます。

定期監査につきましては、地方自治法第199条第4項の規定に基づいて実施しているものでございます。また監査委員の職責において誠実、公正不偏の立場で監査に臨んでおります。

令和元年度の定期監査における社会福祉法人北檜山恵福会運営事業助成金につきましては、2月5日、14日の2日間にわたり担当課職員、保健福祉課長、同補佐立会いの下、聴き取り及び関係書類による調査を行ったところでございます。当該助成金につきましては、地方自治法第199条

第1項の規定に基づき3,980万円とした助成金額が適切な額かどうかを監査いたしました。

監査内容といたしましては、助成金額を算出した根拠から、退職給付引当資産、職員並びに非常任職員の給与配分等について、特に入所者が減ってきてからの職員体制等については、書面の提出を求め、重点的に聴き取りを行ったところでございます。また介護職員の処遇改善交付申請や介護人材確保の点などにおける経営努力に対しましても、確認させていただきました。その他にも、町側から恵福会への雅荘運営要請の書面、恵福会側からの赤字補填要請の書面、町の助成金交付要綱なども確認したところでございます。

この度の監査において、先にも述べましたとおり、閉所に向けた入所者の移動に伴う職員の人件費、施設長等の給与に関する按分経理などの精査が不十分であると考え、結果報告に記載する再精査の指摘となったところであります。また雅荘の会計における赤字補填と考えたときに、端数処理を行った理由が明確に得られなかったことから、その根拠についての確認もお願いしたところであります。さらに今後の助成金の在り方を考え、3点の意見を参考として補足したものであります。

以上のことから、この度の定期監査意見の公表といたしました。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） まず①であります。先ほどの町長答弁に私は非常に懐疑的にならざるを得ません。町内事業所に相談されてるって言うてるんですね。一貫して答えは。町内事業所と申しますと限定されるんです。この介護施設は、地方自治体が行うか、福祉法人が行うかということになっているんです。町内の事業所に折衝してるということであれば、町内事業所どの社会福祉法人なんですか。もうこの段階では情報を公開していただかなければ下がりません。今まで交渉事だから、あえて交渉の機微についてはお尋ねしておりませんが、どの事業所なんですか。どの福祉法人なんですか。どこをどうやれば解決できるんですか。問題はどこなんですか。これはやっぱり明らかにしていただいて、私どもも協力させていただきながら前に進めていきたいというのが真意なんです。情報の公開を求める次第であります。

それから入所を希望している方には何て言えばいいですか。ダメよって言えばいいんですか。諦めれば言えばいいんですか。希望があるからもう少し待つて言えばいいんですか。そのところ町長、あなたの責任で答え出してください。そして補助金返還が、どうしても回避できないとなれば、これは本来、事業の主催者である恵福会が返済しなきゃならないという関わりになっているわけです。恵福会に対して補助金を与えて、町も出して、主体者は恵福会だと。建物も土地も恵福会の物だというふうになっているみたいですから、その際に恵福会に1億5,000万出ささいと言っても、それで恵福会が持てるのか、どうかということについては、これは本格的に対応していかなければなりませんので、これは議会に特別委員会なりでも提起していただいて、全議会的な問題として検討する必要があると思っておりますが、町長とも議長ともよく協議をしておいていただけませんか。私も必要な時期は、必要な提起をしたいと思っております。まず町長に再質問をしております。

それから監査委員に、もう一つ再質問させていただきたいと思っております。私、監査委員の、この監査の結果ですか、これ読ませていただきましたけども、よくここまで踏み込んで指摘をしていただいたなと思っております。これ率直に敬意を表します。ただこの中身は町長、非常に厳しいです。相当包

括的なこと言ってますから。これは町長に改めて監査委員の指摘の重さ、厳しさ、誠実に向かい合
って是正する措置、これはとっていただきたいと思います。私も厳しい目でこれは見つめてまい
りたいと思います。それで監査委員にもう一つ申し上げておきたいのは、私もこの問題、自分なりに
議会事務局を通じて資料収集して目を通したんです。その中で一つ言えますことは、担当課の補助
金の精査っていうのはたった1時間しかやってないんです。日にちまで言いませんけれども。た
った1時間で詳細な精査ができますか。私はひとつ聞いてみたんです。雅荘の中に今、財産と言われ
る物品関係どれくらい残っているのか。現場に行ってみましたかと言えば、これ見て無いんです。
1時間の中でそこまで見えないでしょ。出されてきた備品の一覧表、それは償却していかなきゃな
りませんから、その償却の金額いくらだと思います。細かい数字まで申し上げますけども186万
2,224円、これが雅荘内に昨年度末現在、つまり3月31日に残っている備品等の恵福会の財
産なんです。これも含めて3,900万で出したんです。これちょっと調べてみればわかりますか
ら。極めてずさんだと言わざるを得ません。町長が幾ら口を酸っぱくして言っても、監査委員の指
摘より、私の今の指摘より、数字の確かめはずさんですよ。こんな補助金は無いと思います。これ
は必ず是正するようにしてください。それでなければ私は住民監査請求を起す。そういう実務的
な用意をしております。住民監査請求は私個人が、町民個人が監査委員に提出するものでありま
すけれども、そこで十分に対応してもらえないのであれば、その場合には、その事実を踏まえて住民
訴訟というものに進んでいくことができるんです。そういうことも展望しているということ、私
はこの場で申し上げておきたいと思います。いずれにしても町長には、雅荘の再開の問題とい
うことを軸にして、これまで発生しているいろいろな補助金適正化法違反の問題であるとか、まだ違反
しているわけではないですけども、補助金適正化法を遵守する問題でありますとか、町自体の補助
金のあり方、これを正確なものにしておくとか、さまざまな仕事の実務上残っていると思われま
すので、異論のなき用万全を期されますように、申し上げまして再々質問終わります。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

1回目の答弁でも申し上げましたが、町内の事業所の関係者によって、今私はさまざまな作業
を進めているところでございます。実は3月3日に来庁いただいて、さらに進めるという予定でござ
いりましたが、新型コロナウイルスの関係で残念ながら来れないということになりました。その後、
ウイルスの状況を見ながら14日以降にという話で今させていただいておりますが、まだこういう
状況でございますので、なかなかお越しいただいて協議をするということにはなっておりません。
しかし、いずれにしましても再開に向けて進んでいるということは、ご報告させていただきたいと
思います。

それからこの監査意見につきましては、これも内容を大変重く受け止めているところでございま
して、再精査の事務作業をただ今進めてる最中ということでございます。その結果におきまして、
必要な対応を取ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 残間代表監査委員。

○代表監査委員（残間 正君） 先ほど雅荘内における固定資産備品のご質問がございましたので、
若干触れさせていただきたいと思います。このことについては、私のほうでも注視しておりました。

バランスシートにおける貯蔵品、それから備品台帳、帳簿残高、そういうものをきちんと確認をいたしました。まず1点目は、この雅荘にある備品っていうのは、一般備品ではなくて介護の特殊な備品でありました。そういうことで価格の見積もりをしてみるともなかなか困難であるという判断が1点目であります。それから減価償却、5年、8年、6年等々ありますが、もうほとんどもう1年で減価償却が切れる。そういうものが大部分でございました。またその備品購入に当たっては、補助金の絡みがございます、早々に処分するっていうことはなかなか困難であると。それから、備品そのものについては、雅荘の財産処分権に属する部分というふうな判断もいたしまして、これらのことから処分財源として、赤字補てんに見積もるっていうのは、なかなか難しいという判断をさせていただきます。併せて紙おむつとか、こういうマスクとか、そういう消耗品が残ってないのかっていうのを確認いたしましたら、それは帳簿上も、担当課に確認いたしますと、それはありませんということでございましたし、それからリース物件、それについては既に全部解約の手続きを取っておりますということでございましたので、一部この備品は確かに残存してございますけども、今、考えたような内容で処置をしたと。私も頭の中で承知をしたということでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 質問終わりですか。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 答弁漏れがあります。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 町内の事業所に検討していただいていると。これは社会福祉法人だと思うんですが、どの法人ですか。お答えください。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 法人の名前につきましては、現在、内々で作業進めているという状況にありますので、ここで話するというのは差し控えさせていただきます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 答弁権に対する否定です。そんなことやったら一般質問なんかなりませんって。町内にいる社会福祉事業なんぼありますか。恵福会でしょ。それから慈恵会、あと社協も社会福祉法人になるんですかね。それ以外にどこありますか。何も隠す必要ないでしょ。1年間にわたってあなたね、町内の事業所に相談してきてるとずっと言ってきたんです。今だに目途立たないのに、名前は申し上げられないって、これは議長、私の質問、堂々こうやって通してやってるわけですから、何の根拠もなく答弁しないということについては納得できませんので、この質問終結するわけにはいきません。町長の責任で答えさせてください。

○議長（真柄克紀君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時37分

再開 午後2時58分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

町側より答弁を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをさせていただきます。

現在、相手方とは真摯に向き合いながら懸命に交渉を進めているところでございまして、そういうことからして、この相手の許可無しに、ここで相手名を公表するという点については、申し訳ありませんが、できかねることでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 先ほど再々質問を終わりますと申し上げましたが、間違っていました。訂正します。改めて再々質問を行います。

町長の先ほどの答弁は絶対納得できません。この後に及んで3月に間に合うのか、間に合わないのか、大きな政治問題になってる時に、その交渉の相手側を理由も無に全く秘匿するという点であるならば、あなたのやってる行政の全般について疑問を持たざるを得ない。本当に聞いてもらえるのかな、大丈夫なのかなと、強い疑問と批判を提起しておきます。

それから補助金の問題ですけども、私一言申し上げておきたいと思いますから、3,980万の助成金これ問題があるっていうのは一目見たらわかるんです。高度な問題じゃないです。簡単にもう1回言いますが、今までの2回は、雅荘を継続するために1,000万1回、2,000万1回、そのことを前提にして出してきた助成金なんです。これはあなたが出した資料の中にも、はっきり出てます、日にちまで私言いませんが。ところが3回目、今回の場合は、撤退するので最後の収支を積算して、これが足らなかったから出せとこういう話なんです。ですから同じ補助金であっても、雅荘継続のための補助金と、撤退して全く無くなる補助金と同じ補助金、助成金でも、事の性質が天と地ほど違う。そこに町長あなたは思いをいたしましたか。もし3,980万の助成金を出すのであれば、その合意を取りつける時に、一つだけ先方と確認すべきなんです。この全額出すことについて問題あるよと。補助金適正化法という点から見れば問題ありますと。他の民間事業所だって経営危機だっていうとたくさんあると思います。これは介護福祉事業サービス事業に留まらず、民間だってたくさんありますでしょう。民間の企業ピンチだ、じゃ税金で出してくれ、はい出しましょうと、これやっちゃいかんです。しかし今回の場合は、いろいろな資料見たら恵福会本体ピンチだから金出してやらないとないんだと、それは介護の事業を続ける上で大変有利なんだと、こんな議論してるんですから、賛成討論の中身、見たら、それはあなたの考え方と同じです。それで話長くなりました。それで出す時にもう一度戻ってくるかと。3,980万出すけども、もう一度戻ってこられるかと。その先、町もいろいろ協力するけれども、このまま空き家にしたらさらに1億5,000万の返還問題が起きるからどうだと。私は腹割ってそこの話合いをしたのかっていうことを提起したいわけです。だから町内の社会福祉組織ですか。そこにはそれも入って私は理解しておったんです。恵福会もそのうちの一つなんだろうと。それさえ明らかにできないのであれば、私はこれ以上、再質問の中であなたに食い下がる何物もございません。ただ、いずれにしても町長は、その点で極めて不十分であるし、町民に対して不誠実だというふうに指摘をしておきます。

私はね町長、去年の12月議会の補正予算の時に、そういうことも含めて提起しているはずなん

です。この3, 980万については一端、補正予算から削除したらどうだと。そして年明け早い時期に臨時会もう1回やって、間違いの無いものを提案したらどうですか。議員から出すよりも理事者が、取り下げして進めるほうがいいでしょうと。あなた議会運営委員会で蹴ったじゃないですか。だからやむを得ないんで私修正案出したんです。これは12分の1あれば出せますから12分の1私1人で出しました。残念ながら賛成者いませんでした。私は出した自分が正しかったというふうに確信を持っています。この点では、今日、代表監査委員から幾つか答弁いただきましたが、その認識は、私は共有できると思っております。町長、一つ、代表監査委員、本多監査委員も含めて監査委員の定期監査の意見書について真摯に受け止めて、是正すべきは是正してください。その是正の仕方に足らざるところがあれば、繰り返しになりますけれども住民監査請求と、その先に住民訴訟を展望してるということを申し上げて、再々質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えいたします。

今検討いただいている関係の事業所の名前については、まだそういう状況でございますので、差し控えさせていただきます。今回、監査委員のご指摘をいただきました内容につきましては、ただ今、再精査を進めているところでございまして、その結果によりましては、是正も有りうるということは申し上げなければならないというふうに思っております。いずれにしましても雅荘の件につきましては、再開に向けて、これからも一生懸命努力をさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 以上をもちまして一般質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（真柄克紀君） 以上で本日の議事は終了しましたので、これにて会議を閉じます。

予算審査特別委員会終了するまでの間、休会といたします。

本日はこれにて散会いたします。

長時間どうもご苦勞さまでした。

閉会 午後3時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年4月1日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 吉 田 実

署名議員 梶 田 道 廣

令和2年第1回せたな町議会定例会 第4号

令和2年3月19日（木曜日）

○議事日程（第4号）

- 1 諸般の報告
- 2 予算審査特別委員会委員長報告
- 3 議案第26号 せたな町特別会計条例の一部を改正する条例について
- 4 議案第35号 せたな町児童館条例を廃止する条例について
- 5 議案第36号 指定管理者の指定について（温泉ホテルきたひやま）
- 6 議案第37号 指定管理者の指定について（せたな町営牧場）
- 7 議案第1号 令和2年度せたな町一般会計予算
- 8 議案第2号 令和2年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算
- 9 議案第3号 令和2年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算
- 10 議案第4号 令和2年度せたな町介護保険事業特別会計予算
- 11 議案第5号 令和2年度せたな町介護サービス事業特別会計予算
- 12 議案第6号 令和2年度せたな町簡易水道事業特別会計予算
- 13 議案第7号 令和2年度せたな町営農用水道等事業特別会計予算
- 14 議案第8号 令和2年度せたな町公共下水道事業特別会計予算
- 15 議案第9号 令和2年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算
- 16 議案第10号 令和2年度せたな町風力発電事業特別会計予算
- 17 議案第11号 令和2年度せたな町病院事業会計予算
- 18 議案第38号 令和元年度せたな町一般会計補正予算（第8号）
- 19 決議案第1号 民族共生の未来を切り開く決議について
- 20 発議第1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 吉田 実 君 | 2番 梶田 道廣 君 |
| 3番 本多 浩 君 | 4番 橋本 一夫 君 |
| 5番 熊野 主税 君 | 6番 道高 勉 君 |
| 7番 大湯 圓郷 君 | 8番 横山 一康 君 |
| 9番 石原 広務 君 | 10番 平澤 等 君 |
| 11番 菅原 義幸 君 | 12番 真柄 克紀 君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町	長	高	橋	貞	光	君
教育委員会	教育長	成	田	円	裕	君
農業委員会	会長	原	田	喜	博	君
選挙管理委員会	委員長	大	坪	観	誠	君
代表監査委員		残	間		正	君

1. 町長、教育委員会委員長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

(1) 町長の委任を受けて出席する説明員

副町長	佐々木	正	則	君
総務課長	原		進	君
まちづくり推進課長	小坂橋		司	君
財政課長	佐野	英	也	君
税務課長	高橋		純	君
町民児童課長	濱口	喜	秋	君
認定こども園長	鎌田	郁	美	君
保健福祉課長	樋口		靖	君
農務課長	佐藤	英	美	君
水産林務課長	横川	洋	二	君
建設水道課長	丹羽		優	君
会計管理者	萩原	勝	幸	君
国保病院事務局長	西村	晋	悟	君
総務課長補佐	小林	和	仁	君
まちづくり推進課長補佐	阪井	世	紀	君
財政課長補佐	河原	泰	平	君
町民児童課長補佐	坂谷	洋	二	君
認定こども園副園長	伊藤	悦	子	君
保健福祉課長補佐	浜高	正	明	君
地域包括支援センター所長	長内		京	君
農務課長補佐	吉田	有	哉	君
水産林務課長補佐	八木	忠	義	君
水産種苗センター副所長	栄田	武	志	君
建設水道課長補佐	平田	大	輔	君
国保病院事務局次長	中川		譲	君
経営戦略室次長	手塚	清	人	君
財政課主幹	井村	裕	行	君
町民児童課主幹	黒澤	美	知子	君

保健福祉課主幹	古	守	亜	珠	君
保健福祉課主幹	竹	内	亜希	子	君
保健福祉課主幹	藤	谷	知	昭	君
地域包括支援センター主幹	今	川	勇	吾	君
建設水道課主幹	川	上	佳	隆	君
建設水道課主幹	金	澤	喜	嗣	君
建設水道課主幹	鈴	木	涼	平	君
総務係長	中	山	康	春	君
職員厚生係長	尾	野	裕	也	君
地域生活係長	岡	島	讓	二	君
防災係長	斉	藤	哲	章	君
まちづくり推進係長	松	原	孝	樹	君
広報統計係長	伊	藤	哲	史	君
商工労働観光係長	撫	養	和	伯	君
障がい福祉係長	平	田	慎太郎		君
保健推進係長	垣	本	利	子	君
包括支援係長	大久保	麻	未		君
地域支援係長	金	澤	早	苗	君
地域支援係長	田	畑	貴	子	君
農政係長	大	庭		啓	君
耕地係長	斉	藤		真	君
水産係長	油	谷	好	彦	君
業務係長	池	田	裕	之	君
土木係長	桑	田	一	良	君
水道係長	大	野	秀	幸	君
管財係長	高	橋	真	一	君

《大成総合支所》

支所長	杉	村		彰	君
次長	佐々木	正		人	君
大成診療所事務長	古	守	幸	治	君
主幹	奥	村	大	樹	君
主幹	水	野	万寿夫		君

《瀬棚総合支所》

支所長	上	野	宏	行	君
養護老人ホーム三杉荘所長	横	川		忍	君
次長	増	田	和	彦	君
養護老人ホーム三杉荘次長	平	賀	英	治	君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	神 田 昌 君
次 長	古 畑 英 規 君
瀬 棚 教 育 事 務 所 長	杉 村 輝 明 君
主 幹	山 本 亨 君
総 務 係 長	長 内 解 人 君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	西 田 良 子 君
係 長	小 池 秀 樹 君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書 記 長	原 進 君
書 記 次 長	小 林 和 仁 君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事 務 局 長	丹 羽 小 百 合 君
次 長	上 野 朋 広 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	丹 羽 小 百 合 君
次 長	上 野 朋 広 君
事 務 局 総 務 係	原 田 翔 太 君

再開 午後1時00分

◎開議宣告

- 議長（真柄克紀君） 皆様ご苦労様でございます。
ただいまの出席議員12名で定足数に達しておりますので、定例会を再開いたします。
ただちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

- 議長（真柄克紀君） 日程第1、諸般の報告はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第2 予算審査特別委員会委員長報告

- 議長（真柄克紀君） 日程第2、予算審査特別委員会に付託した議案第1号から第11号までと議案第26号及び議案第35号から第37号までの予算審査特別委員会における審査につきまして、特別委員会委員長の報告を求めます。

熊野委員長。

- 5番（熊野主税君） ただいまの件につきまして、本議会定例会中3月9日、当予算審査特別委員会に付託されました令和2年度各会計予算、議案第1号から議案第11号までと、予算関連一般議案、議案第26号及び議案第35号から議案第37号の計15号議案について予算審査特別委員会の審査結果をご報告申し上げます。

当特別委員会は3月17日、18日、19日と委員会を再開し、各会計歳入歳出予算書及び附属書類について説明を受け、質疑を行い、慎重かつ精力的に審査した結果において、議案15件すべて原案可決と決定いたしました。

議長に進言いたします。当特別委員会は議長を除く11名で構成されており、審議は十分に尽くされておりますので、全15議案とも質疑を省略し、討論、採決に入られることを進言し、せたな町議会予算審査特別委員会の審査報告といたします。

- 議長（真柄克紀君） ただいまの予算審査特別委員会委員長報告は、全15議案を原案可決と決したとするものでございます。

また特別委員会は議長を除く11名で構成され、審査は十分に尽くされているので質疑を省略し、討論、採決に入りたいとの進言でありました。委員長進言どおり取り進めてまいります。

◎日程第3 議案第26号

- 議長（真柄克紀君） 日程第3、議案第26号せたな町特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

- 議長（真柄克紀君） 討論を終わります。
これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第35号

○議長(真柄克紀君) 日程第4、議案第35号せたな町児童館条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第36号

○議長(真柄克紀君) 日程第5、議案第36号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第37号

○議長(真柄克紀君) 日程第6、議案第37号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第1号

○議長(真柄克紀君) 日程第7、議案第1号令和2年度せたな町一般会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

石原議員。

○9番(石原広務君) 私は反対の立場で討論いたします。

合併して15年を経過します。国が進めた平成の大合併、飽と言われた合併特例債、合併したらどれほど町が良くなるのかと安易な期待感、今は1町分しか入らなくなる交付税に対して不安視する町民の声。だからこそ我が町の基幹産業のさらなる振興、発展を目指すべき時です。人口減、高齢化、少子化はもとより、交付税の削減はとっくに想定されていたことでもあります。一次産業は大事としながら、漁業チャレンジ事業もバージョンアップしたものを考えていくと言っておきながら、結果は身の丈という言葉を繰り返し、やれませんかできませんとする町長の姿勢には理解できません。前回の改選年の予算に、大型の政策予算を打ち出すようなことはせず、産業振興に繋がる継続的な予算措置をするべきであり、そのような予算になっていない以上、令和2年度せたな町一般会計予算には反対いたします。

○議長(真柄克紀君) 賛成討論はございませんか。

道高議員。

○6番(道高 勉君) 私は、令和2年度一般会計予算案に対しまして賛成の立場で討論いたします。

合併算定替えの最終年となる令和2年度一般会計予算は、前年度比2.1%増の88億9,640万6,000円となったものでございます。

歳入では、普通地方交付税が前年度比5.7%減の40億4,049万9,000円を見込みながら、国、道からの補助金等の有効活用や、合併特例債や防災事業債など交付税措置のある優良な起債の活用。財政調整基金ほか各種目的基金からの繰り入れなどにより財源が確保されたところでございます。

また歳出では、町民の安全安心に向けた防災行政無線デジタル化整備事業や、保健、福祉、医療、介護の充実施策、若者の雇用創出と定住促進等のための産業等活性化補助事業を盛り込むなど、多岐にわたり町民のための生活基盤や、産業などの発展を推進する予算となっているものであります。理事者におかれましては、なお一層の行財政改革に取り組みされるとともに、職員と一丸となって町民の負託に応える町政執行にご期待申し上げ賛成の討論といたします。

○議長(真柄克紀君) 続いて反対討論を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 令和2年度せたな町一般会計予算に反対いたします。

計上されている町民生活に必要な予算に反対するものではありません。しかし漁業者の被害救済や、新チャレンジ事業、修学旅行費の一部補助など、財源があるにもかかわらず町民が求める切実な要求に向き合わないという政治姿勢を認めるわけにはまいりません。せたな町は今急速な人口減、少子高齢化、基幹産業の不振と後継者難という三重苦に直面しています。ところが新年度の町政執行方針は、これらの問題に回答せず、使い古しの文言の羅列に終始していることは、誠に残念であります。

高橋町政には3つの問題点があります。その第1は、国民宿舎あわび山荘の存続を望む圧倒的な大成区民の要望に背を向けたことでもあります。これは明確な選挙公約違反であり、区民の怒りを買いました。その結果、高橋後援会大成支部は解散し、看板もすべて撤去され、町民に対する信頼は失墜しました。

第2の問題は、議案も出さず、議会も通さずに町長が1億5,000万円の補助金を自分の会社1社にだけ出したことでもあります。当初町長は、法律違反では無いとしていましたが、最終的には不適切な行為だと認めざるを得ませんでした。町民からは、町長が経営する会社にしか、出さないのは酷過ぎる、不適切だと認めたのであれば、補助金は返すべきだという批判が出ています。町長の一連の行為は、行政の締め付けであると言わざるを得ません。

第3の問題は、せたな雅荘再開をめぐる不正確な答弁です。これまで町長は、町内事業所に検討をお願いしており、私もお願いしているとしていました。しかしこの町内事業所は、社会福祉法人でないために、財産処分の対象になり得ず、答弁に齟齬が生じています。加えて、雅荘の再開は恵福会の問題であって、町は交渉相手と恵福会のテーブルにすぎないとまで発言しました。老人福祉と介護をめぐる行政責任の放棄ではないでしょうか。このような高橋町政のあり方を批判するとともに、町民の声と希望が届く町政への転換をめざす決意を表明し、反対討論といたします。

○議長（真柄克紀君） 続いて賛成討論を許します。

梶田議員。

○2番（梶田道廣君） 私は賛成の立場で討論をいたします。

私は、町長の町政執行方針並びに令和2年度せたな町一般会計について十分に内容の精査を行い、予算委員会においても終始にわたって活発な議論がなされたと思っております。

歳出につきましては、大変、財政状況が厳しい中、せたな町の生活の基盤の向上や、豊かな産業、観光の振興及び、町民が健康で安心して暮らせるまちづくりのための新規、継続事業が盛り込まれており、また歳入についても、地方交付税をはじめ、交付税措置のある臨時財政対策債などや、財政調整基金などからの繰り入れなどにより、収支の均衡が図られているものであります。

町理事者には、今般の議会で各議員から出された意見や提言を真摯に受け止めていただき、町民の負託にしっかりと応える町政執行を強く要望し、賛成討論とします。

○議長（真柄克紀君） ほかに討論希望ございますか。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） ないようでしたらこれで討論を終わります。

これより本案について起立により採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立する者あり)

○議長(真柄克紀君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号

○議長(真柄克紀君) 日程第8、議案第2号令和2年度せたな町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第3号

○議長(真柄克紀君) 日程第9、議案第3号令和2年度せたな町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第4号

○議長(真柄克紀君) 日程第10、議案第4号令和2年度せたな町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第5号

○議長(真柄克紀君) 日程第11、議案第5号令和2年度せたな町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第6号

○議長(真柄克紀君) 日程第12、議案第6号令和2年度せたな町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第7号

○議長(真柄克紀君) 日程第13、議案第7号令和2年度せたな町営農用水道等事業特別会計予

算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第8号

○議長(真柄克紀君) 日程第14、議案第8号令和2年度せたな町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 議案第9号

○議長(真柄克紀君) 日程第15、議案第9号令和2年度せたな町漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第10号

○議長（真柄克紀君） 日程第16、議案第10号令和2年度せたな町風力発電事業特別会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 議案第11号

○議長（真柄克紀君） 日程第17、議案第11号令和2年度せたな町病院事業会計予算を議題といたします。

これより討論を許します。

（「なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第18 議案第38号

○議長（真柄克紀君） 日程第18、議案第38号令和元年度せたな町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐々木正則君） 議案その4になります。今回、提案をいたします補正予算につきましては、現在の歳入歳出予算の総額に350万円を追加し、補正後の予算総額を92億784万円とするものでございます。

その主な内容でございますが、当面必要とする新型コロナウイルス感染症対策に係わる経費と、学校給食センターの空気調和器配管修繕の経費について補正をお願いするものでございます。

なお予算に合わせまして、繰越明許費の設定1件、債務負担行為の追加1件をお願いしてございます。

内容につきましては、担当課長から説明をいたします。

ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 続いて内容の説明を求めます。

佐野財政課長。

○財政課長（佐野英也君） それでは内容についてご説明いたします。議案その4の3ページでございます。第2表繰越明許費の設定でございます。3款民生費、2項児童福祉費、保育対策総合支援事業につきましては、後ほど歳出で説明しますが、国の新型コロナウイルス感染症対策に伴うもので、事業費は170万円で、翌年度に繰り越しをするものでございます。

次に4ページ、債務負担行為補正の追加1点でございます。新型コロナウイルス対策資金融資利子補給につきましては、令和元年度に借り入れた新型コロナウイルス感染症の流行による国及び北海道の融資制度に対する利子補給でありまして、期間は令和元年度から償還終了年度まで、限度額は、せたな町新型コロナウイルス感染症流行に対する資金融通に伴う利子補給規則に基づき、借り入れた事業者等に対する同規則の規定により算出した利子補給額の合計額であります。この債務負担をお願いするものでございます。

歳出から説明いたします。7ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費130万円の追加につきましては、新型コロナウイルス感染症対策用として、消耗品費及び感染予防対策用備品をお願いするものでございます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目保育所費110万円、同じく3目認定こども園費60万円、合わせて170万円の追加につきましては、先ほど繰越明許費の設定でご説明いたしました保育対策総合支援事業でございます。保育所及び認定こども園に係わる新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液やマスクなどの消耗品費及び保育施設用備品として、空気清浄機の購入をお願いするものでございます。

次のページでございます。10款教育費、5項保健体育費、4目学校給食費、11節需用費50万円の追加につきましては、学校給食センターの空気調和器内部のラジエーター周り配管の腐食により、厨房天井内ダクトから漏水しているため空気調和器の配管修繕をお願いするものでございます。

これらにかかわる歳入であります。戻りまして6ページでございます。9款1項1目ともに地方交付税において、普通交付税187万1,000円の追加でございます。歳出で説明いたしました新型コロナウイルス感染症対策に係わる充当財源としまして、13款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金では、保育対策総合支援事業費補助金150万円の追加。

14款道支出金、1項道負担金、2目衛生費道負担金では、感染症予防事業費負担金12万9,000円の追加をするものでございます。

以上、説明いたしました内容により一般会計補正予算の収支の均衡を図ったところであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。質疑を許します。

石原議員。

○9番（石原広務君） 確認させてください。民生費の保育所費で、今説明の中でコロナ感染症に対してのアルコール消毒液、マスク、その備品の購入の予算だということなんですが、今在庫が無

いとか、どこにも無いとかという話の中で、手に入れれるというか、購入の目途が立ってるということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（真柄克紀君） 認定こども園長。

○認定こども園長（鎌田郁美君） 石原議員のご質問にお答えいたします。

ただ今、保護者、園児については、各家庭の消毒、それからマスク着用をお願いしてるところがありますが、子ども園に関しては以前からあったアルコール消毒液等を使っております。今後なんですけれども、所管の町民児童課と相談しながら購入の目途がつき次第、買っていただくということをお願いしております。

○議長（真柄克紀君） 坂谷補佐。

○町民児童課長補佐（坂谷洋二君） 物品の購入の目途ということですが、現在そもそも購入しようとしても、まず備品、資材が手に入らないような状況でございます。この国の補助金につきましては、当初、年度内に納品ができない場合は補助対象にはならないとされていたところでございますけれども、道のほうで国の執行決定が突然であったために繰り越しの理由に該当するというので、4月以降に納品されるものについても補助対象とされましたので、町としましても繰越明許費の設定をしたところでございます。そういったことで、なんとか手に入るものは3月中に購入、手に入らないものは、品物が市場に出回るのを待ちまして4月以降に購入ということになります。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） 今日の昼休みテレビで見てたんですけど、介護施設にマスク1枚ずつとやっていたんです。それが1枚が布性だったんです。町長、今担当苦労されていると思うんです。ここは町のトップとして何らかの関係機関に強く働きかけるべきと思いますけど、いかがですか。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） この件については、既に北海道に振興局を通じて要請しているところであります。

○議長（真柄克紀君） 石原議員。

○9番（石原広務君） いや要請して物が4月になるのかわからないですけど、それでもう目途が立つということで町長、理解していいんですか。

○議長（真柄克紀君） 町長、これからの見通しと、方向性についてきちんと説明してください。

○9番（石原広務君） 目途が立ってないと言うから町長、頑張ってくださいということです。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 頑張ります。

○議長（真柄克紀君） ほかに質疑希望ありますか。

道高議員。

○6番（道高 勉君） 一般管理費の消耗品100万ありますけども、これもマスクと消毒液だということです。これはどのようにして活用されるのか、伺いたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 原総務課長。

○総務課長（原 進君） 消耗品については、新型コロナ対策にかかわる消耗品ということで、

今議員おっしゃったように、そのほかに手洗い洗剤ですとか、防護服というものを、今予約中でございます。入ってくる目途は、入り次第ということでございます。

○6番(道高 勉君) どういうふうを活用するかということ。

○総務課長(原 進君) 防護服は、町全体として役場に消耗品として備え付けます。消毒液、手洗い洗剤についても、町の施設に随時、今も入り次第常備はしているんですが、なかなか10日に1回とか、入ってきては、最近も消毒液ようやく16リッターが入って来たところですが、随時入り次第、担当課通じて不足箇所は、十分ではないですが、配るような格好で進めています。

○議長(真柄克紀君) 道高議員。

○6番(道高 勉君) ようするにマスクだとか、消毒液だとか、それぞれ手になかなか入らないでしょうけれども、そういう手配をしながら、そして町民の利用する施設等に設置すると。マスクはどうなんですか。

○議長(真柄克紀君) 原課長。

○総務課長(原 進君) マスクは災害用のマスクをストックしてたんですが、今回の緊急事態ということで病院のほうにすべて出したものでゼロという形ですから、災害用の備えとして、これについては購入をするということでございます。

○議長(真柄克紀君) 道高議員3回目です。

○6番(道高 勉君) ようするにこれ第1弾だと思うんです。こういう災害対策については、第2弾、第3弾とあるかもわかりません。また続くかもしれませんし、だからそれは状況に応じて対応されるということでございましたので、災害用でしたらきちんとした災害の感染症もこういった今までに考えつかない事態でございますので、それ専用の対策としてのことを町民向け、それから高齢者施設向けだとか、医療用だとか、そういったことの対策を全体的に考えていくような計画もこれから予算付けが必要でないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長(真柄克紀君) 副町長。

○副町長(佐々木正則君) 今回お願いをしますこの補正予算だけで、感染対策が万全だというふうには思っておりません。このあと何回かの補正は必ず必要だというふうに理解をしております。その際には、議会の方にもご相談、説明を申し上げながら対策を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(真柄克紀君) ほかに質疑希望ございますか。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」という者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 決議案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第19、決議案第1号民族共生の未来を切り開く決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平澤議員。

○10番（平澤 等君） ただ今上程されました決議案第1号民族共生の未来を切り開く決議の提案理由を申し上げます。

皆様ご承知のとおり北海道には弥生時代が無く、13世紀ぐらいまでは、縄文、擦文時代が続き、蝦夷地のアイヌの人々は、狩猟や漁労により独自の文化を形成していました。2019年4月にはアイヌ新法が成立し、アイヌ民族が先住民族であると初めて明記されました。このようなことから、ウポポイが開設されるこの機会に、道南各地の町から先頭に立って民族共生社会を作り上げていくという決意を表明したく、決議案を提案いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

（「よし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 説明が終わりました。

本決議案は、議長を除く11名連名で提案されておりますので、質疑、討論を省略し、採決したいと思っております。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決議いたしました。

◎日程第20 発議第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第20、発議第1号を議題といたします。

三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することと決しました。

◎閉議宣告

○議長（真柄克紀君） お諮りいたします。

今定例会に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。

よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

コロナ対策等の関係で大変長期にわたる会期になりました。議員各位並びに関係者にはご協力大変深く感謝申し上げます。

また、先ほど補正予算でもありましたが、このコロナ対策等については、これからも議会のほうでも責任を持って対応していかなければならないと思いますので、議会議員の皆さんのご協力方、この席から重ねてよろしくお願ひしたいと思います。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（真柄克紀君） それでは以上で令和2年第1回せたな町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午後1時35分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年4月1日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 吉 田 実

署名議員 梶 田 道 廣